

平成
23
年度

平成23年度

広島県環境データ集

広島県環境データ集

広島県

平成23年12月
広島県



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

広島県環境データ集 目次

第1 大気環境

1	大気汚染測定網一覧	1
2	大気汚染常時監視測定期別測定項目（一般環境大気測定期）	2
3	大気汚染常時監視測定期別測定項目（自動車排出ガス測定期）	2
4	大気汚染常時監視網配置図	3
5	二酸化硫黄濃度測定結果	4
6	二酸化窒素濃度測定結果	5
7	一酸化炭素濃度測定結果	6
8	浮遊粒子状物質濃度測定結果	7
9	光化学オキシダント濃度測定結果	8
10	緊急時等における協力工場・事業場一覧	9
11	オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数	10
12	オキシダント情報等の月別発令回数	11
13	非メタン炭化水素濃度測定結果	11
14	有害大気汚染物質モニタリング結果	12
15	簡易測定法による硫黄酸化物濃度測定結果	12
16	簡易測定法による窒素酸化物測定結果	13
17	浮遊粒子状物質測定結果年平均値	13
18	降下ばいじん量年平均値の推移	14
19	浮遊粉じん測定結果年平均値	14
20	黄砂飛来日数	14
21	大気環境中のアスベスト濃度調査結果	15
22	自動車排出ガス規制の概要	16
23	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数	18
24	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等	18
25	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	18
26	生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等	19
27	大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等	19
28	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等	20
29	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	20
30	生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等	21
31	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	21

第2 水環境

1	水質環境基準の水域類型の指定状況	22
2	環境基準の達成状況（BOD又はCOD）	26
3	環境基準の達成状況（全窒素及び全りん）	26
4	水域別環境基準（BOD, COD）の達成状況	27
5	水域別環境基準（全窒素及び全りん）の達成状況	30
6	健康項目の環境基準値を超える割合	31
7	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（河川）	32
8	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（湖沼）	33
9	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（海域）	34
10	主要河川の水質汚濁状況（BOD）	35
11	海域の水質汚濁状況（COD）	36
12	環境基準類型指定水域別水質（BOD, COD）の推移	37
13	環境基準点についての地点別測定結果（生活環境項目）	41
14	環境基準点についての地点別測定結果（全窒素及び全りん）	47

15	海域の栄養塩の状況	50
16	ダム貯水池（貯水量1,000万m ³ 以上）の栄養塩の状況	50
17	椋梨ダムのアオコ確認日数	50
18	地下水環境基準達成率の推移	51
19	地下水水質測定結果	52
20	海域における底質の現状	58
21	公共用水域要監視項目等調査結果	59
22	生活排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	61
23	産業排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	61
24	産業排水（瀬戸内海流域）に係る業種別汚濁負荷量の割合	61
25	赤潮発生海域概要	62
26	特定施設の許可・届出受理状況	63
27	特定事業場の状況	63
28	業種別特定事業場の届出状況	64
29	水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	66
30	市町別水道普及率	67
31	公共下水道の普及状況	68
32	太田川流域下水道計画図	69
33	芦田川流域下水道計画図	70
34	沼田川流域下水道計画図	71
35	海水浴場水質測定結果	72

第3 騒音・振動・悪臭

1	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	74
2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定図	74
3	環境騒音の環境基準達成状況	75
4	自動車騒音の環境基準達成状況	75
5	自動車騒音測定結果	76
6	自動車騒音環境基準達成状況の経年変化	78
7	道路交通振動測定結果	79
8	面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況	81
9	航空機騒音に係る環境基準の地域指定図	82
10	航空機騒音短期測定結果	83
11	航空機騒音常時測定結果	83
12	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定	84
13	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	84
14	騒音規制区域の区分	84
15	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	85
16	特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準	85
17	騒音規制区域別の特定工場等数	85
18	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況	86
19	騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況	86
20	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	86
21	振動規制法に基づく規制区域の区分	86
22	振動規制法に基づく地域の指定図	87
23	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	87
24	特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準	88
25	振動規制区域別の特定工場等数	88
26	振動規制法に基づく特定施設の届出状況	88
27	振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	89
28	振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	89

29	悪臭防止法に基づく規制地域	89
30	悪臭の規制基準	90
31	生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況	91
32	悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況	91

第4 化学物質

1	ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況	92
2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況	93
3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況	93
4	ダイオキシン類環境汚染状況調査結果	94
5	内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果	97
6	平成22年度の土壤汚染対策法に基づく指定の手続き状況	99
7	土壤汚染対策法に基づく区域指定一覧	99
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)による汚染状況調査	100
9	水銀による魚介類の汚染調査結果	100
10	トリブチルスズ化合物(TBT)及びトリフェニルスズ化合物(TPT)による汚染調査結果	100
11	かきの重金属検査結果	101

第5 自然環境

1	自然公園等位置図	102
2	自然公園の指定状況	103
3	県自然環境保全地域一覧	104
4	自然海浜保全地区一覧	105
5	緑地環境保全地域一覧	105
6	自然公園内の許可等の処理状況	106
7	海岸線の状況	107
8	藻場・干潟の現存面積と消滅面積	107
9	保安林面積	107
10	鳥獣保護区等一覧	108
11	有害鳥獣の捕獲(捕獲数)	111

第6 温暖化対策関係

1	部門別二酸化炭素排出量の推移(広島県)	112
2	電灯・電力消費量(広島県)	112
3	用途別都市ガス販売量(広島県)	112
4	種類別燃料油販売量(広島県)	112
5	自動車保有台数の推移(広島県)	112
6	住宅用太陽光発電システム設置件数(広島県)	112

第7 廃棄物対策関係

1	し尿処理の概況	113
2	ごみ処理の概況	114
3	容器包装廃棄物の分別収集の状況	115
4	広島県分別収集促進計画(第6期)の概要	115
5	自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況	116
6	産業廃棄物処理業者許可状況	116

第8 その他

1	生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況	117
2	発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況	117
3	公害苦情事案の処理状況	118

4	環境保全協定締結状況	119
5	環境影響評価の実施状況	120
6	広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況	122
7	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業一覧	123
8	せとうち海援隊認定団体	126
9	こどもエコクラブ数、メンバー数	127
10	緑の少年団 団員数	127
11	国指定・県指定文化財等件数一覧	128
12	都市公園整備現況	129
13	県・市町の環境保全関係規程等	130

第9 環境基準

1	大気汚染に係る環境基準	133
2	有害大気汚染物質に係る環境基準	133
3	水質汚濁に係る環境基準	134
4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	141
5	騒音に係る環境基準（一般地域の騒音）	142
6	航空機騒音に係る環境基準	143
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	143
8	ダイオキシン類に係る環境基準	143
9	土壤の汚染に係る環境基準	144

1 大気汚染測定網一覧表

第1 大気環境

(平成23年3月31日現在)

項目	簡易 測定法	酸化物	窒素 測定法	酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子質 状態	微小粒子質 状態	降下ばいいん 浮遊粉じん	ハイボリュームエアサン ブラー法等	炭化水素 風向風速	温度湿度	日射量
市町	二酸化船法 紙法	アルカリろ過電率法 又は紫外線蛍光法	アルカリろ過電率法 又は紫外線蛍光法	分子拡散式 サンプラー	紫外線吸収 法	一酸化炭素 吸光光度法 又は化学発光法	β線吸収 法又は圧電天びん 法	β線吸収 法	デボジット ゲージ法等	風向風速	温度湿度	
総数	1	0	57	26	0	94	40	5	28	7	14	39
広島市			4			11	2	7		1	11	1
呉市			5			6	1	3		6		15
竹原市		8	3			5	3	4			1	
三原市		12	1			13	2	1		2		1
尾道市		1				10	1	1		1		10
福山市			7			21	9	1	6	3	9	1
府中市		8	1			2	1	1		1	14	1
三次市			1			2	1	1		1		8
大竹市			1			10	1	1		1		1
東広島市		13	1			13	2	2	13	2	1	
廿日市		12				12	1	1		1		5
安芸郡海田町		1	1			1	1	1		1		1
"熊野町						2						
山県郡北広島町			3			3				3		
豊田郡大崎上島町				1				1		1		1

資料:県環境保全課

(注) 市町の測定網である。

2 大気汚染常時監視測定局別測定項目（一般環境大気測定局）

(平成22年度末現在)

設置主体	番号	測定局		測定項目								
		名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射
県	1	大竹油見公園	大竹市油見三丁目1143	●	●	●		●		●	●	●
	2	廿日市桂公園	廿日市市桜尾本町		●	●		●		●		
広島市	3	井口小学校	広島市西区井口二丁目13-1	●	●	●		●	○	●		
	4	三篠小学校	" 西区三篠町一丁目9-25		●	●		●		●	●	●
	5	皆実小学校	" 南区皆実町一丁目15-32	●	●	●		●		●		
	6	福木小学校	" 東区馬木九丁目1-2		●	●		●		●		
	7	伴小学校	" 安佐南区沼田町大字伴6153	●	●	●		●		●		
	8	安佐南区役所	" 安佐南区古市一丁目33-14	●	●	●		●		●		
	9	可部小学校	" 安佐北区可部四丁目9-1		●	●		●		●	●	●
県	10	海田高校	安芸郡海田町つくも町1-60	●	●	●	●	●		●		
吳市	11	明立小学校	吳市伏原二丁目6-38	●	●	●	●	●		●		
	12	吳西消防署	" 中央三丁目1-34	●	●			●		●	●	●
	13	宮原小学校	" 宮原四丁目8-1	●	●	●		●		●		
	14	鍋山団地	" 警固屋一丁目地内	●	●			●		●		
	15	白岳小学校	" 広駅前一丁目6-1	●	●	●	●	●		●	●	●
県	16	東広島西条小学校	東広島市西条中央二丁目15-1	●	●	●		●		●		
	17	河内入野	東広島市河内町入野字畔之本5048-1		●	●		●		●		
	18	竹原高校	竹原市竹原町3444-1	●	●	●	●	●		●	●	●
	19	大崎小学校	豊田郡大崎上島町中野2078-1	●	●	●		●		●		
	20	三原宮浦公園	三原市宮浦二丁目1-1	●	●	●		●		●		
	21	尾道東高校	尾道市東久保町12-1		●	●		●		●		
福山市	22	松永小学校	福山市松永町六丁目7-11-8	●	●	●		●		●		
	23	向丘中学校	" 水呑向丘107	●	●	●		●		●		
	24	曙小学校	" 曙町五丁目16-3	●	●			●	○	●	●	●
	25	南小学校	" 明治町4-1	●	●	●	●	●		●	●	●
	26	手城小学校	" 南手城町四丁目5-10	●	●			●		●		
	27	培遠中学校	" 春日町三丁目15-18	●	●	●		●		●		
	28	駅家東小学校	" 駅家町法成寺67	●	●	●		●		●		
	29	神辺事業所	" 神辺町川北字内井之端1356-1		●	●		●		●		
県	30	府中市教育センター	府中市元町1-5	●	●	●		●		●		
	31	北広島町	山県郡北広島町壬生			●		●		●		
	32	三次林業技術センター	三次市十日市町168-1	●	●	●		●		●	●	●
竹原市	33	賀茂川中学校	" 東野町2501-1	○	○					○		
	34	福田区民館	" 福田町1355-1	○	○					○		
合計				26	33	28	5	32	2	34	8	8

(注) 「測定項目」欄中○印は、県中央監視局とオンライン化されていないことを示します。

3 大気汚染常時監視測定局別測定項目（自動車排出ガス測定局）

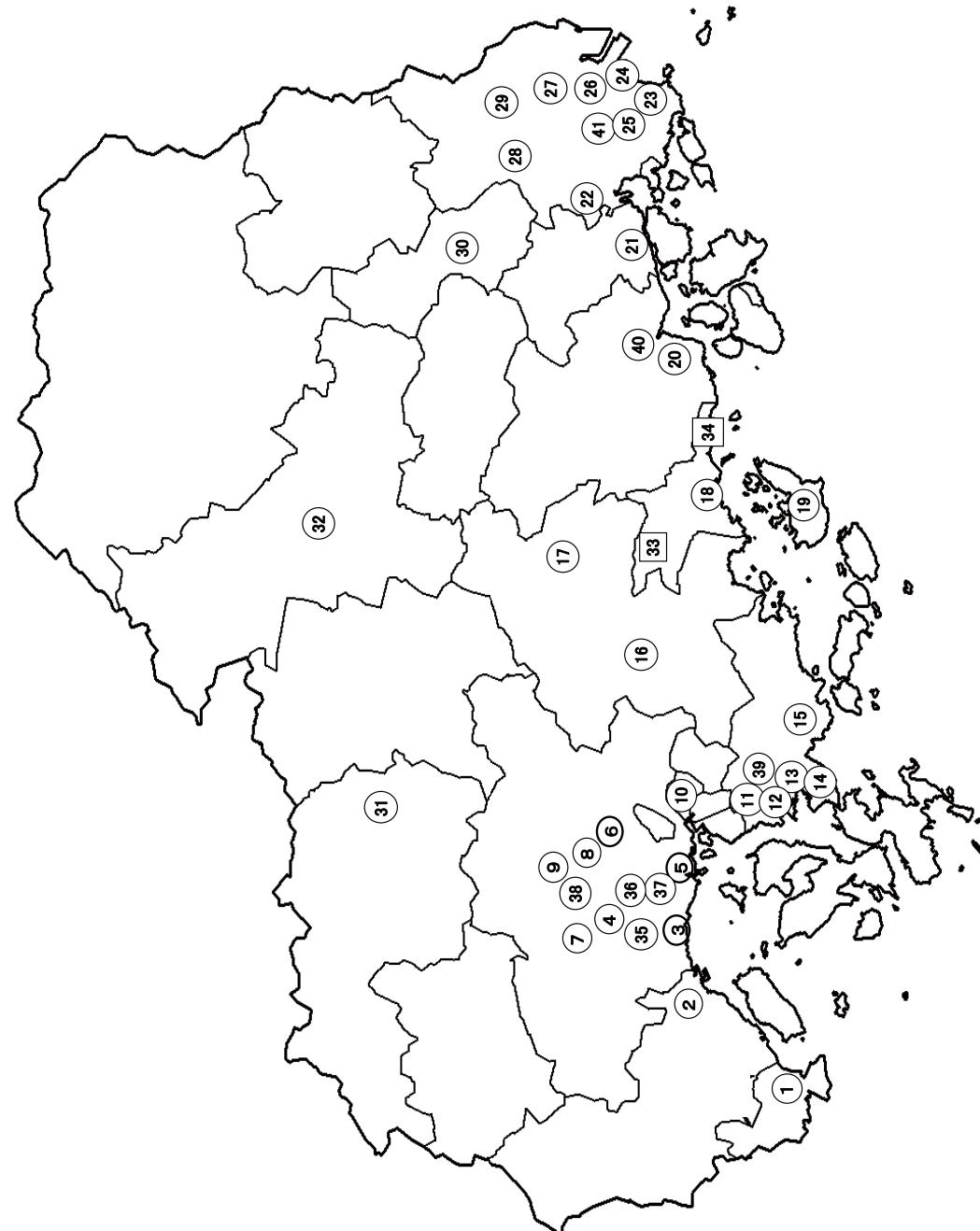
(平成22年度末現在)

設置主体	番号	測定局		測定項目								
		名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度	日射
広島市	35	庚午	広島市西区己斐本町三丁目13	●	●	●	●					
	36	紙屋町	" 中区基町11-1	●	●	●	●	●				
	37	比治山	" 南区比治山本町12	●		●	●	●				
	38	古市小学校	" 安佐南区古市二丁目21-1	●		●	●	●				
吳市	39	西畠町	吳市西畠町33地先	●	●	●		●				
県	40	三原宮沖町	三原市宮沖町119-2	●	●	●	●	●		●	●	●
福山市	41	福山市役所	福山市東桜町3-5	●	●	●		●				
合計				0	7	5	5	7	0	1	1	1

4 大気汚染常時監視網配置図

【オンライン局(○数字)】

No.	局別	測定局名
1	一般	大竹油見公園
2	一般	廿日市桂公園
3	一般	井口小学校
4	一般	三篠小学校
5	一般	皆実小学校
6	一般	福木小学校
7	一般	伴小学
8	一般	佐南区役所
9	一般	可部小学校
10	一般	海田高學校
11	一般	明立小学校
12	一般	吳西消防署
13	一般	宮原小学校
14	一般	鍋山園地
15	一般	白岳小学校
16	一般	東広島西条小学校
17	一般	河内入野
18	一般	竹原高學校
19	一般	大崎小学校
20	一般	三原宮浦公園
21	一般	尾道東高學校
22	一般	松永小学校
23	一般	向丘中学校
24	一般	曇小学校
25	一般	南小学校
26	一般	手城小学校
27	一般	培遠中学校
28	一般	駅家東小学校
29	一般	神辺事業所
30	一般	市中市教育センター
31	一般	北広島町
32	一般	三次林業技術センター
33	自排	康平町
34	自排	紙屋町
35	自排	比治山町
36	自排	古市中学校
37	自排	西畠町
38	自排	西畠町
39	自排	三原宮沖町
40	自排	山市役所
41	自排	福山市役所



【オンライン局(□数字)】

No.	局別	測定局名
33	一般	智茂川中学校
34	一般	福田公民館

(平成23年3月31日現在)
資料・県環境保全課

5 二酸化硫黄濃度測定結果表

区分	市 町	測 定 局	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の最 高値	日平均 値の 2%除 外値	環 境 基 準 適 否	1時間値の年平均値					
						(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度
一般 環境 大 氣 測 定 局	大竹市	大竹油見公園	住	348	8,429	0	0.0	0	0.0	0.027	0.005	0	適	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002
		井口小学校	住	359	8,511	0	0.0	0	0.0	0.012	0.004	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
		皆実小学校	住	359	8,512	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
		伴小学校	住	344	8,191	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0
		安佐南区役所	住	352	8,413	0	0.0	0	0.0	0.013	0.004	0	適	0.005	0.003	0.003	0.002	0.002
	海田町	海田高校	住	359	8,601	0	0.0	0	0.0	0.053	0.011	0	適	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
		明立小学校	住	365	8,676	0	0.0	0	0.0	0.039	0.006	0	適	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
		吳西消防署	商	365	8,678	0	0.0	0	0.0	0.030	0.006	0	適	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
		宮原小学校	住	365	8,682	0	0.0	0	0.0	0.029	0.007	0	適	0.004	0.004	0.003	0.003	0.002
		鍋山団地	住	364	8,673	0	0.0	0	0.0	0.030	0.008	0	適	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003
		白岳小学校	住	365	8,684	0	0.0	0	0.0	0.017	0.004	0	適	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
	東広島市	東広島西条小学校	住	361	8,659	0	0.0	0	0.0	0.023	0.007	0	適	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
		竹原高校	住	363	8,669	0	0.0	0	0.0	0.024	0.004	0	適	0.005	0.005	0.005	0.002	0.002
		賀茂川中学校	住	353	8,492	0	0.0	0	0.0	0.028	0.003	0	適	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
		福田区民館	住	361	8,653	0	0.0	0	0.0	0.044	0.004	0	適	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001
	大崎上島町	大崎小学校	未	364	8,666	0	0.0	0	0.0	0.035	0.005	0	適	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
	三原市	三原宮浦公園	住	365	8,674	0	0.0	0	0.0	0.015	0.004	0	適	0.007	0.006	0.005	0.003	0.001
福山市	福山市	松永小学校	住	365	8,641	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	0	適	0.005	0.004	0.001	0.001	0.001
		向丘中学校	住	365	8,644	0	0.0	0	0.0	0.032	0.006	0	適	0.007	0.006	0.006	0.005	0.002
		曙小学校	住	365	8,622	0	0.0	0	0.0	0.030	0.007	0	適	0.007	0.004	0.004	0.003	0.004
		南小学校	商	365	8,668	0	0.0	0	0.0	0.038	0.010	0	適	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004
		手城小学校	住	364	8,643	0	0.0	0	0.0	0.035	0.005	0	適	0.006	0.006	0.005	0.002	0.001
		培遠中学校	住	365	8,629	0	0.0	0	0.0	0.075	0.007	0	適	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002
		駅家東小学校	未	365	8,628	0	0.0	0	0.0	0.026	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
府中市	府中市教育センター	準工		363	8,678	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	0	適	0.005	0.004	0.004	0.002	0.001
三次市	三次林業技術センター	未		358	8,616	0	0.0	0	0.0	0.015	0.004	0	適	0.003	0.003	0.002	0.003	0.001

資料:県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 測定は、溶液導電率法又は紫外線蛍光法による。

2 「日平均値の2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。

3 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、

0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連續した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分
は除外していない。

4 「環境基準適否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

5 測定期の名称は、平成21年度から「大崎中野小学校」が「大崎小学校」に変更されている。

6 二酸化窒素濃度測定結果表

区分	市町	測定期	用途地	有効測定日数	測定時間	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数の値	環境基準適合	1時間値の年平均値					
							(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)		(日)	(時間)	(ppm)	(日)		
一般環境大気測定局	広島市	大竹油見公園	住	363	8,675	0.057	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.015	0.012	0.012	0.010	0.010
		廿日市市廿日市桂公園	住	364	8,706	0.062	0	0.0	1	0.3	0.033	0	適	0.021	0.020	0.017	0.017	0.017
		井口小学校	住	352	8,426	0.065	0	0.0	0	0.0	0.031	0	適	0.018	0.016	0.016	0.015	0.014
		三篠小学校	住	353	8,384	0.060	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.018	0.016	0.015	0.014	0.013
		皆実小学校	住	358	8,511	0.063	0	0.0	0	0.0	0.033	0	適	0.021	0.019	0.019	0.018	0.017
		福木小学校	住	351	8,397	0.060	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.018	0.016	0.015	0.014	0.015
		伴小学校	住	345	8,225	0.052	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.013	0.012	0.011	0.011	0.012
		安佐南区役所	住	355	8,470	0.059	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013
		可部小学校	住	354	8,456	0.049	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.015	0.012	0.011	0.011	0.011
	呉市	海田高校	住	360	8,607	0.068	0	0.0	5	1.4	0.038	0	適	0.025	0.023	0.022	0.020	0.020
		明立小学校	住	346	8,351	0.059	0	0.0	0	0.0	0.028	0	適	0.015	0.013	0.013	0.012	0.012
自動車排出ガス測定局	東広島市	呉西消防署	商	360	8,567	0.057	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.018	0.016	0.015	0.013	0.012
		宮原小学校	住	360	8,620	0.065	0	0.0	0	0.0	0.028	0	適	0.019	0.017	0.016	0.015	0.013
		鍋山団地	住	362	8,620	0.122	0	0.0	0	0.0	0.032	0	適	0.016	0.014	0.015	0.014	0.014
		白岳小学校	住	355	8,531	0.057	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.011	0.012	0.011	0.010	0.011
		東広島西条小学校	住	355	8,574	0.057	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.016	0.014	0.013	0.012	0.012
		河内入野未	未	365	8,719	0.053	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.011	0.011	0.009	0.009	0.010
	竹原市	竹原高校	住	363	8,679	0.040	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.015	0.014	0.012	0.011	0.011
		賀茂川中学校	住	360	8,658	0.046	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.017	0.016	0.015	0.012	0.016
	大崎上島町	福田区民館	住	360	8,649	0.046	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.009	0.008	0.009	0.006	0.007
		大崎小学校	未	365	8,716	0.033	0	0.0	0	0.0	0.013	0	適	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004
	三次市	三原宮浦公園	住	364	8,705	0.043	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.016	0.015	0.013	0.011	0.011
		尾道東高校	住	365	8,720	0.062	0	0.0	0	0.0	0.031	0	適	0.020	0.018	0.018	0.016	0.014
自動車排出ガス測定局	福山市	松永小学校	住	362	8,598	0.061	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適	0.020	0.018	0.018	0.017	0.017
		向丘中学校	住	363	8,578	0.059	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010
		曙小学校	住	364	8,616	0.064	0	0.0	0	0.0	0.028	0	適	0.016	0.014	0.014	0.015	0.014
		南小学校	商	354	8,469	0.070	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.021	0.020	0.019	0.019	0.018
		手城小学校	住	356	8,426	0.074	0	0.0	2	0.6	0.036	0	適	0.023	0.021	0.021	0.020	0.019
		培遠中学校	住	329	7,886	0.067	0	0.0	0	0.0	0.032	0	適	0.022	0.020	0.020	0.019	0.018
	府中市	駅家東小学校	未	320	7,683	0.061	0	0.0	0	0.0	0.016	0	適	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
		神辺事業所	未	362	8,600	0.051	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.014	0.012	0.012	0.011	0.009
	三次市	府中市教育センター	準工	364	8,721	0.055	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.012	0.010	0.009	0.008	0.008
		三次林業技術センター	未	361	8,644	0.028	0	0.0	0	0.0	0.012	0	適	0.006	0.006	0.004	0.004	0.006
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午商	商	355	8,406	0.112	0	0.0	10	2.8	0.041	0	適	0.031	0.031	0.027	0.026	0.025
		紙屋町	商	350	8,409	0.087	0	0.0	28	8.0	0.044	0	適	0.041	0.039	0.037	0.032	0.029
		比治山	商	349	8,332	0.089	0	0.0	12	3.4	0.041	0	適	0.027	0.025	0.024	0.023	0.023
	三原市	古市小学校	商	354	8,456	0.063	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.023	0.020	0.018	0.018	0.015
		西畠町	住	356	8,559	0.063	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.018	0.018	0.017	0.015	0.015
		三原宮沖町	住	365	8,722	0.052	0	0.0	0	0.0	0.034	0	適	0.032	0.027	0.023	0.021	0.022
	福山市	福山市役所	商	365	8,629	0.074	0	0.0	9	2.5	0.040	0	適	0.032	0.032	0.030	0.030	0.027

資料:県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 測定は、ザルツマン試薬を用いた吸光光度法又は化学発光法による。ザルツマン係数は0.84である。

2 「日平均値の98%値」とは、年間にわたる日平均値につき、低い方から98%に相当するものである。

3 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

4 「環境基準適合」は、「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

5 測定局の名称は、平成21年度から「大崎中野小学校」が「大崎小学校」に変更されている。

7 一酸化炭素濃度測定結果表

区分	市	町	測 定 局	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間 値の最 高値	日平均 値の2%除 外値	環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が10ppm を超えた日数	環 境 基 準 適 否	1時間値の年平均値				
							(日)	(時間)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午商	紙屋町商	355	8,457	0	0.0	0	0.0	3.0	1.2	0	適	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	
	広島市	紙屋町商	324	7,868	0	0.0	0	0.0	3.5	1.3	0	適	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6		
	呉市	西畠町住	363	8,685	0	0.0	0	0.0	2.7	0.9	0	適	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5		
	三原市	三原宮沖町住	328	7,809	0	0.0	0	0.0	1.4	0.7	0	適	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4		
	福山市	福山市役所商	365	8,688	0	0.0	0	0.0	4.4	0.8	0	適	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5		

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、非分散型赤外分析法による。

2 「日平均値の2%除外値」とは、年にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。

3 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外していない。

4 「環境基準適否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

5 三原宮沖局は、検定期間が切れているため参考値を掲載している。

8 浮遊粒子状物質濃度測定結果表

区分	市	町	測定局	用途地 域	有効測定日数	測定時間	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準適否	1時間値の年平均値				
							(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	否	18年度	19年度	20年度
一般環境測定局	広島市	大竹市	大竹油見公園	住	361	8,666	0	0.0	0	0.0	0.122	0.055	0	0.032	0.031	0.026	0.020	0.020	
		廿日市	廿日市桂公園	住	358	8,596	0	0.0	1	0.3	0.149	0.055	0	0.031	0.029	0.025	0.023	0.021	
		井口小学校	住	358	8,591	0	0.0	1	0.3	0.183	0.065	0	0.036	0.036	0.031	0.030	0.033		
		三篠小学校	住	354	8,516	0	0.0	1	0.3	0.166	0.061	0	0.032	0.029	0.026	0.025	0.022		
		皆実小学校	住	356	8,555	0	0.0	2	0.6	0.178	0.065	0	0.029	0.028	0.025	0.023	0.022		
		福木小学校	住	354	8,496	0	0.0	1	0.3	0.184	0.061	0	0.028	0.025	0.024	0.023	0.022		
		伴小学校	住	342	8,251	0	0.0	0	0.0	0.156	0.063	0	0.031	0.032	0.030	0.029	0.031		
		安佐南区役所	住	345	8,345	0	0.0	0	0.0	0.166	0.056	0	0.028	0.028	0.025	0.024	0.023		
		可部小学校	住	354	8,518	0	0.0	0	0.0	0.170	0.071	0	0.031	0.035	0.031	0.030	0.033		
		海田町	海田高校	住	355	8,520	0	0.0	2	0.6	0.166	0.065	2	否	0.037	0.033	0.028	0.027	0.026
自動車排出ガス測定局	福山市	明立小学校	住	365	8,734	0	0.0	3	0.8	0.160	0.066	3	否	0.030	0.030	0.029	0.026	0.026	
		呉市	呉西消防署	商	365	8,733	0	0.0	1	0.3	0.119	0.053	0	0.029	0.030	0.028	0.024	0.020	
		宮原小学校	住	364	8,734	0	0.0	0	0.0	0.172	0.059	0	0.033	0.031	0.027	0.025	0.023		
		鍋山団地	住	365	8,727	0	0.0	4	1.1	0.191	0.066	3	否	0.026	0.028	0.027	0.027	0.025	
		白岳小学校	住	328	7,881	0	0.0	3	0.9	0.176	0.065	3	否	0.033	0.030	0.027	0.026	0.026	
		東広島市	東広島西条小学校	住	358	8,583	0	0.0	1	0.3	0.151	0.061	0	0.030	0.030	0.027	0.025	0.022	
		河内入野未	361	8,658	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.151	0.054	0	0.026	0.026	0.023	0.021	0.020	
		竹原市	竹原高校	住	361	8,654	0	0.0	0	0.0	0.112	0.057	0	0.032	0.030	0.026	0.020	0.020	
		大崎上島町	大崎小学校	未	361	8,651	0	0.0	2	0.6	0.164	0.063	2	否	0.028	0.027	0.024	0.024	0.024
		三原市	三原宮浦公園	住	361	8,660	0	0.0	1	0.3	0.142	0.057	0	0.029	0.026	0.024	0.022	0.021	
三次林業技術センター	尾道市	尾道東高校	住	361	8,667	1	0.0	2	0.6	0.220	0.058	2	否	0.029	0.026	0.024	0.022	0.022	
		松永小学校	住	365	8,726	1	0.0	1	0.3	0.205	0.065	0	0.033	0.029	0.025	0.025	0.024		
		向丘中学校	住	365	8,743	0	0.0	0	0.0	0.118	0.053	0	0.031	0.026	0.023	0.020	0.019		
		曙小学校	住	358	8,596	0	0.0	2	0.6	0.167	0.060	2	否	0.036	0.030	0.026	0.023	0.022	
		南小学校	商	364	8,722	0	0.0	2	0.5	0.165	0.059	2	否	0.028	0.028	0.024	0.023	0.023	
		手城小学校	住	328	7,867	0	0.0	0	0.0	0.148	0.062	0	0.030	0.031	0.026	0.023	0.023		
		培遠中学校	住	365	8,742	0	0.0	0	0.0	0.131	0.073	0	0.034	0.036	0.034	0.034	0.035		
		駅家東小学校	未	363	8,709	0	0.0	0	0.0	0.113	0.054	0	0.031	0.027	0.025	0.023	0.021		
		神辺事業所	未	365	8,727	0	0.0	0	0.0	0.111	0.053	0	0.033	0.031	0.027	0.022	0.018		
		府中市	府中市教育センター	準工	361	8,660	0	0.0	1	0.3	0.136	0.063	0	0.033	0.029	0.025	0.024	0.025	
自動車排出ガス測定局	北広島町	北広島町	北広島町	未	360	8,656	0	0.0	0	0.0	0.167	0.048	0	0.0	—	—	—	0.018	0.016
		三次市	三次林業技術センター	未	361	8,649	2	0.0	1	0.3	0.233	0.050	0	0.025	0.022	0.019	0.017	0.019	
		広島市	庚午商	商	350	8,435	0	0.0	2	0.6	0.187	0.063	2	否	0.036	0.033	0.026	0.025	0.024
		紙屋町	商	355	8,510	0	0.0	1	0.3	0.166	0.068	0	0.042	0.042	0.039	0.029	0.027		
		比治山	商	335	8,065	2	0.0	2	0.6	0.206	0.065	2	否	0.028	0.026	0.025	0.026	0.024	
三次林業技術センター	古市小学校	古市小学校	商	353	8,501	0	0.0	1	0.3	0.172	0.067	0	0.030	0.029	0.024	0.024	0.022		
		吳市	西畠町	住	365	8,737	0	0.0	2	0.5	0.148	0.069	2	否	0.037	0.034	0.031	0.028	0.028
		三原市	三原宮沖町	住	359	8,638	0	0.0	2	0.6	0.181	0.066	2	否	0.036	0.031	0.025	0.027	0.027
三次林業技術センター	福山市	福山市	福山市役所	商	365	8,738	0	0.0	1	0.3	0.130	0.067	0	0.040	0.037	0.033	0.031	0.028	

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、光散乱法、ペータ線吸収法又は圧電天びん法による。

2 「環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数である。ただし、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外していない。

3 「環境基準適否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が、 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数」が0の場合を適としている。

4 測定局の名称は、平成21年度から「大崎中野小学校」が「大崎小学校」に変更されている。

9 光化学オキシダント濃度測定結果表

区分	市	町	測定局	用途地 域	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数 (日) (時間)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数 (日) (時間)	環境基準適否	昼間の1時間値の年平均値					
											18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
											(ppm)					
一般環境大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	364	5,408	0.110	86	422	0	0	否	0.035	0.036	0.033	0.035	0.033
	廿日市市	廿日市桂公園	住	364	5,411	0.109	80	429	0	0	否	-	-	0.033	0.036	0.030
	広島市	井口小学校	住	360	5,343	0.131	123	693	1	3	否	0.037	0.039	0.037	0.039	0.036
		三篠小学校	住	359	5,348	0.129	105	593	1	4	否	0.035	0.036	0.035	0.038	0.033
		皆実小学校	住	360	5,369	0.127	94	515	1	3	否	0.030	0.032	0.031	0.033	0.031
		福木小学校	住	362	5,379	0.134	99	521	1	3	否	0.032	0.033	0.034	0.035	0.030
		伴小学校	住	348	5,156	0.136	110	574	1	4	否	0.032	0.034	0.033	0.035	0.034
		安佐南区役所	住	354	5,246	0.136	123	659	1	3	否	0.029	0.033	0.032	0.035	0.035
		可部小学校	住	357	5,319	0.134	78	402	2	4	否	0.032	0.033	0.032	0.034	0.030
	海田町	海田高校	住	331	4,902	0.118	86	403	0	0	否	0.027	0.032	0.030	0.031	0.030
三次市	吳市	明立小学校	住	365	5,404	0.098	63	287	0	0	否	0.033	0.035	0.033	0.036	0.031
		宮原小学校	住	365	5,397	0.093	46	167	0	0	否	0.028	0.032	0.028	0.030	0.026
		白岳小学校	住	365	5,398	0.105	82	404	0	0	否	0.036	0.033	0.036	0.040	0.033
	東広島市	東広島西条小学校	住	365	5,405	0.108	109	660	0	0	否	0.033	0.036	0.031	0.034	0.036
		河内入野	未	365	5,411	0.104	91	493	0	0	否	0.030	0.031	0.028	0.031	0.031
	竹原市	竹原高校	住	365	5,421	0.124	114	620	1	1	否	0.033	0.034	0.032	0.034	0.034
	大崎上島町	大崎小学校	未	365	5,409	0.105	92	503	0	0	否	0.036	0.042	0.039	0.038	0.035
	三原市	三原宮浦公園	住	364	5,419	0.114	116	594	0	0	否	0.031	0.035	0.034	0.035	0.035
	尾道市	尾道東高校	住	365	5,434	0.114	99	521	0	0	否	0.034	0.036	0.035	0.036	0.034
	福山市	松永小学校	住	365	5,404	0.125	115	626	1	2	否	0.031	0.035	0.032	0.036	0.034
		向丘中学校	住	365	5,413	0.124	117	676	2	3	否	0.039	0.043	0.040	0.040	0.037
		南北小学校	商	365	5,410	0.112	85	450	0	0	否	0.031	0.036	0.032	0.035	0.032
		培遠中学校	住	365	5,412	0.115	91	401	0	0	否	0.032	0.036	0.034	0.034	0.031
		駅家東小学校	未	353	5,185	0.121	100	536	1	1	否	0.036	0.039	0.038	0.039	0.036
府中市	神辺事業所	未	365	5,408	0.122	106	578	1	2	否	0.033	0.037	0.036	0.035	0.035	
	北広島町	北広島町	未	365	5,415	0.092	43	208	0	0	否	-	-	-	0.030	0.029
	三次市	三次林業技術センター	未	365	5,404	0.096	54	298	0	0	否	0.032	0.032	0.029	0.031	0.028

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、紫外線吸収法による。

2 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

3 「環境基準適否」は、「昼間の1時間値が、0.06ppmを超えた時間数」が0の場合を適としている。

4 測定局の名称は、平成21年度から「大崎中野小学校」が「大崎小学校」に変更されている。

10 緊急時等における協力工場・事業場一覧

(平成23年4月現在)

緊急時の 発令地区別	緊急時等協力工場・事業場			協力内容			
	名 称	所 在 地		オキシダント 緊急時 (ぱい煙)	オキシダント 緊急時 (VOC)	硫黄酸化物 緊急時	予報による 協力
大竹地区	日本大昭和板紙㈱大竹工場	大竹市東栄2-1-18	○		○	○	○
	ダイセル化学工業㈱大竹工場	大竹市東栄2-1-4	○	○	○	○	○
	日本大昭和板紙㈱大竹(北)工場	大竹市東栄1-16-1	○		○	○	○
	三菱レイヨン㈱大竹事業所	大竹市御幸町20-1	○	○	○	○	○
廿日市地区	㈱ウッドワン串戸工場	廿日市市下平良2-1-37	○				
	大和製罐㈱広島工場	廿日市市大野2-11-43	○				
	瀬川金属精鍛㈱	廿日市市木材港北3-87	○				
	広島ガス㈱廿日市工場	廿日市市木材港南12-20	○				
	三共ボリエレン㈱広島事業所	廿日市市大東4-1		○			
広島地区	富安金属印刷株式会社広島工場	廿日市市峰245-80		○			
	マツダ㈱(宇品東地区)	広島市南区仁保沖町	○	○	○	○	○
	三菱重工業㈱広島製作所	広島市西区親音新町4-6-22	○	○	○	○	○
	広島市環境局工場	広島市中区南吉島1-4-2	○			○	
	広島市環境局南工場	広島市南区東雲3-17-1	○			○	
	広島市環境局安佐南工場	広島市安佐南区沼田町3990				《運転休止中》	
	コベルコ建機㈱広島事業所	広島市安佐南区祇園3-12-4		○		○	
	MCMエネルギー・サービス㈱	広島市南区仁保沖町1-1	○			○	
	三菱重工鉄構エンジニアリング㈱	広島市中区江波沖町5-1		○		○	
可部地区	大和重工㈱	広島市安佐北区可部1-21-23	○				
	広島市環境局安佐北工場	広島市安佐北区可部町中島1460-0	○				
	ダイキヨーニシカワ㈱可部工場	広島市安佐北区可部南2-25-31		○			
海田地区	マツダ㈱(本社)	安芸郡府中町新地3-1	○		○	○	○
	株日本製鋼所広島製作所	広島市安芸区船越南1-6-1	○	○	○	○	○
	安芸クリーンセンター	安芸郡坂町1322-8	○			○	
	㈱ユーシン広島	安芸郡海田町歎2-15-14		○		○	
呉地区	㈲洪谷塗装店 第四工場	安芸郡海田町月見町2-16		○		○	
	㈱淀川製鋼所呉工場	吳市昭和町9-1	○	○	○	○	○
	日新製鋼㈱呉製鐵所	吳市昭和町11-1	○		○	○	○
	㈱アイ・エイチ・アイマリンユナイテッド呉工場	吳市昭和町2-1		○		○	
広地区	吳市日附環境美化センター	吳市音戸町渡子1丁目5-13	○			○	
	王子製紙㈱呉工場	吳市広末2-1-1	○		○	○	○
	クリーンセンターべれ	吳市広多賀谷3-9-3	○			○	
東広島地区	中国木材(株)郷原工場	吳市郷原町字一ノ松光山626-2	○			○	
	中国木材(株)	吳市広多賀谷3丁目8-4	○			○	
本郷・河内地区	㈱ヒロー東邦事業所	東広島市志和町冠1045-1	○		○		
	㈱エネルギア・ソリューション・アンド・サービス 東広島コージェネレーションセンター発電所	東広島市吉川工業団地7-10	○		○		
	賀茂環境衛生センター	東広島市西条町上三永字松崎766-1	○		○		
	ダイキヨーニシカワ㈱八本松工場	東広島市八本松町原175-1		○			
	まつやセロファン㈱	東広島市西条吉行東2-5-44		○			
	新明和工業㈱特装車事業部広島工場	東広島市八本松町宗吉125		○			
	光陽建設(株)	東広島市黒瀬町津江字イラスケ1845	○				
	光和金属工業(株)板城工場	東広島市黒瀬町カワギ427-37	○				
大崎地区	東洋製錬㈱広島工場	三原市本郷町下北方234		○			
	東邦亜鉛㈱島契製錬所	豊田郡大崎上島町東野5562-1	○		○	○	○
	中国電力㈱大崎発電所	豊田郡大崎上島町中野6208-1	○		○	○	○
竹原地区	三井金属鉱業㈱竹原製錬所	竹原市塩町1-5-1	○		○	○	○
	電源開発㈱竹原火力発電所	竹原市忠海長浜2-1-1	○		○	○	○
三原地区	帝人㈱三原事業所	三原市円一町1-1-1	○		○	○	○
	ユニオンタイヤコード㈱	三原市円一町1-1-1	○			○	
	三菱重工業株式会社機械・鉄構事業本部三原管理統括部	三原市糸崎町5007	○	○	○	○	○
	山陽白色セメント㈱	三原市糸崎町5310-6	○		○	○	○
	三原市清掃工場	三原市八坂町227	○			○	
	三菱重工業株式会社機械・鉄構事業本部交通・先端機器事業部和田沖工場	三原市和田沖町1		○		○	
	㈱DNPオプトマティアル三原工場	三原市沼田西町小原73-47		○		○	
尾道地区	日東電工㈱尾道事業所	尾道市美ノ郷町木郷455-6		○			
松永地区	尾道市クリーンセンター	尾道市長者原1-220-75	○			○	
	フレス工業㈱尾道事業所	尾道市高須町大山田1050		○		○	
福山地区	日本化薬㈱福山工場	福山市箕沖町126		○		○	
	JFEスチール㈱西日本製鉄所	福山市钢管町1	○	○	○	○	○
	瀬戸内共同火力㈱	福山市钢管町1	○		○	○	○
	JFEミネラル㈱福山製造所	福山市钢管町1	○		○	○	○
	福山市西部清掃工場	福山市赤坂町赤坂521	○			○	
	ソネイカムテックス㈱福山工場	福山市箕沖町107-5	○			○	
	福山リサイクル発電㈱	福山市箕沖町107-8	○			○	
	福山クリーンセンター	福山ごみ固定燃料工場	○			○	
府中地区	早川ゴム㈱箕島工場	福山市箕島町南丘5351		○		○	
	北川精機㈱本社	府中市鵜飼町800-8		○			
芸北地区	北川精機㈱東工場	府中市鵜飼町800-122		○			
	山県郡西部衛生組合ごみ焼却施設	山県郡安芸太田町大字穴1497-1	○				
備北地区	芸北広域環境施設組合芸北広域きれいセンター	山県郡北広島町川井1080-18	○				
	喜楽鉱業㈱	山県郡北広島町新氏神71-1	○				
	マツダ(株)三次事業所	三次市東酒屋町天狗松551-1	○				
備北地区	三次市三次環境クリーンセンター	三次市廻神町1820-12	○				
	備北クリーンセンター	庄原市一木町266-1	○				
合計		73工場・事業場		53	28	24	46

資料:県環境保全課

11 オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数

発令ランク	地区\年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
情 報	大竹	3	8	3	6	5	3	4	4	1	7
	廿日市	—	—	—	—	—	—	—	8	10	5
	広島	9	9	14	17	13	11	13	15	17	18
	可部	0	1	0	3	1	3	4	7	14	4
	海田	0	4	2	2	2	1	10	5	5	3
	呉	2	5	4	5	1	3	3	0	1	0
	広	0	5	7	9	1	2	3	2	2	1
	東広島	—	4	2	6	1	3	5	1	0	2
	本郷・河内	—	7	7	9	2	2	4	2	3	2
	竹原	6	9	8	13	6	8	6	3	4	3
	大崎	4	2	3	6	2	3	6	2	2	2
	三原	3	5	4	7	5	0	3	2	7	6
	尾道	2	5	2	9	2	5	5	5	6	4
	松永	2	2	0	2	0	1	5	3	12	6
	福山	10	14	10	14	10	10	10	13	11	11
	福山北部	3	6	4	3	0	8	5	9	14	11
	府中	6	9	2	9	2	4	4	0	7	5
	芸北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	備北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	計	50	95	72	120	53	67	90	81	116	90
	実日数	13	17	18	27	17	19	20	21	25	22
注 意 報	大竹	0	3	0	4	0	0	1	0	0	0
	廿日市	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0
	広島	3	4	2	3	3	5	4	3	3	2
	可部	0	1	0	0	0	1	2	0	3	3
	海田	0	1	0	0	0	0	2	2	1	0
	呉	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	広	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0
	東広島	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	本郷・河内	—	4	1	1	0	1	0	0	0	0
	竹原	0	2	2	4	1	1	0	1	0	1
	大崎	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0
	三原	1	2	1	1	0	1	0	1	1	0
	尾道	1	3	0	2	0	0	0	1	1	0
	松永	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	福山	2	7	3	6	5	2	3	4	3	2
	福山北部	1	2	1	0	0	4	1	1	3	2
	府中	0	2	0	0	0	3	0	0	1	0
	芸北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	備北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	計	9	38	11	22	10	18	15	13	17	11
	実日数	5	9	4	13	8	9	6	5	6	7
警 報	実日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：回

資料：県環境保全課

注) 実日数とは、情報・注意報を発令した日数を示す。

12 オキシダント情報等の月別発令回数

(平成22年度)

区分・月 地区	情 報 (回)								注 意 報 (回)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
大 竹	3	3		1				7								0
廿 日 市	2	2		1				5								0
広 島	4	8	3	3				18			1		1			2
可 部		1		3				4			1		2			3
海 田	1			2				3								0
呉								0								0
広				1				1								0
東 広 島	2							2								0
本郷・河内	2							2								0
竹 原		1		2				3					1			1
大 崎	1			1				2								0
三 原	1	1	1	3				6								0
尾 道			2	2				4								0
松 永	1	1	1	3				6			1					1
福 山	4	1	2	4				11			1		1			2
福山北部	4	3	2	2				11			1		1			2
府 中	1	1		3				5								0
芸 北								0								0
備 北								0								0
計	0	26	22	11	31	0	0	90	0	0	5	0	6	0	0	11

資料:県環境保全課

13 非メタン炭化水素濃度測定結果表

区 分	市	町	測 定 局	用 域途 地	測 定 時 間 (時間)	6~9時 における年平 均値 (ppmC)	6~9時 測定日 数	6~9時3時間平 均値		6~9時3時間平 均値が0.20ppmc を超えた日数と その割合		6~9時3時間平 均値が0.31ppmc を超えた日数と その割合		1時間値の年平均値 (ppmC)				
								最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
一般 環境 大 気 測 定 局	海 田 町	海 田 高 校	住	7,855	0.17	343	0.79	0.04	97	28.3	17	5.0	0.20	0.18	0.18	0.17	0.16	
		明 立 小 学 校	住	8,310	0.25	363	0.66	0.04	252	69.4	95	26.2	0.34	0.24	0.19	0.18	0.20	
		白 岳 小 学 校	住	8,346	0.14	365	0.35	0.03	49	13.4	2	0.5	0.24	0.15	0.18	0.16	0.12	
		竹 原 高 校	住	7,988	0.08	349	0.26	0.01	3	0.9	0	0.0	–	0.11	0.10	0.10	0.07	
自動車 排出ガス 測定局	福 山 市	南 小 学 校	商	8,335	0.15	364	0.42	0.04	41	11.3	9	2.5	0.21	0.19	0.16	0.15	0.14	
		庚 午 商	商	8,042	0.32	337	0.93	0.06	270	80.1	170	50.4	0.32	0.29	0.27	0.26	0.02	
		紙 屋 町 商	商	7,717	0.22	334	0.57	0.03	171	51.2	52	15.6	0.35	0.29	0.26	0.19	0.21	
		比 治 山 商	商	7,648	0.16	320	0.57	0.04	75	23.4	7	2.2	0.23	0.25	0.21	0.17	0.16	
	広 島 市	古 市 小 学 校 商	商	8,319	0.14	351	0.45	0.00	60	17.1	12	3.4	0.17	0.15	0.13	0.13	0.11	
	三 原 市	三 原 宮 沖 町 住	6,953	0.17	303	0.44	0.04	72	23.8	7	2.3	0.24	0.19	0.20	0.18	0.14		

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、ガスクロマトグラフ法による。

2 竹原高校局は、平成18年2月から平成19年8月まで測定を休止している。

14 有害大気汚染物質モニタリング結果

(平成22年度)

地点(分類) 物質名	単位	東広島 西条小学校 (一般環境)	三原 宮沖町 (沿道)	大竹 油見公園 (発生源周辺)	竹原高校 (発生源周辺)	海田高校 (発生源周辺)	環境基準	指針値
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.94	1.3	1.0	1.0	0.90	3	
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17	0.53	0.36	0.040	0.18	200	
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.23	0.29	0.45	0.049	0.035	200	
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.66	0.79	0.68	0.71	2.0	150	
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.071	0.073	0.52	0.035	0.034		2
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.055	0.098	0.17	0.028	0.014		10
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.25	0.24	0.55	0.12	0.12		18
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.19	0.23	0.37	0.21	0.15		1.6
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.11	0.21	0.24	0.047	0.21		2.5
水銀及びその化合物	ngHg/m^3	2.0	2.1	—	—	—		40
ニッケル化合物	ngNi/m^3	2.3	—	—	4.4	—		25
ヒ素及びその化合物	ngAs/m^3	2.0	—	—	2.6	—		6
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.1	2.3	3.4	—	—		
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.066	—	0.066	—	—		
ベンゾ(a)ピレン	ng/m^3	0.12	0.37	—	—	—		
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.3	1.9	2.3	—	—		
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.035	—	—	0.014	—		
マンガン及びその化合物	ng/m^3	29	—	—	21	—		
クロム及びその化合物	ng/m^3	3.7	—	—	1.2	—		

(注) 各地点の濃度は、平成22年4月から23年3月までの月1回採取したものの平均濃度

(平成22年度)

地点(分類) 物質名	単位	広島市			呉市			福山市			
		井口小学校 (一般環境)	安佐南区役所 (一般環境)	比治山 (沿道)	楠那中学校 (発生源周辺)	白岳小学校 (一般環境)	宮原小学校 (発生源周辺)	南小学校 (一般環境)	松永小学校 (一般環境)	曙小学校 (発生源周辺)	福山市役所 (沿道)
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	1.2	1.4	1.1	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.7
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.033	0.054	0.19	0.17	0.071	0.08	0.35	0.082	0.45	—
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.068	0.082	0.074	0.064	0.19	0.37	0.29	0.23	0.32	—
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.67	0.80	0.92	0.94	0.89	0.80	1.2	1.7	1.2	—
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.044	0.029	0.035	0.032	0.021	0.021	0.022	0.021	—	—
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.026	0.019	0.025	0.024	0.064	0.064	0.033	—	—	—
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17	0.14	0.17	0.14	0.19	0.16	0.16	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.16	0.16	0.16	0.16	0.18	0.18	0.16	0.16	—	—
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.13	0.14	0.22	0.10	0.13	0.17	0.15	—	—	0.22
水銀及びその化合物	ngHg/m^3	1.7	2.0	2.1	2.3	1.9	2.1	1.6	1.8	1.6	—
ニッケル化合物	ngNi/m^3	2.3	2.2	3.8	3.2	6.0	8.5	3.5	—	4.0	—
ヒ素及びその化合物	ngAs/m^3	1.6	1.4	1.9	2.1	1.8	1.8	1.2	—	1.3	—
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.8	1.7	2.0	1.8	2.5	1.6	1.8	—	1.9	2.0
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.060	0.075	0.069	0.059	0.074	0.073	0.12	—	—	—
ベンゾ(a)ピレン	ng/m^3	0.31	0.31	0.36	0.30	0.28	0.23	0.29	—	—	0.31
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.3	2.5	3.4	2.9	1.8	1.9	2.0	—	2.1	2.4
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.098	0.020	0.028	0.028	0.027	0.018	0.0094	—	—	—
マンガン及びその化合物	ng/m^3	33	14	30	24	80	170	30	—	37	—
クロム及びその化合物	ng/m^3	2.8	2.8	6.7	4.4	11	14	2.9	—	4.0	—

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 各地点の濃度は、平成22年4月から23年3月までの月1回採取したものの平均濃度

15 簡易測定法による硫黄酸化物濃度測定結果表

市町	測定法 (単位)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		22年度／18年度	22年度／21年度
						測定値	地点数		
尾道市	二酸化鉛法 ($\text{SO}_2/\text{mg}/\text{日}/100\text{cm}^3$)	0.02	0.01	0.01	0.01	0.004	1	0.2	0.4
海田町	アルカリろ紙法 ($\text{SO}_2/\text{mg}/\text{日}/100\text{cm}^3$)	0.03	0.03	0.04	0.025	—	—	—	—
竹原市	分子拡散式 サンプラー法 (ppb)	5.8	5.2	5.2	4.8	4.9	8	0.8	1.0
三原市		5.3	5.0	4.9	3.7	4.5	12	0.9	1.2
府中市		4.3	3.8	3.7	3.6	3.7	8	0.9	1.0
東広島市		3.8	3.6	3.5	3.4	3.4	13	0.9	1.0
廿日市市		4.9	5.0	4.3	4.5	4.3	12	0.9	1.0
海田町		—	—	—	—	5.6	1	—	—
坂町		5.8	5.4	5.5	5.5	5.4	3	0.9	1.0

16 簡易測定法による窒素酸化物測定結果

市町	測定法 (単位)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		22年度 /18年度	22年度 /21年度
						測定値	地点数		
大竹市	分子拡散式 サンプラー法 NG-KN-S 法 (NO ₂ ppb)	12.8	12.5	12.0	11.1	11.5	10	0.9	1.0
廿日市市		16.2	14.6	13.6	12.5	12.4	12	0.8	1.0
竹原市		16.6	15.1	14.6	13.7	13.2	5	0.8	1.0
三原市		—	13.2	10.4	9.9	9.6	13	—	1.0
尾道市		19.7	14.5	13.0	11.5	11.4	14	0.6	1.0
福山市		14.1	13.0	11.3	7.4	10.7	21	0.8	1.4
府中市		9.2	8.6	7.4	6.9	7.1	2	0.8	1.0
三次市		7.8	7.1	6.4	5.9	5.8	2	0.7	1.0
東広島市		11.0	10.5	9.8	9.1	9.5	13	0.9	1.0
海田町		—	—	—	—	20.1	1	—	—
熊野町		8.5	7.4	7.0	6.6	6.2	2	0.7	0.9
坂町		15.3	12.4	12.3	10.9	11.9	3	0.8	1.1
福山市	分子拡散式 サンプラー法 NG-KN-S 法 (NO _x ppb)	23.2	20.0	17.7	10.7	16.3	21	0.7	1.5
東広島市		22.2	19.8	19.1	17.0	18.4	13	0.8	1.1
三原市	アルカリろ紙法 (NO ₂ mg/日/100cm ³)	0.005	0.005	—	—	—	—	—	—
海田町		0.017	0.015	0.009	0.011	—	—	—	—

各市町調べ

17 浮遊粒子状物質測定結果年平均値

市町	年度	浮遊粒子状物質	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
広島市	20	18	0.13	0.02	0.02	0.001>	0.010	0.008	0.06	0.002
	21	20	0.10	0.01	0.02	0.001>	0.012	0.001	0.05	0.004
	22	14	0.09	0.01	0.03	0.002	0.015	0.001	0.04	0.002
呉市	20	20	0.49	0.02	0.01	0.001>	0.023	0.004	0.1	—
	21	18	0.52	0.02	0.01	0.001>	0.023	0.003	0.09	—
	22	17	0.52	0.17	0.01	0.001>	0.023	0.003	0.09	—
福山市	20	23	0.67	0.03	0.01	0.001	0.027	0.004	0.11	0.004
	21	24	0.58	0.02	0.01	0.001	0.022	0.003	0.08	0.004
	22	22	0.54	0.02	0.01	0.001	0.021	0.003	0.08	0.004
東広島市	20	19	—	0.02	—	—	—	—	—	—
	21	16	—	0.02	—	—	—	—	—	—
	22	13	—	0.02	—	—	—	—	—	—

各市町調べ

(注) 検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

測定法はハイボリュームエアサンプラー又はローボリュームエアサンプラーで、単位は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。

18 降下ばいじん量年平均値の推移

(単位:t/km²/月)

市町	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		22年度 /18年度	22年度 /21年度
					測定値	地点数		
広島市	1.7	1.9	1.4	1.3	1.4	3	0.8	1.1
呉市	3.2	3.2	2.6	2.2	2.5	15	0.8	1.1
竹原市	2.2	2.3	1.7	1.8	2.2	6	1.0	1.2
三原市	1.4	1.6	1.2	1.4	1.3	12	0.9	1.0
尾道市	4.6	4.6	3.5	3.4	2.7	10	0.6	0.8
福山市	2.5	2.7	3.4	2.2	2.8	14	1.1	1.3
府中市	2.4	2.6	2.1	1.9	2.3	8	1.0	1.2
大竹市	2.4	2.2	1.6	1.8	1.6	4	0.7	0.9
東広島市	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1	0.9	1.1
廿日市市	1.8	1.8	1.5	1.6	1.9	5	1.0	1.2
海田町	2.8	2.9	2.0	2.3	2.6	1	0.9	1.1
坂町	2.3	1.4	1.9	1.3	2.2	3	1.0	1.7

各市町調べ

(注)測定法は、デポジットゲージ又はダストジャーである。

19 浮遊粉じん測定結果年平均値

(単位: μg/m³)

市町	年度	浮遊粉じん	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
呉市	20	38	2.9	0.02	0.19	0.001>	0.06	0.006	0.15	—
	21	42	3.2	0.02	0.21	0.001>	0.05	0.007	0.19	—
	22	47	2.7	0.03	0.21	0.001>	0.03	0.006	0.27	—
大竹市	20	43	0.30	0.01	0.01	0.001>	0.01	0.01	0.05	0.011
	21	40	0.44	0.01	0.01	0.001>	0.02	0.01>	0.04	0.005
	22	36	0.19	0.01	0.01	0.001>	0.02	0.002	0.05	0.005

各市町調べ

(注)検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

測定法はハイ測定法はハイボリュームエアサンプラー又はローボリュームエアサンプラーである。

20 黄砂飛来日数

(単位: 日)

年	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
黄砂飛来日数	26	21	11	10	10	12	8	7	3	14

21 大気環境中のアスベスト濃度調査結果

(単位:アスベスト纖維の本数/L) (平成 22 年度)

地域区分	場 所	測 定 地 点	環境大気中の濃度			参考 (H21 年度 平均値)
			3日間の 平均	最大	最小	
幹線道路 沿い	海田町	海田消防署路肩	0.16	0.39	ND	0.13
		" 駐車場	0.12	0.16	0.11	0.34
	三原市	三原宮沖町大気測定局路肩	0.18	0.27	0.11	0.074
		測定局道路端から約 20m の地点	0.13	0.21	ND	0.24
工業地域	北広島町	県営千代田工業団地①	0.24	0.42	0.11	0.035
		県営千代田工業団地②	0.20	0.23	0.17	0.045
	府中市	府中市鵜飼工業団地中心部	ND	ND	ND	0.036
		府中市鵜飼工業団地汚水処理場	ND	ND	ND	0.057
都市地域	東広島市	西条小学校大気測定局	0.081	0.16	ND	0.056
		県東広島地域事務所庁舎	ND	ND	ND	0.054
農村地域	三次市	林業技術センター大気測定局	ND	ND	ND	0.035
		" 場内南側敷地	0.052	0.052	ND	0.030
		" 場内北側敷地	ND	ND	ND	-

資料：県環境保全課

地 域 区 分		濃 度 (平均値)	
広島市	幹線道路沿い		(0.10)
	商工業地域		(0.062)
	住宅地域		(0.068)
呉市	住宅地域	A	0.11
		B	ND
福山市	道路沿線地域	A	(0.14)
		B	(0.16)
	商工業地域	A	(0.057)
		B	(0.057)
	内陸山間地域	A	(0.057)
		B	(0.057)
	住宅地域	A	(0.057)
		B	(0.071)

資料：広島市、呉市、福山市

注)ND(不検出)を含む場合の平均値の算出方法

不検出の検体の濃度を、100 視野※で1本検出された場合の濃度として、幾何平均を算出した。

(ただし、福山市は不検出の検体の濃度を、100 視野※で1本検出された場合の濃度の 1/2 の値として、幾何平均を算出した。)

(※ 直径 300 μ m の顕微鏡視野を1視野とした 100 回分の視野数)

※特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準：
大気中のアスベストの濃度が1リットルにつき10本

22 自動車排出ガス規制の概要

種別		新短期規制				新長期規制				ポスト新長期規制				備考
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15モード(g/km)	CO	平成12年	1.27(0.67)	コンバインモード(g/km)※3	CO	平成17年	1.92(1.15)	コンバインモード(g/km)※NOX触媒付直噴車に限る	CO	平成21年	1.92(1.15)	
			HC		0.17(0.08)		NMHC		0.08(0.05)		NMHC		0.08(0.05)	
			NOx		0.17(0.08)		NOx		0.08(0.05)		NOx		0.08(0.05)	
		11モード(g/test)	CO		31.1(19.0)						PM		0.007(0.005)	
			HC		4.42(2.20)									
	軽自動車	10・15モード(g/km)	CO	平成14年	5.11(3.30)	コンバインモード(g/km)	CO	平成19年	6.67(4.02)	コンバインモード(g/km)※NOX触媒付直噴車に限る	CO	平成21年	6.67(4.02)	
			HC		0.25(0.13)		NMHC		0.08(0.05)		NMHC		0.08(0.05)	
			NOx		0.25(0.13)		NOx		0.08(0.05)		NOx		0.08(0.05)	
		11モード(g/test)	CO		58.9(38.0)						PM		0.007(0.005)	
			HC		6.40(3.50)									
	トラック・バス	軽量車(GVW≤1.7t)	CO	平成12年	1.27(0.67)	コンバインモード(g/km)	CO	平成17年	1.92(1.15)	コンバインモード(g/km)※NOX触媒付直噴車に限る	CO	平成21年	1.92(1.15)	
			HC		0.17(0.08)		NMHC		0.08(0.05)		NMHC		0.08(0.05)	
			NOx		0.17(0.08)		NOx		0.08(0.05)		NOx		0.08(0.05)	
			CO		31.1(19.0)						PM		0.007(0.005)	
			HC		4.42(2.20)									
		中量車(1.7t<GVW≤3.5t)	CO	平成13年	2.50(1.40)									
			CO		3.36(2.10)									
			HC		0.17(0.08)									
			NOx		0.25(0.13)									
			11モード(g/test)		38.5(24.0)									
		重量車(3.5t<GVW)	CO	平成13年	4.42(2.20)									
			HC		2.78(1.60)									
			NOx		26.0(16.0)									
ディーゼル車	乗用車	10・15モード(g/km)	CO	平成14年	0.98(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO	平成17年	0.84(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO	平成21年	0.84(0.63)	ディーゼル乗用車において、「小型車」とは、車両総重量1.25t(車両単重1.265t)以下、「中型」とは、等価慣性質量1.25t(車両単重1.265t)超である。
			HC		0.24(0.12)		MNHC		0.032(0.024)		MNHC		0.032(0.024)	
			NOx	小型	0.43(0.28)		NOx	小型	0.19(0.14)		NOx		0.11(0.08)	
			NOx		0.45(0.30)		NOx		0.20(0.15)		NOx		0.007(0.005)	
			PM	小型	0.11(0.052)		PM	小型	0.017(0.013)		PM		0.007(0.005)	
		軽量車(GVW≤1.7t)	CO		0.98(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO		0.84(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO	平成21年	0.84(0.63)	17年規制から重量区分を変更。(自)車両単重1.7t以下
			HC		0.24(0.12)		NMHC		0.032(0.024)		NMHC		0.032(0.024)	
			NOx		0.43(0.28)		NOx		0.19(0.14)		NOx		0.11(0.08)	
			PM		0.11(0.052)		PM		0.017(0.013)		PM		0.007(0.005)	
	トラック・バス	中量車(1.7t<GVW≤3.5t)	CO	平成15年	0.98(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO	平成17年	0.84(0.63)	コンバインモード(g/km)	CO	平成21年	0.84(0.63)	17年規制から重量区分を変更。(自)車両単重1.7t以下
			HC		0.24(0.12)		NMHC		0.032(0.024)		NMHC		0.032(0.024)	
			NOx		0.68(0.49)		NOx		0.33(0.25)		NOx		0.20(0.15)	
			PM		0.12(0.06)		PM		0.020(0.015)		PM		0.009(0.007)	
			CO	平成15年	3.46(2.22)	JE05モード(g/kWh)	CO	平成17年	2.95(2.22)	JE05モード(g/kWh)	CO	平成21年	2.95(2.22)	中量車 1.7t<GVW≤3.5t 重量車 3.5t<GVW
		D13モード(g/kWh)	HC		1.47(0.87)		NMHC		0.23(0.17)		NMHC		0.23(0.17)	
			NOx		4.22(3.38)		NOx		2.7(2.0)		NOx		0.9(0.7)	
			PM		0.35(0.18)		PM		0.036(0.027)		PM		0.013(0.010)	

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 1.27(0.67)とは、1台あたりの上限値 1.27、型式あたりの平均値 0.67 を示す。

※3 コンバインモードとは、

平成17年(2005年)からは10・15モードの測定値に0.88を乗じた値と11モードの測定値に0.12を乗じた値との和で算出される値

平成20年(2008年)からは10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

平成23年(2011年)からはJC08Hモードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

※4 ディーゼル車トラック・バスの重量車のうち、車両総重量2.5t<GVW≤12tについては平成15年10月1日から、車両重量12t<GVWについては平成16年10月1日から適用される。

種別		従来規制				現行(次期)規制				備考
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
二輪車	第一種原動機付自転車	4サイクル 二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	18年、19年からの 二輪車の試験モード は冷始動作に変更。
			HC		(2.00)		HC		(0.50)	
			NOx		(0.30)		NOx		(0.15)	
		2サイクル 二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(8.00)		CO	平成19年	(2.0)	
			HC		(3.00)		HC		(0.50)	
	第二種原動機付自転車	4サイクル 二輪車 (g/km)	CO	平成11年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	
			HC		(2.00)		HC		(0.50)	
			NOx		(0.30)		NOx		(0.15)	
		2サイクル 二輪車 (g/km)	CO	平成11年	(8.00)		CO	平成19年	(2.0)	
			HC		(3.00)		HC		(0.50)	
ディーゼル特殊自動車	軽二輪自動車	4サイクル 二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	
			HC		(2.00)		HC		(0.30)	
			NOx		(0.30)		NOx		(0.15)	
		2サイクル 二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(8.00)		CO	平成19年	2.7(2.0)	
			HC		(3.00)		HC		0.40(0.30)	
	小型二輪自動車	4サイクル 二輪車 (g/km)	CO	平成11年	20.0(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	2.7(2.0)	
			HC		2.93(2.00)		HC		0.40(0.30)	
			NOx		0.51(0.30)		NOx		0.20(0.15)	
		2サイクル 二輪車 (g/km)	CO	平成11年	14.4(8.00)		CO	平成19年	2.7(2.0)	
			HC		5.26(3.00)		HC		0.40(0.30)	
			NOx		0.14(0.10)		NOx		0.20(0.15)	
ガソリン・LPG特殊自動車	定格出力 19kW以上 37kW未満のもの	8モード (g/kWh)	CO	平成19年	6.50(5.00)	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5(5.0)	※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質 ※2 規制値 20.0(13.0)とは、1台あたりの上限値 20.0、型式あたりの平均値 13.0 を示す。
			HC		1.33(1.00)		NMHC		0.9(0.7)	
			NOx		7.98(6.00)		NOx		5.3(4.0)	
			PM		0.53(0.40)		PM		0.04(0.03)	
		8モード (g/kWh)	CO	平成20年	6.50(5.00)	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5(5.0)	
			HC		0.93(0.70)		NMHC		0.9(0.7)	
			NOx		5.32(4.00)		NOx		5.3(4.0)	
			PM		0.40(0.30)		PM		0.025(0.033)	
	定格出力 56kW以上 75kW未満のもの	8モード (g/kWh)	CO	平成20年	6.50(5.00)	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5(5.0)	
			HC		0.93(0.70)		NMHC		0.25(0.19)	
			NOx		5.32(4.00)		NOx		4.4(3.3)	
			PM		0.33(0.25)		PM		0.03(0.02)	
	定格出力 75kW以上 130kW未満のもの	8モード (g/kWh)	CO	平成19年	6.50(5.00)	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5(5.0)	
			HC		0.53(0.40)		NMHC		0.25(0.19)	
			NOx		4.79(3.60)		NOx		4.4(3.3)	
			PM		0.27(0.20)		PM		0.03(0.02)	
	定格出力 130kW以上 560kW未満のもの	8モード (g/kWh)	CO	平成18年	4.55(3.50)	NRTCモード 8モード (g/kWh)	CO	平成23年	4.6(3.5)	
			HC		0.53(0.40)		NMHC		0.25(0.19)	
			NOx		4.79(3.60)		NOx		2.7(2.0)	
			PM		0.23(0.17)		PM		0.03(0.02)	
	定格出力 19kW以上 560kW未満のもの	7モード (g/kWh)	CO	平成19年	26.6(20.0)	7モード (g/kWh)	CO	平成19年	26.6(20.0)	
	HC		0.80(0.60)		HC		0.80(0.60)			
	NOx		0.80(0.60)		NOx		0.80(0.60)			

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 20.0(13.0)とは、1台あたりの上限値 20.0、型式あたりの平均値 13.0 を示す。

23 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数

(平成23年3月31日現在)

区分	工場・事業場数			施設数					
	合計	構成比(%)	法	条例	合計	構成比(%)	法	条例	
総 計	3377	100	2582	795	12124	100	7228	4896	
広 島	1082	32.0	913	169	2503	20.6	1819	684	
広島西	207	6.1	163	44	717	5.9	414	303	
呉	327	9.7	244	83	2094	17.3	1088	1006	
芸 北	180	5.3	127	53	521	4.3	373	148	
広島中央	360	10.7	248	112	1459	12.0	743	716	
尾 三	415	12.3	286	129	1308	10.8	774	534	
福山・府中	567	16.8	422	145	2568	21.2	1494	1074	
備 北	239	7.1	179	60	954	7.9	523	431	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

2 区分は、広域行政圏による。

24 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等

(平成23年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	施設構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	18	19	28	29	30	31									
				ボイラーガス発生炉	焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	転炉	金属溶解炉	加熱炉	焼成炉	溶融炉	反応炉	直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	反応炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	コーキス炉	ガスタンク	ディーゼル機関	ガス機関					
構成比(%)	-	100	-	71.6	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	4.5	5.7	0.4	1.4	0.1	0.1	0.1	4.0	0.7	4.6	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.3	5.1	0.1			
総 計	1,545	3,632	100	2,599	2	3	8	11	9	164	208	14	51	2	3	5	144	24	167	1	1	9	1	9	10	184	3			
広 島	493	1,111	30.6	785		2				65	54		1				21	5	53						6	119				
広島西	101	248	6.8	190						3	2	8	4				2	12		16						8	3			
呉	144	377	10.4	238		1	2	3	3	23	46		21				8		17	1						14				
芸 北	88	166	4.6	127						15	1	1	2				1	10		7						2				
広島中央	151	364	10.0	275						11	22	2	6			3	23		17							1	4			
尾 三	176	461	12.7	377						1	11		2				24		20		1	9	1			15				
福山・府中	289	717	19.7	463	2		6	8	6	35	70	3	14	2			29	19	27						9	3	21			
備 北	103	188	5.2	144						11	2		1				2	17		10							1			

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第Iに掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

25 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(平成23年3月31日現在)

区分	電気事業法関係								ガス事業法関係						鉱山保安法関係																	
	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	ボイラーガス発生炉	乾燥炉	焙焼炉	ガスタンク	ガソリン機関	ガス機関	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	ボイラーガス発生炉	ガスタンク	ガス機関	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	ボイラーガス発生炉	乾燥炉	焙焼炉	溶鉱炉	転炉	溶解炉	乾燥炉	ガス機関			
構成比(%)	-	-	100	-	5.0	0.1	17.5	71.0	6.2	0.2	-	-	100	-	75.0	12.5	12.5	-	-	100	-	8.5	15.3	6.8	3.4	1.7	6.8	3.4	49.2	3.4	1.7	
総計	697	100	1027	100	51	1	180	729	64	2	4	100	16	100	12	2	2	6	100	59	100	5	9	4	2	1	4	2	29	2	1	
広 島	348	49.9	419	40.8	5		101	278	35																							
広島西	44	6.3	79	7.7	21		6	48	4		1	25	6	37.5	6																	
呉	62	8.9	88	8.6	9		12	60	5	2																						
芸北	20	2.9	34	3.3			4	26	4																							
広島中央	46	6.6	95	9.3	8		17	57	13		1	25	4	25	4			2	33.3	52	88.1	3	9		2	1	4	2	29	2		
尾三	70	10.0	121	11.8			13	105	3		2	50	6	37.5	2	2	2		4	66.7	7	11.9	2		4							
福山・府中	80	11.5	127	12.4	8		18	101																								
備北	27	3.9	64	6.2		1	9	54																								1

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第Iに掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

26 生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等

(平成23年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	構成比(%)	2	3	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17								
				溶解炉	金属加熱炉	焼成炉	直火炉	乾燥炉	吸収施設	硫酸洗浄施設	廃ガス廃棄施設	電解施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	精製施設	加工施設	加工施設	分解施設	紡糸施設	反応施設	熱処理施設	乾燥施設	
構成比(%)	-	100	-	0.6	0.5	0.2	0.2	1.7	0.1	0.0	0.1	1.0	6.3	4.2	28.2	25.4	0.3	4.5	0.5	0.1	3.2	1.0	19.8	2.0	
総計	223	2410	100	14	12	4	4	40	3	1	3	24	152	102	679	613	8	108	13	3	77	23	478	49	
広島	53	267	11.1	6	5			11					22	14	61	48						2	97	1	
広島西	13	169	7.0					4		1	3		1	1	3	1					1	77	14	55	8
呉	29	726	30.1		5	3						15	44	26	484	149								7	
芸北	3	9	0.4					1						1											
広島中央	35	467	19.4					3					1	7	10	18	219	7	24	11			2	152	13
尾三	31	190	7.9	5		1		14	3			7	12	18	2	25		2	1			5	94	1	
福山・府中	56	579	24.0	3	2			3	5			1	66	32	111	171	1	82	1	2			73	26	
備北	3	3	0.1					1	2																

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

27 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等

(平成23年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
					乾燥施設	化学製品製造の用に供する	塗装施設(吹付け塗装に限る)	塗装の用に供する乾燥施設	の用に供する乾燥施設等の製造に係る接着	接着の用に供する乾燥施設	オフセット輪転印刷の用に供する	乾燥施設	グラビア印刷の用に供する	工業製品の洗浄施設
構成比(%)	-	-	100	-			41.5	6.1	24.4	4.9	6.1	2.4	3.7	11.0
合計	33	100	82	100			34	5	20	4	5	2	3	9
広島	9	27.3	22	26.8			19						3	
広島西	5	15.2	13	15.9				1	2		2			8
呉	3	9.1	5	6.1			3	1	1					
芸北														
広島中央	4	12.1	8	9.8			6		1					1
尾三	6	18.2	25	30.5			4		16		3	2		
福山・府中	6	18.2	9	11.0			2	3		4				
備北														

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

28 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等

(平成23年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5			
					コーケス炉	鉱物のたい積場	土石のたい積場	ベルトコンベア	バケットコンベア	破碎機	磨碎機	ふるい
構成比(%)	-	-	100	-	0.4	4.2	10.9	53.7	0.5	12.8	2.0	15.7
総計	283	100	2,313	100	9	96	253	1,241	11	295	46	362
広島	63	22	267	12		2	40	154	3	30	9	29
広島西	10	4	65	3		1	7	34		14		9
呉	35	12	618	27		20	31	448	6	44	10	59
芸北	19	7	173	7			25	88		31	1	28
広島中央	40	14	163	7		3	29	77		27	8	19
尾三	32	11	161	7			34	69		37		21
福山・府中	46	16	633	27	9	70	49	318	2	59	9	117
備北	38	13	233	10			38	53		53	9	80

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

29 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(平成23年3月31日現在)

区分	電気事業法関係							鉱山保安法関係										
	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2 鉱物のたい積場	3 ベルトコンベア	4 破碎機	5 ふるい	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2 鉱物のたい積場	3 土石のたい積場	4 ベルトコンベア	5 破碎機	磨碎機	ふるい
構成比(%)	-	-	100	-	20.8	73.6	1.9	3.8	-	-	100	-	11.3	26.1	3.8	41.5	6.5	1.9
総計	4	100	53	100	11	39	1	2	10	100	46	100	6	12	2	22	3	1
広島																		
広島西	2	50	3	6	3													
呉																		
芸北																		
広島中央	2	50	50	94	8	39	1	2	2	20	7	15	5			1	1	
尾三																		
福山・府中											1	10	8	17	1			7
備北											7	70	31	67		12	1	14

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 ガス工作物に係る施設はない。

3 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

4 区分は、広域行政圏による。

30 生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等

(平成23年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1				2		3		4						5		6		7	
					粉碎施設	粉碎施設	粉碎施設	ふるい分施設	粉碎施設	セメントサイロ	バッチャーブラント	ふるい分施設	自動包装施設	粉碎施設	ふるい分施設	自動包装施設	切断施設	成型施設	たい積場	製造施設				
構成比(%)	-	-	100	-	0.9	2.3	6.3	5.7	0.9	18.4	1.3	9.9	1.3	0.5	10.3	23.1	2.9	6.7	7.7	1.2	0.7			
総計	574	100	2486	100	23	56	156	142	22	457	32	246	33	12	255	575	71	166	192	31	17			
広島	116	100	417	100		29	45	18	2	96	8	44	2	5	40	47		20	46	14	1			
広島西	31	27	134	32	2	6	1	1		21		12	1		10	13		41	17	3	6			
呉	54	47	280	67.15					30	10	1	46	1	28	6		58	94	1		2	3		
芸北	50	43	139	33.33						11	5	40	2	27	1		13	37				3		
広島中央	79	68	249	59.71	2	8	13	24	2	58		33	1		33	54	1	13	7					
尾三	98	84	344	82.49	1	12	28	24	7	70	2	45	8	3	33	81	1	10	18			1		
福山・府中	89	77	495	118.7	17		31	33	3	55	12	26	9	4	36	107	1	48	101	12				
備北	57	49.138	428	102.6	1	1	8	21	2	71	7	31	5		32	142	67	34	3			3		

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に監査する条例施行規則別表第5に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

31 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成22年度)

	立入検査														煙道等測定					
	一般		緊急時		総量規制		環境保全		測定項目											
	延工場・事業場数	延数施設	延工場・事業場数	延数施設	延工場・事業場数	延数施設	延工場・事業場数	延数施設	延工場・事業場数	延数施設	硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物	塩化水素等	VOC	石綿				
総計	934	3,183	2	18	0	0	56	1,056	42	18	6	6	6	5	12	26				
大気汚染防止法	790	2,547	2	18	0	0	51	801	42	18	6	6	6	5	12	26				
生活環境保全条例	144	636	0	0	0	0	5	255	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	立入検査							合計		行政指導	改善命令		
	自主煙道		重油中硫		事案処理								
	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数					
総計	1	1	51	75	27	58	1,113	4,409	1	0			
大気汚染防止法	1	1	51	75	26	55	963	3,515	0	0			
生活環境保全条例	0	0	0	0	1	3	150	894	1	0			

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 特定粉じん排出等作業における煙道等測定については、工場・事業場数に計上し、施設数には計上していない。

第2 水環境

1 水質環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川のBODに係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川(1)（前渕橋より上流で（弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）に係る部分に限る。）を除く）	A A	イ	S48. 3. 31	国	小瀬川水域
	小瀬川(2)（前渕橋から中市井堰まで）	A	イ			
	小瀬川(3)（中市井堰より下流）	B	イ			
玖島川	玖島川（渡之瀬ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ	S51. 4. 13	県	小瀬川関連支川水域
永慶寺川	永慶寺川（全域）	B	イ	S51. 4. 13	県	広島湾西部及び広島湾流入河川水域
可愛川	可愛川（全域）	B	イ			
御手洗川	御手洗川（全域）	B	イ			
八幡川	八幡川上流（郡橋より上流）	A	イ	S50. 6. 13	県	八幡川水域
	八幡川下流（郡橋より下流）	B	ハ			
太田川	太田川上流（行森川合流点より祇園水門まで）	A	イ	S45. 9. 1	国	広島市内水域
	太田川下流（祇園水門より下流）	B	イ			
	旧太田川（全域）	A	イ			
	天満川（全域）	A	イ			
	元安川（全域）	A	イ			
	京橋川（全域）	A	イ			
	猿猴川（全域）	B	イ	S45. 9. 1指定 S60. 3. 18変更	県	
太田川	太田川上流（一）（明神橋より上流）	A A	イ	S50. 6. 13	県	太田川関連支川水域
	太田川上流（二）（明神橋から行森川合流点まで）	A	イ			
	柴木川（全域）	A A	イ			
	筒賀川（全域）	A	イ			
	滝山川（温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ			
	丁川（全域）	A	イ			
	水内川（全域）	A	イ			
	西宗川（全域）	A	イ			
	吉山川（全域）	A	イ			
	鈴張川（全域）	A	イ			
	根谷川上流（代田一合橋より上流）	A	イ			
	根谷川下流（代田一合橋より下流）	B	口			
	三篠川（全域）	A	イ			
	安川（全域）	B	ハ			
	古川下流（安川合流点より下流）	B	ハ			
瀬野川	府中大川（全域）	D	ハ	S61. 3. 31	県	
	瀬野川（全域）	B	ハ	S45. 9. 1	国	広島市内水域
二河川	二河川（全域）	A	ハ	S49. 4. 2	県	二河川水域
黒瀬川	黒瀬川（全域）	A	ハ	S49. 4. 2	県	黒瀬川水域
	三永川（全域）	A	ハ			
	温井川（全域）	A	イ			
	古河川（全域）	A	イ			
	松板川（全域）	A	イ			
	イラスケ川（全域）	A	イ			
野呂川	野呂川（全域）	B	イ	S51. 4. 13	県	瀬戸内海中部流入河川水域
高野川	高野川（全域）	A	イ			
三津大川	三津大川（全域）	B	イ			
木谷郷川	木谷郷川（全域）	A	イ			
賀茂川	賀茂川（全域）	A	イ	S50. 6. 13	県	賀茂川水域
沼田川	沼田川上流（潮止め堰より上流）	A	イ	S48. 2. 27	県	沼田川水域
	沼田川下流（潮止め堰より下流）	B	イ			
	入野川（全域）	A	イ			
	椋梨川（全域）	A	イ			
	仏通寺川（全域）	A	イ			

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
和久原川	和久原川（全域）	C	イ	S51. 4. 13	県	燧灘北西部流入河川水域
栗原川	栗原川（全域）	C	ハ			
藤井川	藤井川上流（木梨川合流点より上流）	A	イ	S50. 6. 13	県	藤井川水域
	藤井川下流（木梨川合流点より下流）	B	イ			
本郷川	本郷川上流（東大橋より上流）	B	イ	S51. 4. 13	県	燧灘北西部流入河川水域
	本郷川下流（東大橋より下流）	B	ハ			
羽原川	羽原川（全域）	C	ハ			
山南川	山南川（全域）	B	口	S51. 4. 13指定 S60. 3. 18変更	県	
芦田川	芦田川上流（府中大橋より上流であって三川ダム貯水池の水域及び八田原ダム貯水池の水域に係る部分を除いたもの）	A	イ	S48. 2. 27	県	芦田川水域
	芦田川中流（一）（府中大橋から高屋川合流点まで）	A	口			
	芦田川中流（二）（高屋川合流点から瀬戸川合流点まで）	A	ハ			
	芦田川下流（瀬戸川合流点より下流）	B	ハ			
	御調川（全域）	A	イ			
	高屋川中流（岡山県との県境から西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁まで）	A	イ			
	高屋川下流（西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁から芦田川合流点まで）	B	ハ			
	瀬戸川上流（瀬戸池堰堤より上流）	A	イ			
	瀬戸川下流（瀬戸池堰堤から芦田川合流点まで）	B	ハ			
	江の川（全域で（土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）に係る部分に限る。）を除く。）	A	イ	S48. 3. 31	国	江の川水域
江の川	志路原川（全域）	A	イ	S51. 4. 13	県	江の川関連支川水域
	多治比川（全域）	A	イ			
	本村川（安芸高田市地内において江の川と合流するもの。全域）	A	イ			
	板木川（全域）	A	イ			
	馬洗川（全域）	A	イ			
	上下川（全域）	A	イ			
	田総川（全域）	A	イ			
	美波羅川（全域）	A	イ			
	西城川（全域）	A	イ			
	川北川（全域）	A	イ			
高梁川	比和川（全域）	A	イ	S45. 9. 1	国	高梁川水域
	神野瀬川（全域）	A	イ			
	生田川（全域）	A	イ	S54. 3. 30	県	高梁川関連支川水域

(2) 河川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川上流（中市堰より上流に限る。ただし、弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）を除く。）	生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水域
	小瀬川下流（中市堰より下流に限る。）	生物B	イ			
江の川	江の川上流（大倉谷川合流点より上流に限る。）	生物A	イ	H22. 9. 24	国	江の川水域
	江の川下流（大倉谷川合流点より下流に限る。ただし、土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）を除く。）	生物B	イ			

(3) 湖沼のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼A	イ	H13. 3. 30	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼A	イ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼A	二	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部 暫定目標（平成22年度） COD4.6mg/L
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼A	イ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池湖)	湖沼A	イ	H18. 3. 2	県	小瀬川水系の玖島川の一部
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼A	イ	H18. 3. 2	県	太田川水系の滝山川の一部
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼A	ハ	H18. 3. 2	県	高梁川水系の帝釈川の一部

(4) 湖沼の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼II	二	H22. 9. 24	国	江の川水系の江の川の一部 暫定目標（平成26年度） 全窒素0.43mg/L 全燐 0.018mg/L
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼II	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼II	ハ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼III	二	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（平成22年度） 全燐 0.034mg/L
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼III	ハ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池湖)	湖沼II	二	H18. 3. 2	県	小瀬川水系の玖島川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（平成22年度） 全燐 0.014mg/L
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	II	イ	H18. 3. 2	県	太田川水系の滝山川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼III	イ	H18. 3. 2	県	高梁川水系の帝釈川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。

(5) 湖沼の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼生物B	イ	H22. 9. 24	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部

(6) 海域のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹港(1) " (2) 大竹・岩国地先海域 広島湾西部	海域C 海域B 海域A 海域A	口 口 口 イ	S45. 9. 1指定 S49. 5. 13改定	国	広島湾西部水域
海田湾 広島市地先海域 五日市・廿日市地先海域 広島湾	海域B 海域A 海域A 海域A	イ 口 ハ イ	S49. 10. 1	県	広島湾水域
吳地先海域（一） 吳地先海域（二） 吳地先海域（三）	海域C 海域B 海域A	口 口 イ	S48. 2. 27	県	吳地先水域
安芸津・安浦地先海域	海域A	イ	S49. 4. 2	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域A	イ	S49. 5. 13	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域 備讃瀬戸	海域B 海域A	イ イ	S49. 5. 13	国	備讃瀬戸水域

(注) 大竹港(1)については、測定を休止しており、環境基準達成の評価は行っていない。

(7) 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹・岩国地先海域 広島湾西部	海域II 海域II	イ イ	H9. 4. 28	国	広島湾西部水域
広島湾北部 広島湾南部	海域III 海域II	イ 口	H9. 4. 10	県	広島湾水域
吳地先海域	海域II	イ	H9. 4. 10	県	吳地先水域
安芸津・安浦地先海域	海域II	イ	H9. 4. 10	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域II	イ	H9. 4. 28	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域 備讃瀬戸（口）（北西部）	海域IV 海域II	イ イ	H9. 4. 28指定 H15. 3. 27変更	国	備讃瀬戸水域

資料：県環境保全課

(注) 達成期間の分類は、次のとおりである。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「口」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 4 「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2 環境基準の達成状況(BOD又はCOD)

(平成22年度)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)	
					22年度	17~21年度 (平均)
河川 (BOD)	AA	イ	3	3	100	93
	A	イ	49	48	98	96
		ロ	1	1	100	80
		ハ	4	2	50	50
	B	イ	11	10	91	93
		ロ	2	2	100	80
		ハ	8	5	63	65
	C	イ	1	1	100	100
		ハ	2	2	100	100
	D	ハ	1	1	100	100
	合計		82	75	91	90
湖沼 (COD)	A	イ	6	4	67	65
		ハ	1	1	100	100
		ニ	1	0	0	0
	合計		8	5	63	51
海域 (COD)	A	イ	6	3	50	24
		ロ	2	0	0	0
		ハ	1	0	0	0
	B	イ	2	1	50	10
		ロ	2	2	100	50
	C	ロ	1	1	100	100
	合計		14	7	50	26

資料：県環境保全課

- (注) 1 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県
水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。
- 2 河川の環境基準類型指定水域数については、環境基準点のない成羽川及び小田川を除いている。
- 3 達成期間は次のとおりである。
- (1) 「イ」は、直ちに達成
 - (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
 - (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
 - (4) 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

3 環境基準の達成状況(全窒素及び全燐)

(平成22年度)

区分	類型	達成期間	全窒素			全燐		
			環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)	環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)
湖沼	II	イ	2	0	0	0	2	100
		ハ	1	0	0	0	1	100
		ニ	2	0	0	0	2	0
	III	イ	1	0	0	0	1	100
		ハ	1	0	0	0	1	0
		ニ	1	0	0	0	1	100
	合計		8	0	0	0	8	63
海域	II	イ	6	6	100	93	6	100
		ロ	1	1	100	100	1	100
	III	イ	1	1	100	100	1	100
	IV	イ	1	0	0	20	1	100
	合計		9	8	89	87	9	100

資料：県環境保全課

- (注) 1 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県
水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。
- 2 達成期間は次のとおりである。
- (1) 「イ」は、直ちに達成
 - (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
 - (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
 - (4) 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

4 水域別環境基準(BOD, COD)の達成状況

(1) 河川 (BOD)

(平成22年度)

水系名	水域番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数			状況
								合計	x/y=100%	100% > x/y ≥50%	
小瀬川	1	小瀬川（1）	AA	イ	昭和47	1	1	0	0	0	○
	2	小瀬川（2）	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	○
	3	小瀬川（3）	B	イ	昭和47	1	1	0	0	0	○
	4	玖島川	A	イ	昭和51	2	2	0	0	0	○
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	昭和51	1	0	1	0	0	1 ×
可愛川	7	可愛川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	昭和50	2	2	0	0	0	○
	9	八幡川下流	B	ハ	昭和50	1	1	0	0	0	○
太田川	10	太田川上流（1）	AA	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	11	太田川上流（2）	A	イ	昭和50	4	4	0	0	0	○
	12	太田川上流	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	○
	13	太田川下流	B	イ	昭和45	1	1	0	0	0	○
	14	柴木川	AA	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	15	筒賀川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	16	滝山川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	17	丁川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	18	水内川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	19	西宗川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	20	吉山川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	21	鈴張川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	22	根谷川上流	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	23	根谷川下流	B	ロ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	24	三篠川	A	イ	昭和50	4	4	0	0	0	○
	25	安川	B	ハ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	26	古川下流	B	ハ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	27	旧太田川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	○
	28	京橋川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	○
	29	天満川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	○
	30	元安川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	○
	31	府中大川	D	ハ	昭和60	1	1	0	0	0	○
	32	猿猴川	B	イ	昭和59	1	1	0	0	0	○
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	昭和45	1	1	0	0	0	○
二河川	34	二河川	A	ハ	昭和49	3	3	0	0	0	○
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	昭和49	4	2	2	1	1	0 ×
	36	三永川	A	ハ	昭和49	1	1	0	0	0	○
	37	古河川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	○
	38	温井川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	○
	39	松板川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	○
	40	イラスケ川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	○

水系名	水域番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数			達成状況
								合計	x/y=100% ≥50%	100%>x/y ≥50%	
野呂川	41	野呂川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
高野川	42	高野川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
三津大川	43	三津大川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	昭和50	2	2	0	0	0	○
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	昭和47	3	3	0	0	0	○
	47	沼田川下流	B	イ	昭和47	1	1	0	0	0	○
	48	入野川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	○
	49	棕梨川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	○
	50	仏通寺川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	○
和久原川	51	和久原川	C	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
栗原川	52	栗原川	C	ハ	昭和51	1	1	0	0	0	○
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	○
	54	藤井川下流	B	イ	昭和50	2	2	0	0	0	○
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	56	本郷川下流	B	ハ	昭和51	1	1	0	0	0	○
羽原川	57	羽原川	C	ハ	昭和51	1	1	0	0	0	○
山南川	58	山南川	B	口	昭和60	1	1	0	0	0	○
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	昭和47	2	2	0	0	0	○
	60	芦田川中流（1）	A	口	昭和47	2	2	0	0	0	○
	61	芦田川中流（2）	A	ハ	昭和47	1	0	1	0	0	1 ×
	62	芦田川下流	B	ハ	昭和47	1	0	1	0	1	0 ×
	63	御調川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	○
	64	高屋川中流	A	イ	昭和47	1	0	1	0	1	0 ×
	65	高屋川下流	B	ハ	昭和47	1	0	1	0	0	1 ×
	66	瀬戸川上流	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	○
	67	瀬戸川下流	B	ハ	昭和47	1	0	1	0	0	1 ×
江の川	68	江の川	A	イ	昭和47	2	2	0	0	0	○
	69	志路原川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	70	多治比川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	71	本村川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	72	板木川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	73	馬洗川	A	イ	昭和51	2	2	0	0	0	○
	74	上下川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	75	田緑川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	76	美波羅川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	77	西城川	A	イ	昭和51	2	2	0	0	0	○
	78	川北川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	79	比和川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	80	神野瀬川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
	81	生田川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	○
高梁川	82	帝釈川	A	イ	昭和53	1	1	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x : 環境基準に適合していない日数, y : 総測定日数

(2) 湖沼 (COD)

(平成22年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数			達成 状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	A	イ	平成17	1	1	0	0	0	○
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	A	イ	平成22	1	1	0	0	0	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	A	イ	平成12	1	1	0	0	0	○
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	A	イ	平成17	1	0	1	0	0	1
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	A	二	平成17	1	0	1	0	1	0
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	A	イ	平成17	1	0	1	0	1	0
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	A	イ	平成12	1	1	0	0	0	○
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神童湖)	A	ハ	平成17	1	1	0	0	0	○

資料：県環境保全課

- (注) 1 x : 環境基準に適合していない日数, y : 総測定日数
 2 達成状況の()内は、暫定基準値の達成状況を示す。
 暫定基準適用水域：三川ダム貯水池 (COD : 4.6 mg/l)

(3) 海域 (COD)

(平成22年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数			達成 状況
								合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	
広島湾西部	102	大竹港(2)	B	口	昭和49	1	1	0	0	0	○
	103	大竹・岩国地先海域	A	口	昭和49	3	0	3	0	3	×
	104	広島湾西部	A	イ	昭和49	2	0	2	0	1	1
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	昭和49	1	0	1	0	1	0
	106	広島市地先海域	A	口	昭和49	1	0	1	0	1	0
	107	海田湾	B	イ	昭和49	2	2	0	0	0	○
	108	広島湾	A	イ	昭和49	6	0	6	0	4	2
呉地先	109	呉地先海域(1)	C	口	昭和47	1	1	0	0	0	○
	110	呉地先海域(2)	B	口	昭和47	1	1	0	0	0	○
	111	呉地先海域(3)	A	イ	昭和47	6	2	4	0	1	3
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	昭和49	4	4	0	0	0	○
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	昭和49	6	6	0	0	0	○
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	○
	115	箕島町地先海域	B	イ	昭和49	2	1	1	0	1	0

資料：県環境保全課

- (注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。
 2 x : 環境基準に適合していない日数, y : 総測定日数

5 水域別環境基準(全窒素及び全燐)の達成状況

(1) 湖沼

(平成22年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	全窒素		全燐	
						年間平均値	達成状況	年間平均値	達成状況
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	II	ニ	平成17年	1	0.43	—	0.015	× (×)
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	II	イ	平成22年	1	0.30	—	0.008	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	II	ハ	平成12年	1	0.41	—	0.008	○
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	II	イ	平成17年	1	0.29	—	0.008	○
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	III	二	平成17年	1	0.69	—	0.024	○ (○)
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	III	ハ	平成17年	1	0.79	—	0.033	×
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	II	ニ	平成22年	1	0.63	× (×)	0.023	× (×)
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	III	イ	平成17年	1	0.48	—	0.014	○

資料：県環境保全課

(注) 達成状況の()内は、暫定基準の達成状況を示す。

暫定基準適用水域：土師ダム貯水池(全窒素 0.43 mg/l, 全燐 0.018 mg/l)

三川ダム貯水池(全燐 0.034 mg/l)

渡之瀬ダム貯水池(全燐 0.014 mg/l)

(2) 海域

(平成22年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	全窒素		全燐	
						水域内全平均	達成状況	水域内全平均	達成状況
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	II	イ	平成9年	3	0.18	○	0.018	○
	広島湾西部	II	イ	平成9年	2	0.13	○	0.016	○
広島湾	広島湾北部	III	イ	平成9年	3	0.43	○	0.038	○
	広島湾南部	II	口	平成9年	3	0.21	○	0.024	○
呉地先	呉地先海域	II	イ	平成9年	3	0.13	○	0.019	○
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	II	イ	平成9年	3	0.12	○	0.020	○
燧灘北西部	燧灘北西部	II	イ	平成9年	6	0.11	○	0.018	○
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	II	イ	平成9年	1	0.12	○	0.014	○
	箕島町地先海域	IV	イ	平成9年	2	1.30	×	0.046	○

資料：県環境保全課

(注) 県際水域については、広島県水域区内で一環境基準類型指定水域とみなし判定した。

6 健康項目の環境基準値を超える割合

測定項目	22年度				21年度				環境基準値	環境基準の評価方法
	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準不適合地点数	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準不適合地点数		
カドミウム	236	0	132	0	326	0	140	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
全シアン	236	0	132	0	326	0	140	0	検出されないこと	年間最高値による
鉛	263	0	137	0	349	1	145	1	0.01mg/L 以下	年間平均値による
六価クロム	236	0	132	0	326	0	140	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
砒素	249	0	137	0	339	0	145	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
総水銀	236	0	132	0	326	0	140	0	0.0005mg/L 以下	年間平均値による
アルキル水銀	42	0	26	0	104	0	58	0	検出されないこと	年間平均値による
P C B	154	0	100	0	186	0	102	0	検出されないこと	年間平均値による
ジクロロメタン	139	0	79	0	174	0	87	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
四塩化炭素	139	0	79	0	174	0	87	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
1, 2-ジクロロエタン	139	0	79	0	174	0	87	0	0.004mg/L 以下	年間平均値による
1, 1-ジクロロエチレン	136	0	79	0	171	0	87	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
シス-1, 2-ジクロロエチレン	137	0	80	0	171	0	87	0	0.04mg/L 以下	年間平均値による
1, 1, 1-トリクロロエタン	142	0	81	0	177	0	89	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1, 1, 2-トリクロロエタン	136	0	79	0	171	0	87	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
トリクロロエチレン	149	0	88	0	188	0	95	0	0.03mg/L 以下	年間平均値による
テトラクロロエチレン	149	0	88	0	188	0	95	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
1, 3-ジクロロプロパン	136	0	79	0	171	0	87	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
チカラム	136	0	79	0	171	0	87	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
シマジン	136	0	79	0	171	0	87	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
チオベンカルブ	136	0	79	0	171	0	87	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
ベンゼン	136	0	79	0	171	0	87	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
セレン	136	0	79	0	171	0	87	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
硝酸性及び亜硝酸性窒素	424	0	105	0	446	0	102	0	10mg/L 以下	年間平均値による
ふつ素	165	1	83	1	175	1	79	1	0.8mg/L 以下	年間平均値による
ほう素	165	0	83	0	175	0	79	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1, 4-ジオキサン	99	0	75	0	-	-	-	-	0.5mg/L 以下	年間平均値による
合 計	4, 587	1	2, 480	1	5, 692	2	2, 593	2	—	—

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、三原市、福山市、東広島市、廿日市市

(注) 1 海域については、ふつ素及びほう素の環境基準値を適用しない。

2 ほう素の調査地点数には、河川の調査地点のうち海水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。

7 生活環境項目の環境基準に適合しない割合（河川）

(平成22年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		
				22年度	17~21年度(平均)	
AA (5)	pH	78	4	5	5	6.5以上8.5以下
	D0	78	12	15	10	7.5mg/L以上
	BOD	78	8	10	12	1mg/L以下
	SS	78	1	1	0	25mg/L以下
	大腸菌群数	78	61	78	78	50MPN/100mL以下
	小計	390	86	22	21	
A (121)	pH	1584	51	3	4	6.5以上8.5以下
	D0	1584	85	5	7	7.5mg/L以上
	BOD	1608	166	10	13	2mg/L以下
	SS	1584	6	0	1	25mg/L以下
	大腸菌群数	1578	1028	65	64	1000MPN/100mL以下
	小計	7938	1336	17	18	
B (36)	pH	521	27	5	5	6.5以上8.5以下
	D0	518	3	1	1	5mg/L以上
	BOD	525	45	9	11	3mg/L以下
	SS	521	6	1	1	25mg/L以下
	大腸菌群数	521	282	54	61	5000MPN/100mL以下
	小計	2606	363	14	16	
C (3)	pH	36	7	19	7	6.5以上8.5以下
	D0	36	0	0	2	5mg/L以上
	BOD	36	1	3	2	5mg/L以下
	SS	36	0	0	0	50mg/L以下
	小計	144	8	6	3	
	小計	72	1	1	3	
D (2)	pH	18	1	6	8	6.0以上8.5以下
	D0	18	0	0	0	2mg/L以上
	BOD	18	0	0	2	8mg/L以下
	SS	18	0	0	0	100mg/L以下
	小計	72	1	1	3	
	小計	72	1	1	3	
合計 (167)	pH	2237	90	4	4	
	D0	2234	100	4	6	
	BOD	2265	220	10	12	
	SS	2237	13	1	1	
	大腸菌群数	2177	1371	63	64	
	合計	11150	1794	16	17	

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、吳市、竹原市、三原市、福山市、庄原市、東広島市、廿日市市、熊野町、坂町

(注) () 内は、測定地点数。

8 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(湖沼)

(1) COD等

(平成22年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象 検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)	環境基準値
A (8)	pH	288	16	6	6.5以上8.5以下
	DO	288	87	30	7.5mg/L以上
	COD	288	64 (52)	22 (18)	3mg/L以下
	SS	288	36	13	5mg/L以下
	大腸菌群数	288	85	30	1000MPN/100mL以下
	小計	1440	288 (272)	20 (19)	
合計 (8)	pH	288	16	6	
	DO	288	87	30	
	COD	288	64 (52)	22 (18)	
	SS	288	36	13	
	大腸菌群数	288	85	30	
	合計	1440	288 (272)	20 (19)	

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

2 環境基準値を超える検体数及び不適合率の欄の()内は、暫定基準値を適用した場合の数値である。

(2) 全窒素及び全燐

(平成22年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象 検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)	環境基準値
II (5)	全窒素	12	12 (12)	100 (100)	0.2mg/L以下
	全燐	60	27 (19)	45 (32)	0.01mg/L以下
III (3)	全窒素	-	-	-	0.4mg/L以下
	全燐	36	9 (9)	25 (25)	0.03mg/L以下
合計 (8)	全窒素	12	12 (12)	100 (100)	
	全燐	96	36 (28)	38 (29)	

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 表層の検体についての割合等を示す。

2 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

3 環境基準値を超える検体数及び不適合率の欄の()内は、暫定基準値を適用した場合の数値である。

9 生活環境項目の環境基準に適合しない割合（海域）

(1) COD等

(平成22年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成22年度	平成17~21年度(平均)	
A (57)	pH	1404	65	5	5	7.8以上8.3以下
	DO	1403	307	22	28	7.5mg/L以上
	COD	1674	436	26	37	2mg/L以下
	油分等 (n-ヘキサン)	346	0	0	0	0.5mg/L以下
	大腸菌群数	660	1	0	4	1000MPN/100mL以下
	小計	5487	809	15	20	
B (7)	pH	192	19	10	10	7.8以上8.3以下
	DO	192	1	1	2	5mg/L以上
	COD	192	31	16	27	3mg/L以下
	油分等 (n-ヘキサン)	74	0	0	0	0.5mg/L以下
	小計	650	51	8	11	
C (1)	pH	36	0	0	1	7.0以上8.3以下
	DO	36	0	0	0	2mg/L以上
	COD	36	0	0	3	8mg/L以下
	小計	108	0	0	1	
合計 (65)	pH	1632	84	5	6	
	DO	1631	308	19	24	
	COD	1902	467	25	36	
	油分等 (n-ヘキサン)	420	0	0	0	
	大腸菌群数	660	1	0	4	
	合計	6245	860	14	19	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市、大竹市

(注) () 内は、測定地点数。

(2) 全窒素及び全燐

(平成22年度)

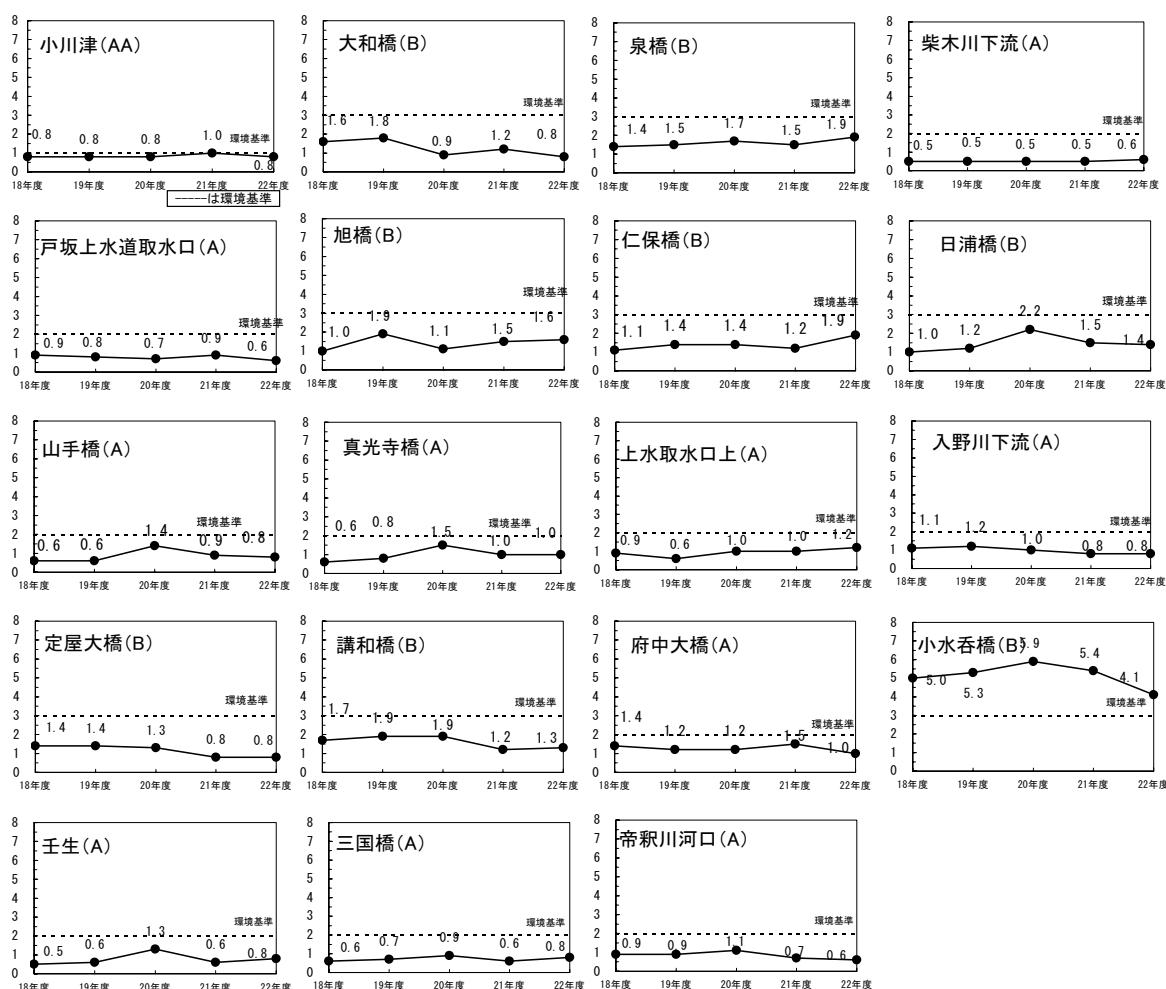
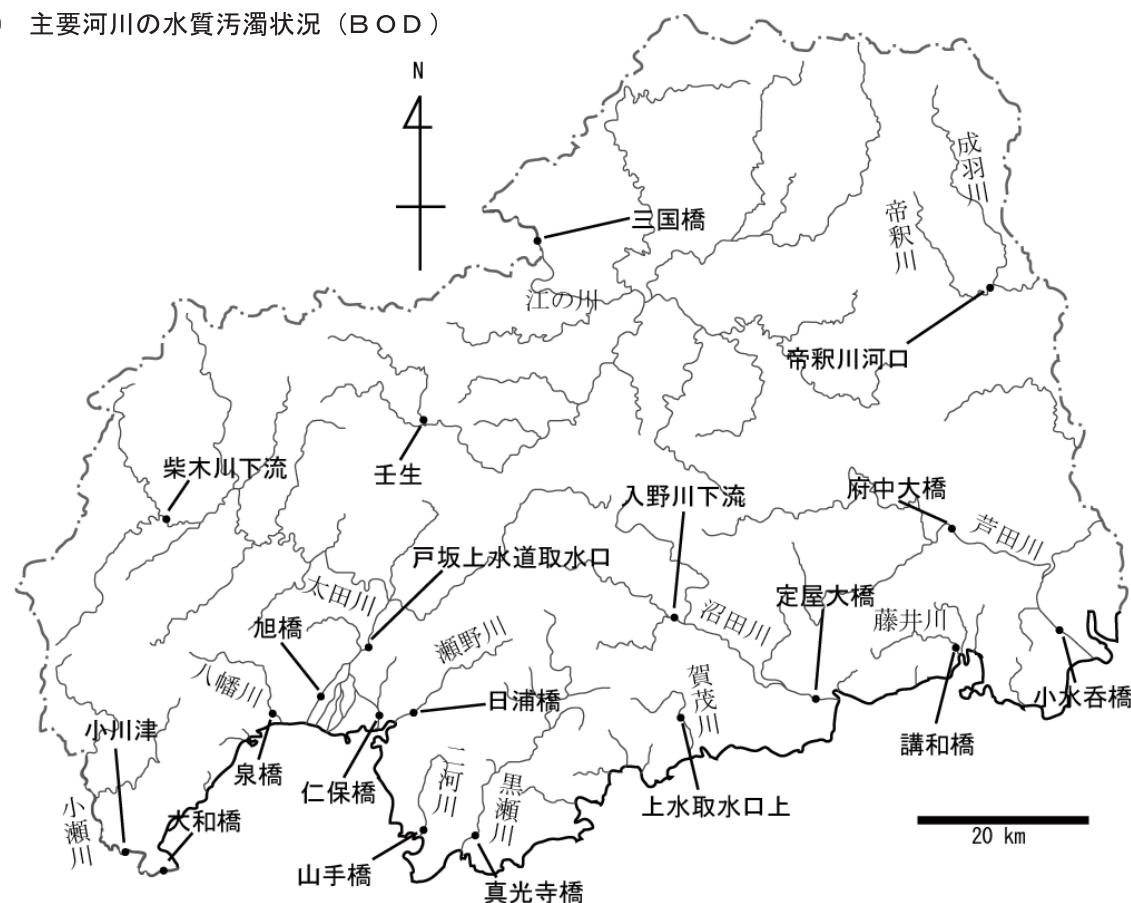
環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える	不適合率(%)		環境基準値
				平成22年度	平成17~21年度(平均)	
II (40)	全窒素	480	39	8	12	0.3mg/L以下
	全燐	480	53	11	13	0.03mg/L以下
III (8)	全窒素	96	22	23	20	0.6mg/L以下
	全燐	96	29	30	20	0.05mg/L以下
IV (2)	全窒素	24	15	63	46	1mg/L以下
	全燐	24	0	0	10	0.09mg/L以下
合計 (50)	全窒素	600	76	13	15	
	全燐	600	82	14	14	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市、大竹市

(注) 1 表層の検体についての割合を示す。

2 環境基準類型の欄の () は、測定地点数。

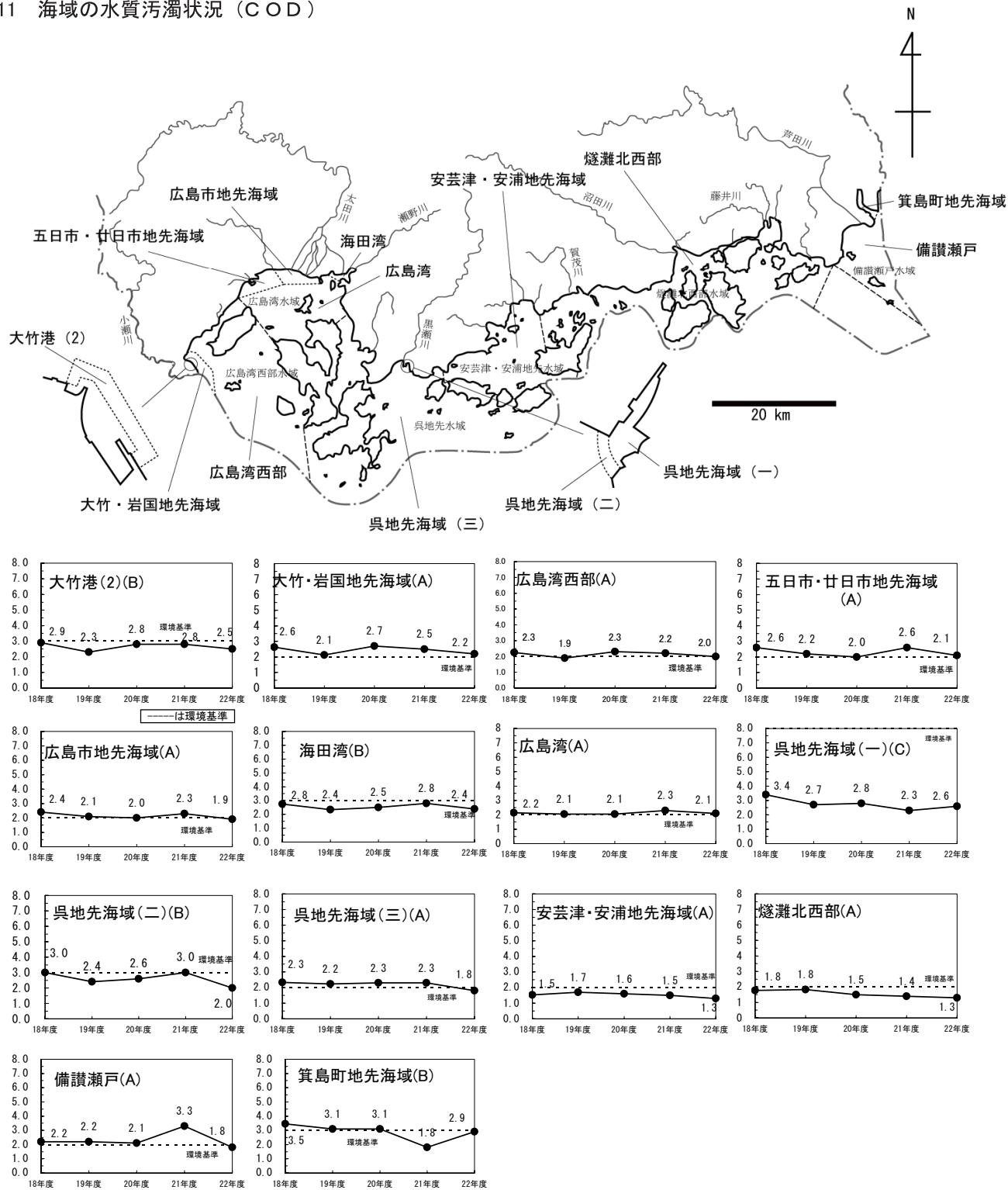
10 主要河川の水質汚濁状況 (BOD)



資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、吳市、福山市
(注) 1 地点名の後のかっこ内は環境基準類型。

2 数値はBOD年間平均値(mg/l)。

11 海域の水質汚濁状況 (C O D)



資料: 県環境保全課, 広島市, 吳市, 福山市, 竹原市, 大竹市

(注) 1 地点名の後のかっこ内は環境基準類型。

2 数値は各水域環境基準点のCOD平均値 (mg/l)。

12 環境基準類型指定水域別水質(BOD, COD)の推移

(1) 河川 (BOD)

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
							平均値 (mg/L)	m/n								
小瀬川	1	小瀬川(1)	AA	イ	昭和47	1	0.8	1/12	0.8	1/12	0.8	2/12	1.0	4/12	0.8	2/12
	2	小瀬川(2)	A	イ	昭和47	1	0.8	0/12	1.0	1/12	1.2	1/12	1.2	2/12	1.0	0/12
	3	小瀬川(3)	B	イ	昭和47	1	1.6	2/24	1.8	1/24	0.9	0/24	1.2	0/24	0.8	0/24
	4	玖島川	A	イ	昭和51	2	0.5	0/24	0.5	0/24	0.6	0/24	0.6	0/24	0.6	0/24
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.8	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12	1.0	0/11
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	昭和51	1	1.7	2/12	2.4	3/12	2.5	4/12	3.1	7/12	3.5	5/12
可愛川	7	可愛川	B	イ	昭和51	1	1.3	0/12	2.2	4/12	2.1	1/12	2.8	3/12	2.2	2/12
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	昭和50	2	1.0	0/24	0.9	0/24	1.2	3/24	1.0	1/24	1.1	3/24
	9	八幡川下流	B	ハ	昭和50	1	1.4	0/12	1.5	0/12	1.7	0/12	1.5	0/12	1.9	0/12
太田川	10	太田川上流(1)	AA	イ	昭和50	1	<0.5	0/12	0.5	0/12	0.6	1/12	0.5	0/12	0.5	0/12
	11	太田川上流(2)	A	イ	昭和50	4	0.6	0/48	0.6	0/48	0.5	0/48	0.6	0/48	0.6	0/48
	12	太田川上流	A	イ	昭和45	1	0.9	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.9	1/12	0.6	0/12
	13	太田川下流	B	イ	昭和45	1	1.0	0/24	1.9	5/24	1.1	1/24	1.5	1/24	1.6	4/24
	14	柴木川	AA	イ	昭和50	1	<0.5	0/12	0.5	0/12	0.6	1/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	15	筒賀川	A	イ	昭和50	1	<0.5	0/12	<0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	16	滝山川	A	イ	昭和50	1	0.6	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12
	17	丁川	A	イ	昭和50	1	<0.5	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	18	水内川	A	イ	昭和50	1	0.7	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12
	19	西宗川	A	イ	昭和50	1	<0.5	0/12	0.5	0/12	0.8	1/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	20	吉山川	A	イ	昭和50	1	0.8	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12
	21	鈴張川	A	イ	昭和50	1	0.8	0/12	1.0	1/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12
	22	根谷川上流	A	イ	昭和50	1	0.6	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	1.2	1/12
	23	根谷川下流	B	口	昭和50	1	0.7	0/48	0.8	0/48	1.0	1/48	1.1	2/48	0.8	0/48
	24	三篠川	A	イ	昭和50	4	0.7	0/48	0.8	0/48	0.8	1/48	0.8	2/48	1.1	2/48
	25	安川	B	ハ	昭和50	1	0.8	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	1.7	0/12
	26	古川下流	B	ハ	昭和50	1	1.0	1/47	1.1	1/48	1.0	1/48	1.2	3/48	1.1	2/48
	27	旧太田川	A	イ	昭和45	1	1.0	2/24	0.9	1/24	1.3	3/24	1.4	4/24	1.1	3/24
	28	京橋川	A	イ	昭和45	1	1.1	3/24	1.1	2/24	1.1	3/24	1.1	1/24	1.5	6/24
	29	天満川	A	イ	昭和45	1	1.0	1/24	1.3	4/24	1.4	2/24	1.4	5/24	1.2	2/24
	30	元安川	A	イ	昭和45	1	0.9	0/24	0.9	0/24	1.2	2/24	1.2	3/24	1.2	3/24
	31	府中大川	D	ハ	昭和60	1	2.1	0/12	2.1	0/12	2.0	0/12	1.4	0/12	1.9	0/12
	32	猿猴川	B	イ	昭和59	1	1.1	0/24	1.4	2/24	1.4	2/24	1.2	0/24	1.9	3/24
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	昭和45	1	1.0	0/12	1.2	0/12	2.2	3/12	1.5	1/12	1.4	0/12
二河川	34	二河川	A	ハ	昭和49	3	0.9	1/36	0.8	0/36	1.4	4/36	1.0	0/36	1.1	1/36
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	昭和49	4	2.0	19/48	2.3	18/48	2.6	24/48	1.7	12/48	2.3	20/48
	36	三永川	A	ハ	昭和49	1	1.0	2/12	0.7	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12	1.5	0/12
	37	古河川	A	イ	昭和49	1	1.4	1/12	0.9	0/12	1.7	3/12	1.2	0/12	1.7	2/12
	38	温井川	A	イ	昭和49	1	1.4	3/12	0.7	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.6	0/12
	39	松板川	A	イ	昭和49	1	1.0	2/12	0.6	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	1.3	0/12
	40	イラスケ川	A	イ	昭和49	1	1.2	2/12	0.9	0/12	1.4	1/12	1.1	0/12	1.5	0/12

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
							平均値 (mg/L)	m/n								
野呂川	41	野呂川	B	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.5	0/12	1.0	0/12	0.9	0/11	0.6	0/12
高野川	42	高野川	A	イ	昭和51	1	0.9	1/12	0.5	0/12	0.9	1/12	0.8	0/12	1.0	0/12
三津大川	43	三津大川	B	イ	昭和51	1	0.7	0/12	0.5	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	昭和51	1	0.9	2/12	0.8	0/12	1.2	0/12	1.1	0/11	1.6	1/12
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	昭和50	2	1.0	3/24	0.6	0/24	1.0	0/24	1.0	0/24	1.3	0/24
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	昭和47	3	1.3	0/36	1.4	4/36	1.2	2/36	0.9	0/36	0.9	0/36
	47	沼田川下流	B	イ	昭和47	1	1.4	0/12	1.4	0/12	1.3	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12
	48	入野川	A	イ	昭和47	1	1.3	0/12	1.6	3/12	1.3	0/12	0.9	0/12	0.9	1/12
	49	椋梨川	A	イ	昭和47	1	1.2	0/12	1.3	0/12	1.2	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12
	50	仏通寺川	A	イ	昭和47	1	1.7	3/12	2.4	7/12	1.9	4/12	1.2	2/12	1.1	0/12
和久原川	51	和久原川	C	イ	昭和51	1	1.0	0/12	1.4	0/12	1.2	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12
栗原川	52	栗原川	C	ハ	昭和51	1	3.6	1/12	3.2	0/12	2.9	1/12	2.7	0/12	2.6	1/12
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	昭和50	1	1.4	0/12	1.4	1/12	1.4	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12
	54	藤井川下流	B	イ	昭和50	2	2.1	1/24	2.2	0/24	2.0	2/24	1.4	0/24	1.7	3/24
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	昭和51	1	1.4	0/12	1.6	0/12	1.5	0/12	1.2	0/12	1.0	0/12
	56	本郷川下流	B	ハ	昭和51	1	2.0	1/12	1.8	0/12	2.0	0/12	1.6	0/12	1.5	1/12
羽原川	57	羽原川	C	ハ	昭和51	1	2.6	0/12	2.3	0/12	2.4	0/12	2.0	0/12	1.8	0/12
山南川	58	山南川	B	口	昭和60	1	2.9	6/12	2.9	3/12	2.6	3/12	2.2	2/12	2.0	0/12
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	昭和47	2	1.6	5/24	1.5	5/24	1.4	5/24	1.4	2/24	1.0	1/24
	60	芦田川中流(1)	A	口	昭和47	2	1.6	3/24	1.3	4/24	1.2	1/24	1.6	6/24	1.1	0/24
	61	芦田川中流(2)	A	ハ	昭和47	1	3.2	36/48	2.6	33/49	2.8	43/51	2.9	32/48	1.8	16/48
	62	芦田川下流	B	ハ	昭和47	1	5.0	9/12	5.3	11/12	5.9	11/12	5.4	8/12	4.1	9/12
	63	御調川	A	イ	昭和47	1	1.4	1/12	1.4	1/12	1.3	1/12	1.0	0/12	1.0	0/12
	64	高屋川中流	A	イ	昭和47	1	5.6	12/12	4.5	12/12	4.5	12/12	4.1	9/12	2.7	9/12
	65	高屋川下流	B	ハ	昭和47	1	5.0	10/12	3.6	7/12	4.7	12/12	4.2	5/12	2.5	4/12
	66	瀬戸川上流	A	イ	昭和47	1	1.5	1/12	1.5	0/12	1.8	3/12	1.3	0/12	1.1	0/12
	67	瀬戸川下流	B	ハ	昭和47	1	4.0	8/12	4.7	12/12	3.7	8/12	2.9	3/12	3.1	5/12
江の川	68	江の川	A	イ	昭和47	2	0.6	0/24	0.7	0/24	1.1	3/24	0.6	0/24	0.8	0/24
	69	志路原川	A	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.7	0/12	1.3	1/12	0.8	0/12	0.9	0/12
	70	多治比川	A	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.6	0/12	1.5	2/12	0.9	0/12	1.1	1/12
	71	本村川	A	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.6	0/12	1.3	1/12	0.8	0/12	0.7	0/12
	72	板木川	A	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.6	0/12	1.5	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12
	73	馬洗川	A	イ	昭和51	2	1.1	1/24	0.9	0/24	1.1	1/24	1.0	0/24	1.3	1/24
	74	上下川	A	イ	昭和51	1	1.1	1/12	0.7	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12	1.4	0/12
	75	田緑川	A	イ	昭和51	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12
	76	美波羅川	A	イ	昭和51	1	1.0	1/12	0.6	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12
	77	西城川	A	イ	昭和51	2	0.7	0/24	0.7	0/24	0.7	0/24	0.8	2/24	0.8	0/24
	78	川北川	A	イ	昭和51	1	0.7	0/12	0.5	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	1.1	0/11
	79	比和川	A	イ	昭和51	1	0.7	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12
	80	神野瀬川	A	イ	昭和51	1	0.6	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	81	生田川	A	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.7	1/12	1.4	2/12	0.8	0/12	0.8	0/12
高梁川	82	帝釈川	A	イ	昭和53	1	0.9	0/12	0.9	0/12	1.1	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数、n:総検体数

(2) 海域(COD)

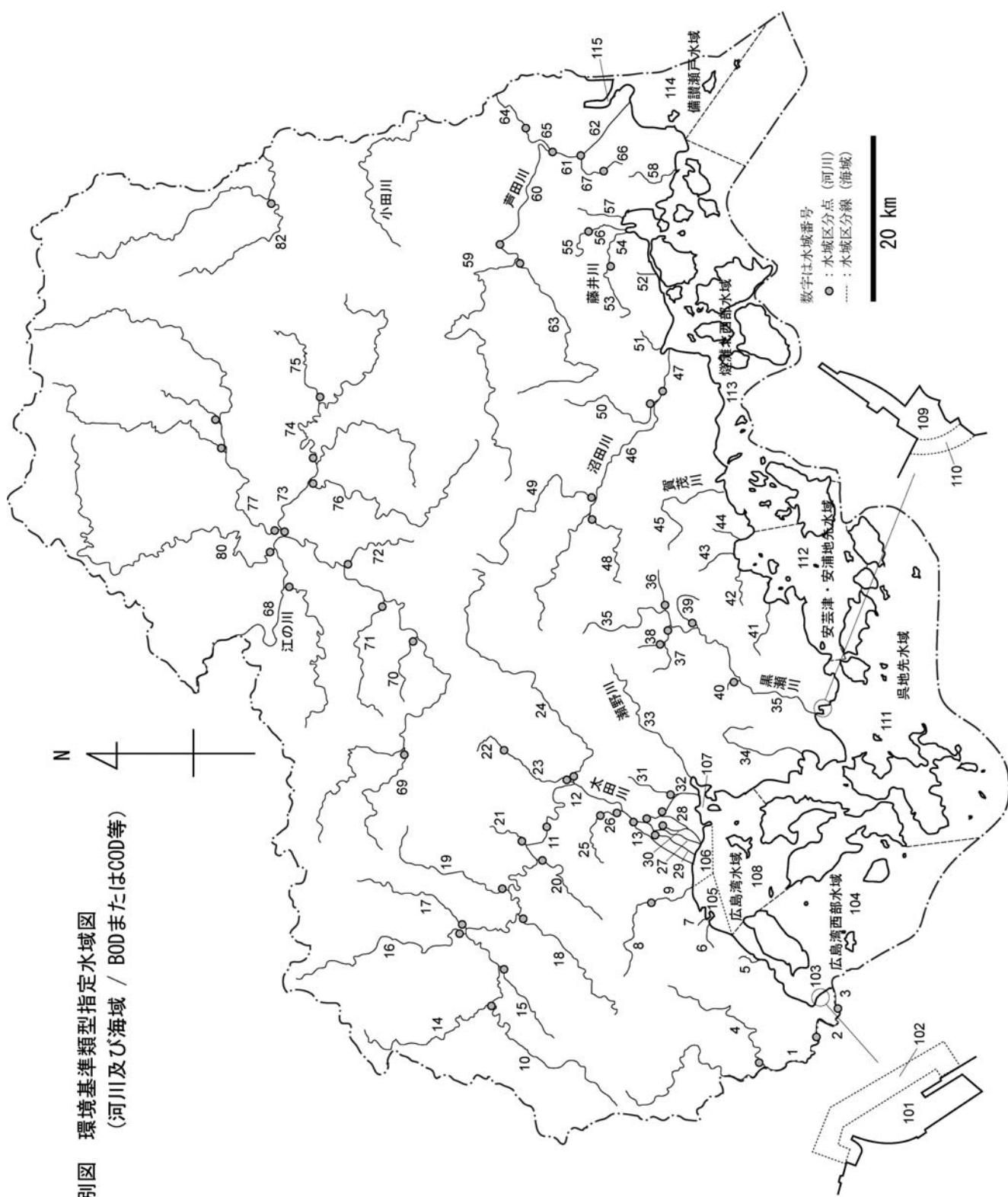
水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	環境基準点数	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
						平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n
広島湾西部	102	大竹港(2)	B	口	1	2.9	13/36	2.3	3/36	2.8	9/36	2.8	12/36	2.5	7/36
	103	大竹・岩国地先海域	A	口	3	2.6	75/108	2.1	43/108	2.7	78/108	2.5	56/108	2.2	49/108
	104	広島湾西部	A	イ	2	2.3	37/72	1.9	20/72	2.3	40/72	2.2	30/72	2.0	28/72
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	1	2.6	31/48	2.2	15/48	2.0	10/24	2.6	12/24	2.1	13/24
	106	広島市地先海域	A	口	1	2.4	29/48	2.1	20/48	2.0	10/24	2.3	10/24	1.9	10/24
	107	海田湾	B	イ	2	2.8	26/96	2.4	25/96	2.5	15/48	2.8	17/48	2.4	5/48
	108	広島湾	A	イ	6	2.2	128/312	2.1	116/312	2.1	89/192	2.3	81/192	2.1	88/192
呉地先	109	呉地先海域(1)	C	口	1	3.4	2/36	2.7	1/36	2.8	0/36	3.0	0/33	2.6	0/36
	110	呉地先海域(2)	B	口	1	3.0	12/36	2.4	5/36	2.6	7/36	2.3	4/33	2.0	3/36
	111	呉地先海域(3)	A	イ	6	2.3	131/216	2.2	121/216	2.3	131/216	2.3	100/198	1.8	60/216
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	4	1.5	9/144	1.7	19/144	1.6	22/144	1.5	11/138	1.3	2/144
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	6	1.8	49/216	1.8	54/216	1.5	13/216	1.4	9/216	1.3	8/216
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	1	2.2	20/36	2.2	19/36	2.1	18/36	1.8	8/36	1.8	10/36
	115	箕島町地先海域	B	イ	2	3.5	12/48	3.1	14/48	3.1	17/48	3.3	10/48	2.9	13/48

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注)1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数、n:総検体数

別図 環境基準類型指定水域図
(河川及び海域 / BODまたはCOD等)



13 環境基準点についての地点別測定結果(生活環境項目)

(1) 河川

水系名	類型・指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO(mg/L)			BOD(mg/L)			SS(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100ml)		
					m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大	m/n	%	最小～最大
小瀬川	小瀬川(1)	1	小川津	A/A	0/12	0	7.0～7.5	0/12	0	8.0～12	2/12	17	<0.5～1.3	0.8	0.9	0/12	0	<1	～2
小瀬川(2)	面國橋	2	面國橋	A/A	0/12	0	7.2～7.5	0/12	0	7.7～12	0/12	0	<0.5～1.6	1.0	1.1	0/12	0	<1	～5
小瀬川(3)	大和橋	3	大和橋	B/B	0/24	0	7.2～8.0	0/24	0	5.9～11	0/24	0	<0.5～1.7	0.8	0.8	0/24	0	<1	～4
玖島川	渡ノ瀬貯水池流入前	4	渡ノ瀬貯水池流入前	A/A	0/12	0	7.1～7.9	0/12	0	7.9～12	0/12	0	<0.5～1.3	0.7	0.8	0/12	0	<1	～3
	玖島川河口	5	玖島川河口	A/A	0/12	0	7.0～7.5	0/12	0	8.3～13	0/12	0	<0.5～0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1	～3
永慶寺川	永慶寺川	6	下浜	B/B	0/11	0	6.9～7.1	0/11	0	7.4～10	0/11	0	<0.5～1.7	1.0	1.1	0/11	0	<1	～4
御手洗川	金剛寺	7	金剛寺	B/B	0/12	0	7.1～7.3	0/12	0	7.3～9.4	5/12	42	1.2～8.4	3.5	5.4	0/12	0	1	～11
可愛川	可愛川	8	可愛	B/B	0/12	0	7.0～7.9	0/12	0	8.3～12	2/12	17	1.2～3.4	2.2	2.9	0/12	0	1	～24
八幡川	八幡川上流	9	魚切貯水池上流	A/A	0/12	0	7.5～7.8	0/12	0	8.5～12	0/12	0	<0.5～0.7	0.6	0.6	0/12	0	<1	～4
	郡橋	10	郡橋	A/A	0/12	0	7.2～8.3	0/12	0	8.8～12	3/12	25	0.8～3.0	1.7	1.9	0/12	0	<1	～5
八幡川下流	泉橋	11	泉橋	B/B	0/12	0	7.2～7.9	0/12	0	7.6～11	0/12	0	1.0～2.9	1.9	2.2	0/12	0	<1	～3
太田川	太田川上流(1)	12	鱗留貯水池流入前	A/A	0/12	0	6.9～8.0	1/12	8	7.2～12	0/12	0	<0.5～0.9	0.5	0.5	0/12	0	<1	～3
太田川上流(2)	美木川下流	13	美木川下流	A/A	0/12	0	7.0～7.6	0/12	0	8.2～13	0/12	0	<0.5～0.7	0.6	0.6	0/12	0	<1	～2
	加計	14	加計	A/A	0/12	0	6.8～7.4	0/12	0	8.0～12	0/12	0	<0.5～1.0	0.7	0.7	0/12	0	<1	～3
	高山川下流	15	高山川下流	A/A	0/12	0	7.0～7.6	0/12	0	7.6～13	0/12	0	<0.5～1.2	0.7	0.8	0/12	0	<1	～6
	壬辰橋	16	壬辰橋	A/A	0/12	0	7.0～8.1	0/12	0	8.1～13	0/12	0	<0.5～2.0	0.7	0.8	0/12	0	1	～5
太田川上流	戸坂上水道取水口	17	戸坂上水道取水口	A/A	0/12	0	7.2～8.1	0/12	0	9.1～13	0/12	0	<0.5～0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1	～9
太田川下流	旭橋	18	旭橋	B/B	0/24	0	7.2～8.5	0/24	0	6.0～11	4/24	17	0.6～5.3	1.6	2.8	0/24	0	1	～11
柴木川	長淵橋	19	長淵橋	A/A	0/12	0	6.8～7.4	0/12	0	7.8～12	0/12	0	<0.5～0.9	0.6	0.6	0/12	0	<1	～8/12
筒賀川	天神橋	20	天神橋	A/A	0/12	0	7.0～7.7	0/12	0	8.3～12	0/12	0	<0.5～0.9	0.6	0.5	0/12	0	<1	～1
瀧山川	瀧山川河口	21	瀧山川河口	A/A	0/12	0	6.8～7.3	0/12	0	8.0～12	0/12	0	<0.5～0.9	0.7	0.8	0/12	0	<1	～2
	丁川	22	丁川	A/A	0/12	0	6.9～7.7	0/12	0	7.9～12	0/12	0	<0.5～0.9	0.6	0.5	0/12	0	<1	～1
水内川	水内川河口	23	水内川河口	A/A	0/12	0	7.2～7.7	0/12	0	8.6～13	0/12	0	<0.5～0.6	0.5	0.5	0/12	0	<1	～1
西宗川	滻合橋	24	滻合橋	A/A	1/12	8	7.4～9.6	0/12	0	7.8～12	0/12	0	<0.5～1.1	0.6	0.7	0/12	0	<1	～7
吉山川	吉山川(川合橋)	25	吉山川(川合橋)	A/A	0/12	0	7.3～7.9	0/12	0	8.1～13	0/12	0	<0.5～0.6	0.5	0.5	0/12	0	<1	～4
鎌張川	宇津橋	26	宇津橋	A/A	1/12	8	7.5～8.8	0/12	0	8.2～12	0/12	0	<0.5～1.2	0.6	0.6	0/12	0	<1	～5
根谷川上流	人甲川合流前	27	人甲川合流前	A/A	0/12	0	7.4～8.3	0/12	0	8.1～13	1/12	8	0.5～2.4	1.2	1.6	0/12	0	<1	～2
根谷川下流	根の谷橋	28	根の谷橋	B/B	1/48	2	7.1～8.8	0/48	0	6.9～13	0/48	0	<0.5～1.5	0.8	0.9	0/48	0	<1	～19
三篠川	見坂川下流	29	見坂川下流	A/A	0/12	0	7.5～8.1	0/12	0	7.9～14	0/12	0	<0.5～1.3	0.7	0.8	0/12	0	<1	～1
	関川下流	30	関川下流	A/A	1/12	8	7.2～8.9	0/12	0	8.1～13	1/12	8	0.6～2.5	1.4	1.8	0/12	0	<1	～8
	狩留家	31	狩留家	A/A	2/12	17	7.4～8.7	0/12	0	8.1～13	1/12	8	0.6～2.3	1.4	1.8	0/12	0	1	～13
	深川橋	32	深川橋	A/A	3/12	25	7.6～8.6	0/12	0	7.5～14	0/12	0	<0.5～1.9	0.9	0.9	0/12	0	1	～16
安川	五軒屋	33	五軒屋	B/B	3/12	25	7.5～9.1	0/12	0	8.4～13	0/12	0	0.7～2.9	1.7	2.3	0/12	0	1	～9
	東原	34	東原	B/B	1/48	2	7.2～8.8	0/48	0	6.8～14	2/48	4	<0.5～4.3	1.1	1.2	3/48	6	2	～71

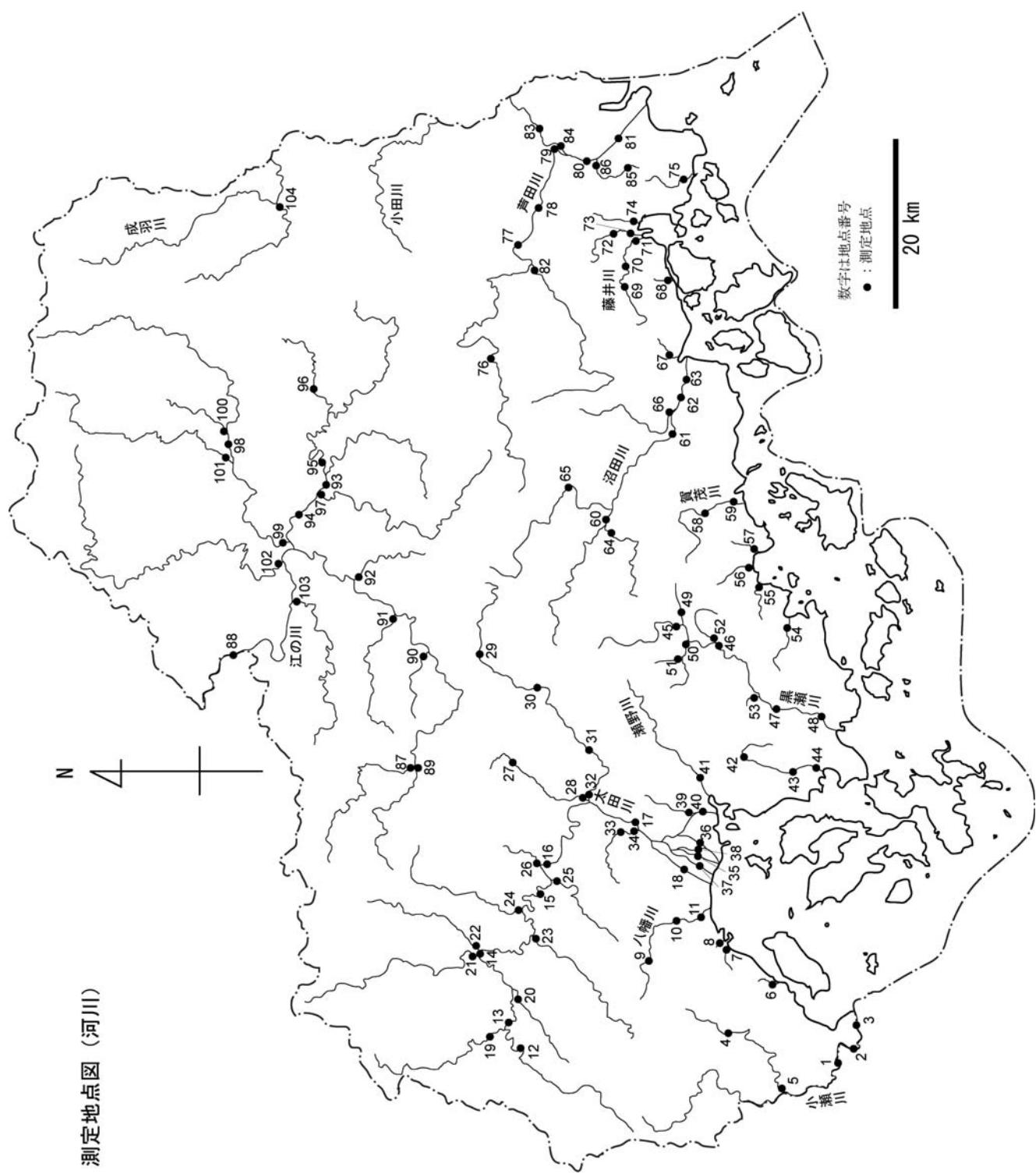
水系名	類型指定水域名	地點番号	測定地點名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100ml)				
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大		
太田川	旧太田川	35	舟入橋	A	0/24	0	7.1 ~ 8.2	6/24	25	5.8 ~ 11	3/24	13	<0.5 ~ 3.7	1.1	1.3	1/24	4	1 ~ 26	12/24	50	0 ~ 13000
	京橋川	36	御幸橋	A	1/24	4	7.2 ~ 8.6	7/24	29	5.9 ~ 10	6/24	25	0.5 ~ 4.7	1.5	1.9	0.24	0	1 ~ 7	7/24	29	78 ~ 4900
	天満川	37	昭和大橋	A	0/24	0	7.2 ~ 8.3	5/24	21	6.1 ~ 11	2/24	8	<0.5 ~ 3.3	1.2	1.4	0.24	0	2 ~ 20	13/24	54	5 ~ 33000
	元安川	38	南大橋	A	0/24	0	7.1 ~ 8.3	5/24	21	5.6 ~ 11	3/24	13	<0.5 ~ 3.5	1.2	1.5	0.24	0	1 ~ 12	11/24	46	2 ~ 13000
	府中大川	39	新大洲橋	D	0/12	0	7.3 ~ 8.4	0/12	0	7.8 ~ 10	0/12	0	1.0 ~ 3.5	1.9	2.3	0.12	0	1 ~ 5	0/12	0	3300 ~ 180000
	猿猴川	40	仁保橋	B	0/24	0	7.0 ~ 8.2	0/24	0	5.2 ~ 11	3/24	13	0.7 ~ 4.8	1.9	2.5	0.24	0	1 ~ 6	2/24	8	45 ~ 11000
	瀬野川	41	日浦橋	B	0/12	0	7.3 ~ 7.7	0/12	0	7.6 ~ 10	0/12	0	0.8 ~ 2.1	1.4	1.5	0/12	0	1 ~ 4	11/12	92	3500 ~ 160000
	二河川	42	川角大橋	A	0/12	0	7.4 ~ 7.6	0/12	0	9.1 ~ 12	1/12	8	0.8 ~ 2.2	1.6	1.9	0/12	0	<1 ~ 9	12/12	100	3500 ~ 160000
		43	松ヶ丘園地入口	A	0/12	0	7.8 ~ 8.2	0/12	0	8.6 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.5	0.9	1.1	0/12	0	<1 ~ 4	12/12	100	2300 ~ 54000
		44	山手橋	A	0/12	0	7.7 ~ 8.2	0/12	0	8.9 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.3	0.8	1.0	0/12	0	<1 ~ 4	12/12	100	1700 ~ 35000
	黒瀬川	45	三永貯水池入口	A	0/12	0	7.3 ~ 7.7	0/12	0	7.6 ~ 11	7/12	58	1.7 ~ 5.5	2.9	3.2	0/12	0	1 ~ 10	12/12	100	3500 ~ 160000
		46	橋の詰橋	A	0/12	0	7.3 ~ 7.5	0/12	0	7.5 ~ 12	12/12	100	2.6 ~ 5.7	4.1	4.6	0/12	0	3 ~ 11	8/12	67	350 ~ 54000
		47	芋福橋	A	0/12	0	7.6 ~ 8.3	0/12	0	8.4 ~ 13	1/12	8	0.5 ~ 2.7	1.4	1.5	0/12	0	1 ~ 6	12/12	100	1100 ~ 54000
		48	真光寺橋	A	0/12	0	7.6 ~ 8.0	0/12	0	8.7 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.7	1.0	1.3	0/12	0	<1 ~ 6	7/12	58	140 ~ 49000
	三永川	49	高尾	A	0/12	0	7.3 ~ 7.8	0/12	0	8.6 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 1.9	1.5	1.8	0/12	0	<1 ~ 5	9/12	75	79 ~ 35000
	古河川	50	古河川2	A	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	8.8 ~ 14	2/12	17	1.1 ~ 2.4	1.7	1.9	0/12	0	<1 ~ 7	10/12	83	240 ~ 92000
	温井川	51	温井川	A	0/12	0	7.3 ~ 7.6	0/12	0	7.5 ~ 12	0/12	0	1.1 ~ 2.0	1.6	1.9	0/12	0	<1 ~ 9	12/12	100	1600 ~ 54000
		52	松板川	A	0/12	0	7.3 ~ 7.7	1/12	8	7.0 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 1.8	1.3	1.6	0/12	0	<1 ~ 9	9/12	75	240 ~ 35000
	イラスケ川	53	イラスケ川	A	0/12	0	7.4 ~ 8.0	0/12	0	9.2 ~ 13	0/12	0	0.8 ~ 1.9	1.5	1.6	0/12	0	1 ~ 7	12/12	100	5400 ~ 160000
	野呂川	54	浦尻	B	3/12	25	7.5 ~ 9.1	0/12	0	8.9 ~ 15	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1 ~ 2	5/12	42	490 ~ 24000
	高野川	55	風早	A	0/12	0	7.1 ~ 7.6	0/12	0	8.4 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	1.0	1.2	0/12	0	<1 ~ 2	8/12	67	240 ~ 24000
	三津大川	56	三津小学校前	B	2/12	17	7.4 ~ 9.3	0/12	0	8.6 ~ 14	0/12	0	0.6 ~ 1.7	1.0	1.2	0/12	0	<1 ~ 10	7/12	58	920 ~ 160000
	木谷郷川	57	下之谷	A	0/12	0	7.4 ~ 8.2	0/12	0	8.8 ~ 14	1/12	8	0.8 ~ 2.6	1.6	1.8	0/12	0	<1 ~ 10	10/12	83	49 ~ 160000
	賀茂川	58	上水取水口上	A	0/12	0	7.5 ~ 8.5	0/12	0	9.0 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.9	1.2	1.5	0/12	0	<1 ~ 8	9/12	75	540 ~ 24000
		59	朝日橋	A	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	8.9 ~ 13	0/12	0	0.8 ~ 1.9	1.4	1.6	0/12	0	<1 ~ 9	7/12	58	240 ~ 54000
	沼田川上流	60	入野川下流	A	1/12	8	7.6 ~ 9.0	0/12	0	9.0 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.7	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 4	9/12	75	460 ~ 24000
		61	小原橋上	A	0/12	0	7.4 ~ 8.3	0/12	0	8.1 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	1.0	1.1	0/12	0	1 ~ 6	11/12	92	700 ~ 33000
	沼田川上流	62	潮止め堰上	A	0/12	0	7.4 ~ 8.3	0/12	0	7.5 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.5	0.9	1.0	0/12	0	1 ~ 6	11/12	92	490 ~ 35000
	沼田川下流	63	定置大橋	B	0/12	0	7.5 ~ 8.0	0/12	0	8.4 ~ 11	0/12	0	<0.5 ~ 1.7	0.8	0.9	0/12	0	1 ~ 7	4/12	33	170 ~ 17000
	沼田川	64	入野川	A	0/12	0	7.7 ~ 8.5	0/12	0	8.4 ~ 13	1/12	8	<0.5 ~ 2.1	0.9	0.9	0/12	0	<1 ~ 10	12/12	100	1700 ~ 79000
	椋梨川	65	椋梨川(流入前)	A	1/12	8	7.4 ~ 8.6	0/12	0	8.7 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.8	0.9	1.0	0/12	0	<1 ~ 16	10/12	83	460 ~ 54000
	仏通寺川	66	小坂川合流前	A	2/12	17	7.6 ~ 8.6	0/12	0	9.2 ~ 14	0/12	0	0.5 ~ 1.9	1.1	1.3	0/12	0	<1 ~ 6	10/12	83	330 ~ 230000
	和久原川	67	東町	C	0/12	0	6.9 ~ 7.7	0/12	0	8.8 ~ 15	0/12	0	0.5 ~ 1.3	0.8	1.0	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	3300 ~ 79000
	栗原川	68	日小橋	C	2/12	17	7.5 ~ 8.9	0/12	0	6.4 ~ 14	1/12	8	1.1 ~ 5.5	2.6	3.6	0/12	0	1 ~ 5	0/12	0	11000 ~ 170000
	藤井川	69	木門田川合流前	A	1/12	8	7.6 ~ 9.5	0/12	0	9.5 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.8	1.0	1.0	0/12	0	<1 ~ 3	12/12	100	3300 ~ 79000
		70	三成	B	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	8.3 ~ 13	3/12	25	0.7 ~ 3.8	2.1	2.9	0/12	0	1 ~ 5	12/12	100	170000 ~ 79000
	藤井川下流	71	講和橋	B	0/12	0	7.5 ~ 8.5	0/12	0	9.5 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 1.9	1.3	1.7	0/12	0	<1 ~ 9	10/12	83	790 ~ 110000

水系名	類型	指定水域名	地点番号	測定地点名			pH m/n	DO(mg/L)			BOD(mg/L)			SS(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100ml)												
				型	m/n	%		最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大								
本郷川	本郷川上流	荒神橋	72	0/12	0	7.2	~	8.2	0/12	0	8.8	~	14	0/12	0	<0.5	~	1.6	1.0	1.4	0/12	0	<1	~	4	7/12	58	790	~ 170000
	本郷川下流	吾妻橋	73	0/12	0	7.4	~	8.0	0/12	0	7.0	~	140	1/12	8	0.6	~	3.6	1.5	1.6	0/12	0	<1	~	6	10/12	83	1300	~ 79000
羽原川	羽原川	本庄神社前	74	5/12	42	7.7	~	9.3	0/12	0	8.5	~	18	0/12	0	1.1	~	2.4	1.8	2.1	0/12	0	<1	~	10	0/12	0	4900	~ 130000
山南川	山南川	矢川	75	0/12	0	7.7	~	8.3	0/12	0	7.8	~	12	0/12	0	0.7	~	2.8	2.0	2.4	0/12	0	2	~	16	11/12	92	3500	~ 490000
芦田川	芦田川上流	赤堀川下流	76	0/12	0	7.6	~	8.3	0/12	0	8.6	~	14	1/12	8	0.6	~	2.1	1.1	1.4	0/12	0	<1	~	4	11/12	92	700	~ 110000
	芦田川中流(1)	府中大橋	77	0/12	0	7.3	~	7.6	1/12	8	7.4	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.8	1.0	1.0	0/12	0	<1	~	6	12/12	100	1100	~ 92000
芦田川中流(2)	芦田川中流(2)	戸手戸	78	0/12	0	7.4	~	7.5	2/12	17	6.4	~	11	0/12	0	0.5	~	2.0	1.1	1.2	0/12	0	<1	~	6	12/12	100	3300	~ 24000
芦田川下流	芦田川下流	中津原	79	0/12	0	7.4	~	7.6	2/12	17	6.3	~	11	0/12	0	0.5	~	2.0	1.1	1.1	0/12	0	<1	~	6	11/12	92	490	~ 92000
芦田川下流	芦田川下流	山手橋	80	0/48	0	7.3	~	8.3	12/48	25	4.3	~	12	16/48	33	0.8	~	4.0	1.8	2.1	0/48	0	<1	~	16	38/48	79	230	~ 240000
芦田川下流	芦田川下流	小水呑橋	81	8/12	67	7.5	~	9.4	0/9	0	7.1	~	14	9/12	75	1.8	~	6.3	4.1	4.6	0/12	0	6	~	19	1/12	8	13	~ 13000
御闘川	御闘川	御闘川3	82	1/12	8	7.6	~	9.0	0/12	0	9.6	~	15	0/12	0	<0.5	~	1.7	1.0	1.4	0/12	0	<1	~	7	11/12	92	540	~ 54000
高屋川中流	高屋川中流	江北	83	0/12	0	7.4	~	8.4	2/12	17	7.0	~	11	9/12	75	1.5	~	4.1	2.7	2.8	0/12	0	2	~	16	12/12	100	1700	~ 240000
高屋川下流	高屋川下流	横尾	84	0/12	0	7.5	~	7.9	1/12	8	4.2	~	11	4/12	33	1.3	~	4.4	2.5	3.1	0/12	0	3	~	16	9/12	75	2800	~ 240000
瀬戸戸川上流	瀬戸戸川上流	山片橋	85	0/12	0	7.8	~	8.2	0/12	0	8.7	~	14	0/12	0	<0.5	~	1.6	1.1	1.3	0/12	0	<1	~	5	12/12	100	1100	~ 140000
瀬戸戸川下流	瀬戸戸川下流	観音橋	86	0/12	0	7.5	~	8.3	0/12	0	6.7	~	12	5/12	42	1.5	~	6.0	3.1	3.8	0/12	0	3	~	12	12/12	100	7000	~ 240000
江の川	江の川	壬生	87	0/12	0	7.1	~	7.6	0/12	0	7.9	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.5	0.8	0.8	0/12	0	<1	~	8	10/12	83	240	~ 490000
	三国橋	三国橋	88	0/12	0	7.3	~	7.8	0/12	0	7.7	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.1	0.8	0.9	0/12	0	<1	~	13	6/12	50	460	~ 35000
志路原川	志路原川	志路原川	89	0/12	0	7.0	~	7.5	0/12	0	7.7	~	12	0/12	0	0.6	~	1.4	0.9	1.1	0/12	0	1	~	7	8/12	67	170	~ 130000
多治比川	多治比川	多治比川	90	0/12	0	7.2	~	8.5	0/12	0	7.8	~	12	1/12	8	<0.5	~	2.3	1.1	1.1	0/12	0	1	~	8	11/12	92	460	~ 33000
本村川	本村川	本村川	91	0/12	0	7.3	~	8.4	0/12	0	7.9	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.3	0.7	0.8	0/12	0	<1	~	3	7/12	58	130	~ 24000
板木川	板木川	板木川	92	0/12	0	7.3	~	7.6	0/12	0	7.7	~	13	0/12	0	0.6	~	1.8	0.9	1.0	0/12	0	<1	~	5	9/12	75	240	~ 24000
馬洗川	馬洗川	志幸	93	2/12	17	7.4	~	9.0	0/12	0	9.4	~	13	0/12	0	0.9	~	1.9	1.4	1.6	0/12	0	1	~	5	5/12	42	49	~ 24000
	南郷敷	南郷敷	94	0/12	0	7.3	~	7.8	1/12	8	7.4	~	13	1/12	8	0.5	~	2.2	1.2	1.7	0/12	0	1	~	7	11/12	92	790	~ 350000
上下川	上下川	河口	95	0/12	0	7.2	~	8.4	0/12	0	8.4	~	13	0/12	0	0.8	~	2.0	1.4	1.6	0/12	0	1	~	4	7/12	58	79	~ 24000
田終川	田終川	竹の花	96	4/12	33	7.5	~	9.0	0/12	0	8.5	~	13	0/12	0	<0.5	~	2.0	0.8	0.7	1/12	8	<1	~	33	6/12	50	33	~ 94000
美波羅川	美波羅川	美波羅川	97	0/12	0	7.2	~	7.7	1/12	8	7.3	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.7	1.1	1.3	0/12	0	<1	~	7	8/12	67	240	~ 24000
西城川	西城川	三次	98	0/12	0	7.3	~	7.9	0/12	0	8.6	~	14	0/12	0	0.6	~	1.9	1.1	1.5	0/12	0	<1	~	5	5/12	42	110	~ 35000
	三次	三次	99	0/12	0	7.2	~	7.8	0/12	0	8.4	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.2	0.6	0.6	0/12	0	<1	~	19	4/12	33	130	~ 7900
川北川	川北川	川北川河口	100	0/11	0	7.0	~	8.5	0/11	0	8.1	~	13	0/11	0	<0.5	~	1.8	1.1	1.3	1/11	9	<1	~	47	5/11	45	110	~ 24000
比和川	比和川	比和川	101	0/12	0	7.1	~	7.9	0/12	0	7.9	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.2	0.8	0.8	0/12	0	<1	~	3	2/12	17	79	~ 16000
神野瀬川	神野瀬川	神野瀬川	102	0/12	0	7.2	~	7.8	0/12	0	8.0	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.1	0.6	0.7	0/12	0	<1	~	8	7/12	58	330	~ 13000
生田川	生田川	生田川	103	0/12	0	7.3	~	7.9	0/12	0	7.8	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.5	0.8	1.2	0/12	0	<1	~	9	9/12	75	130	~ 33000
高梁川(成羽川)	高梁川(成羽川)	帝釆川河口	104	3/12	25	8.2	~	8.6	0/12	0	8.5	~	13	0/12	0	<0.5	~	0.9	0.6	0.6	0/12	0	<1	~	1	8/12	67	33	~ 54000

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、吳市、福山市

(注) 1 測定地点(環境基準点)は別図参照。

2 m: 水深 n: 総検体数



別図 測定地点図（河川）

(2) 湖沼

(平成22年度)

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			COD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)				
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大		
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡之瀬ダム貯水池	A	1/36	3	6.5 ~ 9.3	10/36	28	<0.5 ~ 13	6/36	17	1.6 ~ 7.2	2.7	2.9	12/36	33	<1 ~ 28	13/36	36	2 ~ 13000
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄ダム貯水池	A	0/36	0	6.5 ~ 8.5	11/36	31	1.6 ~ 11	0/36	0	<0.5 ~ 2.9	1.2	1.3	3/36	8	<1 ~ 9	4/36	11	<1.8 ~ 2400
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川ダム貯水池	A	0/36	0	6.5 ~ 7.6	9/36	25	<0.5 ~ 11	2/36	6	0.9 ~ 6.6	2.1	2.3	3/36	8	<1 ~ 21	34/36	94	220 ~ 49000
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム貯水池	A	2/36	6	6.4 ~ 8.4	14/36	39	<0.5 ~ 11	7/36	19	1.4 ~ 8.8	2.8	3.1	8/36	22	<1 ~ 26	7/36	19	0 ~ 33000
	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川ダム貯水池	A	6/36	17	6.8 ~ 9.9	15/36	42	<0.5 ~ 15	18/36	50	2.1 ~ 6.3	3.5	4.1	4/36	11	<1 ~ 17	13/36	36	<2.0 ~ 33000
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原ダム貯水池	A	1/36	3	6.9 ~ 9.0	14/36	39	1.9 ~ 12	18/36	50	1.0 ~ 5.0	3.0	3.4	2/36	6	<1 ~ 8	5/36	14	<1.0 ~ 5400
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師ダム貯水池	A	0/36	0	7.0 ~ 8.5	3/36	8	6.5 ~ 12	10/36	28	1.9 ~ 4.0	2.8	3.0	4/36	11	1 ~ 8	2/36	6	0 ~ 1300
高梁川	帝釽川ダム貯水池 (神童湖)	8	帝釽川ダム貯水池	A	6/36	17	7.4 ~ 9.7	11/36	31	1.0 ~ 16	3/36	8	0.5 ~ 4.1	1.8	2.0	0/36	0	<1 ~ 5	7/36	19	7 ~ 2400

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点（環境基準点）(は別図を参照)。

2 m : 環境基準を達成しない検体数。n : 総検体数

3 m/n欄及び%欄の()内は、暫定基準を達成しない場合の数値である。

(3) 海域

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO(mg/L)			COD(mg/L)			油分等(η-α ²) (mg/L)			大腸菌群数(MPN/100ml)														
					m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大											
広島湾西部	大竹港(2)	2	広島湾西部2.7	B	0/36	0	7.9	~	8.3	1/36	3	3.8	~	9.9	7/36	19	1.2	~	5.6	2.5	2.9	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	3300
大竹・岩国地先海域	4		広島湾西部8	A	0/36	0	7.9	~	8.3	1/5/36	42	5.3	~	9.9	18/36	50	1.3	~	4.2	2.3	2.9	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	240
	5		広島湾西部2.9	A	0/36	0	7.9	~	8.3	1/3/36	36	5.3	~	9.8	16/36	44	0.8	~	5.4	2.2	3.1	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	330
	6		広島湾西部3.0	A	0/36	0	8.0	~	8.3	1/2/36	33	6.8	~	9.8	15/36	42	0.9	~	3.5	2.1	2.5	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	79
広島湾西部	7		広島湾西部1.8	A	0/36	0	8.0	~	8.3	1/3/36	36	5.7	~	9.6	16/36	44	1.2	~	3.9	2.2	2.8	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	79
	8		広島湾西部2.1	A	1/36	3	7.9	~	8.4	1/6/36	44	5.7	~	9.9	12/36	33	1.2	~	3.6	1.9	2.4	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	330
広島湾	五日市・廿日市地先海域	9	広島湾2.6	A	10/24	42	8.0	~	8.7	3/24	13	6.8	~	11	13/24	54	1.1	~	2.8	2.1	2.5	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/24	0	<2	~	490
広島市地先海域	10		広島湾2.9	A	4/24	17	8.0	~	8.4	6/24	25	6.9	~	10	10/24	42	1.0	~	2.6	1.9	2.1	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/24	0	<2	~	790
海田湾	11		広島湾1	B	5/24	21	7.5	~	8.4	0/24	0	6.0	~	10	5/24	21	1.8	~	4.2	2.6	3.0	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/24	0	4	~	490
	12		広島湾2.7	B	4/24	17	7.8	~	8.4	0/24	0	6.5	~	10	0/24	0	1.4	~	2.9	2.2	2.5	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/24	0	<2	~	790
広島湾	13		広島湾6	A	4/36	11	7.8	~	8.5	10/36	28	5.3	~	10	13/36	36	1.1	~	2.8	1.9	2.3	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/36	0	<2	~	230
	14		広島湾2.8	A	2/36	6	7.9	~	8.5	9/36	25	5.3	~	10	14/36	39	0.7	~	2.8	1.9	2.1	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/36	0	<2	~	220
	15		広島湾1.2	A	7/24	29	8.0	~	8.5	3/24	13	6.6	~	10	14/24	58	1.5	~	2.9	2.2	2.4	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/24	0	<2	~	49
	16		広島湾1.7	A	9/24	38	8.0	~	8.4	3/24	13	6.9	~	10	13/24	54	1.3	~	2.9	2.2	2.6	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/24	0	<2	~	49
	17		広島湾1.8	A	3/36	8	7.8	~	8.7	14/36	39	3.8	~	10	18/36	50	1.2	~	4.7	2.6	3.4	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	79
	18		広島湾1.4	A	2/36	6	7.9	~	8.5	13/36	36	5.3	~	10	16/36	44	1.3	~	4.2	2.2	2.6	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	170
呉地先	呉地先海域(3)	19	呉地先7	A	1/36	3	7.9	~	8.4	6/36	17	4.6	~	10	12/36	33	1.1	~	3.2	2.0	2.1	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	460
	20		呉地先5	A	2/36	6	7.9	~	8.5	6/36	17	5.0	~	10	15/36	42	1.0	~	3.6	1.9	2.1	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	230
	21		呉地先1.0	A	1/36	3	7.9	~	8.4	4/36	11	5.4	~	10	14/36	39	0.9	~	3.3	1.9	2.2	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	2	~	130
	22		呉地先1.5	A	1/36	3	7.9	~	8.4	7/36	19	5.6	~	10	11/36	31	0.9	~	2.6	1.8	2.1	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	790
	23		呉地先1.9	A	0/36	0	7.8	~	8.2	2/36	6	5.8	~	9.8	4/36	11	0.9	~	2.8	1.7	1.9	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	1600
	24		呉地先2.8	A	0/36	0	7.9	~	8.2	2/36	6	7.3	~	9.5	4/36	11	0.7	~	2.5	1.6	1.8	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	330
呉地先海域(1)	26		呉地先2.5	C	0/36	0	7.1	~	8.4	4/36	11	5.4	~	10	0/36	0	1.4	~	7.0	2.6	2.8	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	2	~	1300
呉地先海域(2)	27		呉地先2.6	B	2/36	6	7.5	~	8.2	0/36	0	7.1	~	10	3/36	8	0.8	~	5.2	2.0	2.1	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	2	~	2100
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	28	安芸津・安浦地先1.0	A	0/36	0	8.0	~	8.2	2/36	6	7.0	~	9.8	0/36	0	0.5	~	2.0	1.4	1.6	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	49
	29		安芸津・安浦地先6	A	0/36	0	8.0	~	8.2	7/36	19	6.4	~	9.9	0/36	0	0.5	~	1.7	1.2	1.3	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	49
	32		安芸津・安浦地先3	A	0/36	0	8.0	~	8.2	12/36	33	6.8	~	9.7	2/36	6	1.0	~	2.2	1.5	1.6	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	23
	33		安芸津・安浦地先4	A	0/36	0	8.0	~	8.2	10/35	29	6.7	~	9.5	0/36	0	1.0	~	1.9	1.4	1.6	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	5
燧灘北西部	燧灘北西部	34	燧灘北西部B	A	0/36	0	8.0	~	8.2	7/36	19	6.9	~	9.7	0/36	0	1.0	~	2.0	1.4	1.4	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	23
	35		燧灘北西部1.8	A	0/36	0	8.1	~	8.2	5/36	14	5.2	~	12	0/36	0	0.8	~	1.8	1.3	1.5	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	33
	36		燧灘北西部2.5	A	0/36	0	8.1	~	8.2	7/36	19	6.7	~	10	0/36	0	0.7	~	1.8	1.2	1.4	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	46
	37		燧灘北西部5.8	A	0/36	0	8.0	~	8.2	5/36	14	5.5	~	11	0/36	0	0.8	~	1.8	1.3	1.4	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	2	~	330
	38		燧灘北西部5.9	A	0/36	0	7.9	~	8.2	4/36	11	7.1	~	11	4/36	11	0.6	~	2.2	1.4	1.7	0/2	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	4	~	49
	39		燧灘北西部6.0	A	0/36	0	8.0	~	8.2	5/36	14	6.2	~	10	4/36	11	0.7	~	2.4	1.5	1.7	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	23
備讃瀬戸	40		備讃瀬戸1.2	A	0/36	0	8.1	~	8.3	3/36	8	6.6	~	11	10/36	28	1.2	~	2.8	1.8	1.8	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	<2	~	33
箕島町地先海域	41		備讃瀬戸1	B	2/12	17	8.0	~	8.5	0/12	0	6.5	~	15	6/12	50	1.5	~	6.8	3.5	4.7	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	2	~	790
	42		備讃瀬戸2	B	0/36	0	8.0	~	8.3	0/36	0	5.9	~	11	7/36	19	1.1	~	4.6	2.3	2.4	0/12	0	<0.5	~	<0.5	0/12	0	2	~	1300

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点（環境基準点）は別図参照。
2 m: 環境基準を達成しない検体数。n: 総検体数

14 環境基準点についての地点別測定結果（全窒素及び全燐）

(1) 湖沼

(平成22年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全燐(mg/L)			
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡之瀬貯水池	II	0.19	0.71	0/12	0.43	0.008	0.022	11/12	0.015
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄貯水池えん堤	II	0.23	0.41	0/12	0.3	0.005	0.015	1/12	0.008
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	II	0.28	0.57	0/12	0.41	0.003	0.015	1/12	0.008
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	II	0.17	0.37	0/12	0.29	0.004	0.020	2/12	0.008
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	III	0.26	1.0	0/12	0.69	0.008	0.068	2/12	0.024
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原貯水池湖心	III	0.57	1.1	0/12	0.79	0.013	0.050	6/12	0.033
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師貯水池湖心	II	0.47	0.82	12/12	0.63	0.012	0.034	12/12	0.023
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神童湖)	8	帝釈川貯水池	III	0.27	0.75	0/12	0.48	0.004	0.033	1/12	0.014

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点（環境基準点）は「環境基準類型指定水域・測定地点図（湖沼）」を参照。

2 m：環境基準を達成しない検体数、n：総検体数

3 m/n欄及び%欄の（ ）内は、暫定基準の不適合状況である。

4 数値は、表層の年度間を通じての値である。

(2) 海域

(平成22年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全燐(mg/L)			
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	4	広島湾西部8	II	0.12	0.54	3/12	0.23	0.010	0.033	2/12	0.019
		5	広島湾西部29		0.10	0.31	1/12	0.17	0.009	0.035	1/12	0.018
		6	広島湾西部30		0.08	0.27	0/12	0.15	0.009	0.032	1/12	0.018
	広島湾西部	7	広島湾西部18	II	0.07	0.19	0/12	0.13	0.010	0.029	0/12	0.016
		8	広島湾西部21	II	0.06	0.21	0/12	0.13	0.009	0.031	1/12	0.016
広島湾	広島湾北部	15	広島湾12	III	0.22	0.61	1/12	0.38	0.016	0.056	1/12	0.032
		17	広島湾18		0.12	0.33	0/12	0.23	0.012	0.036	0/12	0.023
		12	広島湾27		0.42	0.92	7/12	0.67	0.042	0.096	8/12	0.059
	広島湾南部	13	広島湾6	II	0.19	0.45	8/12	0.33	0.015	0.063	6/12	0.034
		18	広島湾14		0.09	0.24	0/12	0.16	0.011	0.030	0/12	0.019
		43	広島湾30		0.09	0.21	0/12	0.15	0.008	0.029	0/12	0.018
呉地先	呉地先海域	22	呉地先15	II	0.07	0.24	0/12	0.15	0.007	0.031	1/12	0.020
		24	呉地先28		0.06	0.34	1/12	0.15	0.012	0.029	0/12	0.019
		44	呉地先30-5		0.05	0.15	0/12	0.10	0.012	0.025	0/12	0.017
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	33	安芸津・安浦地先4	II	0.10	0.18	0/12	0.14	0.010	0.029	0/12	0.022
		28	安芸津・安浦地先10		0.05	0.18	0/12	0.09	0.011	0.031	1/12	0.017
		45	安芸津・安浦地先6-5		0.09	0.20	0/12	0.14	0.011	0.029	0/12	0.022
燧灘北西部	燧灘北西部	34	燧灘北西部8	II	0.11	0.22	0/12	0.17	0.010	0.035	1/12	0.023
		35	燧灘北西部18		0.05	0.17	0/12	0.10	0.008	0.028	0/12	0.018
		36	燧灘北西部25		0.05	0.15	0/12	0.09	0.008	0.027	0/12	0.017
		37	燧灘北西部58		0.05	0.14	0/12	0.09	0.009	0.025	0/12	0.017
		38	燧灘北西部59		0.05	0.16	0/12	0.10	0.009	0.026	0/12	0.017
		39	燧灘北西部60		0.05	0.15	0/12	0.10	0.006	0.022	0/12	0.014
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	40	備讃瀬戸12	II	0.05	0.17	0/12	0.12	0.006	0.024	0/12	0.014
	箕島町地先海域	41	備讃瀬戸1	IV	0.33	3.6	9/12	1.4	0.023	0.067	0/12	0.046
		42	備讃瀬戸2		0.35	3.4	6/12	1.1	0.022	0.077	0/12	0.045

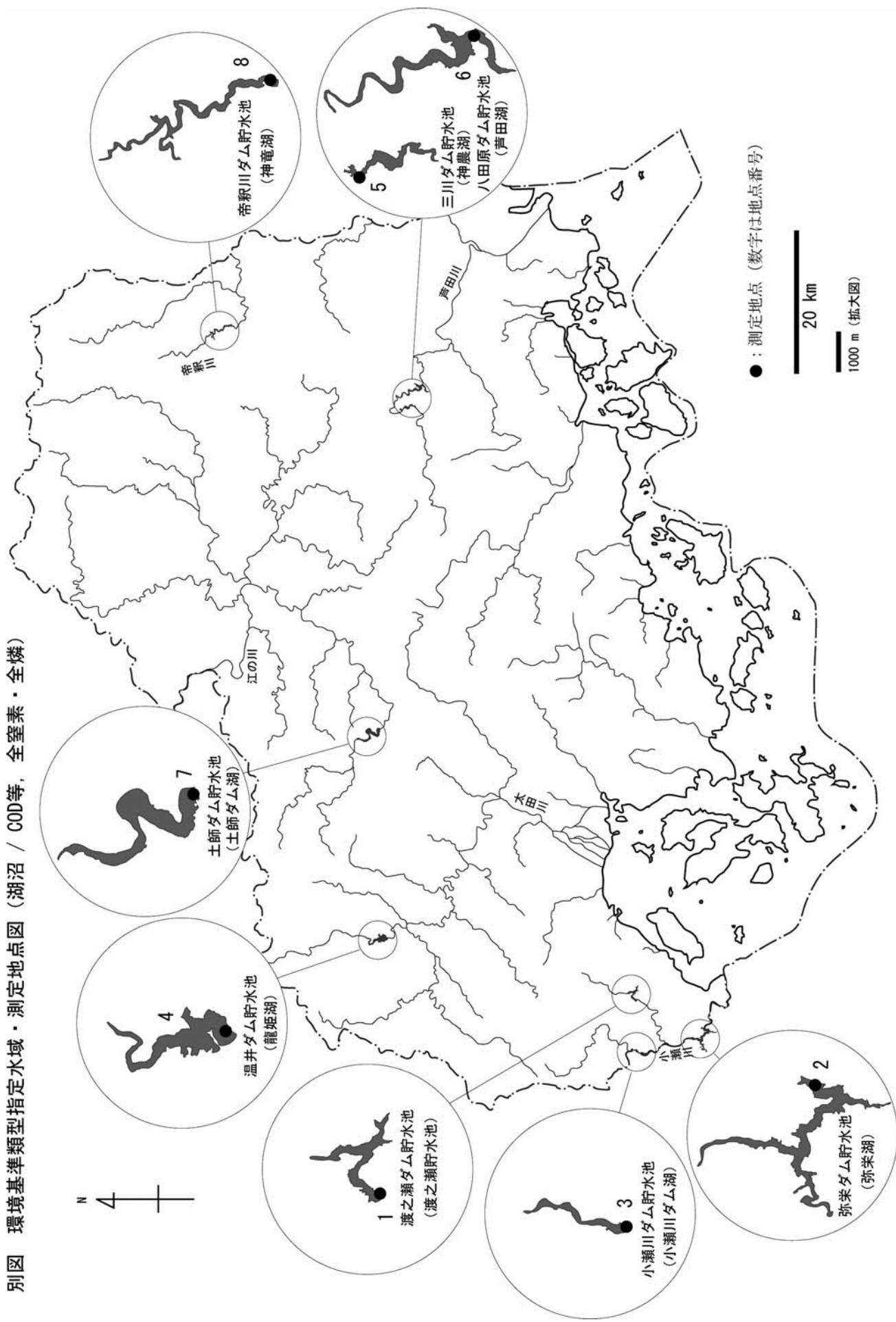
資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点（環境基準点）は「測定地点図（海域）」を参照。

2 m：環境基準を達成しない検体数、n：総検体数

3 数値は、表層の年度間を通じての値である。

別図 環境基準類型指定水域・測定地点図（湖沼 / COD等、全窒素・全燐）



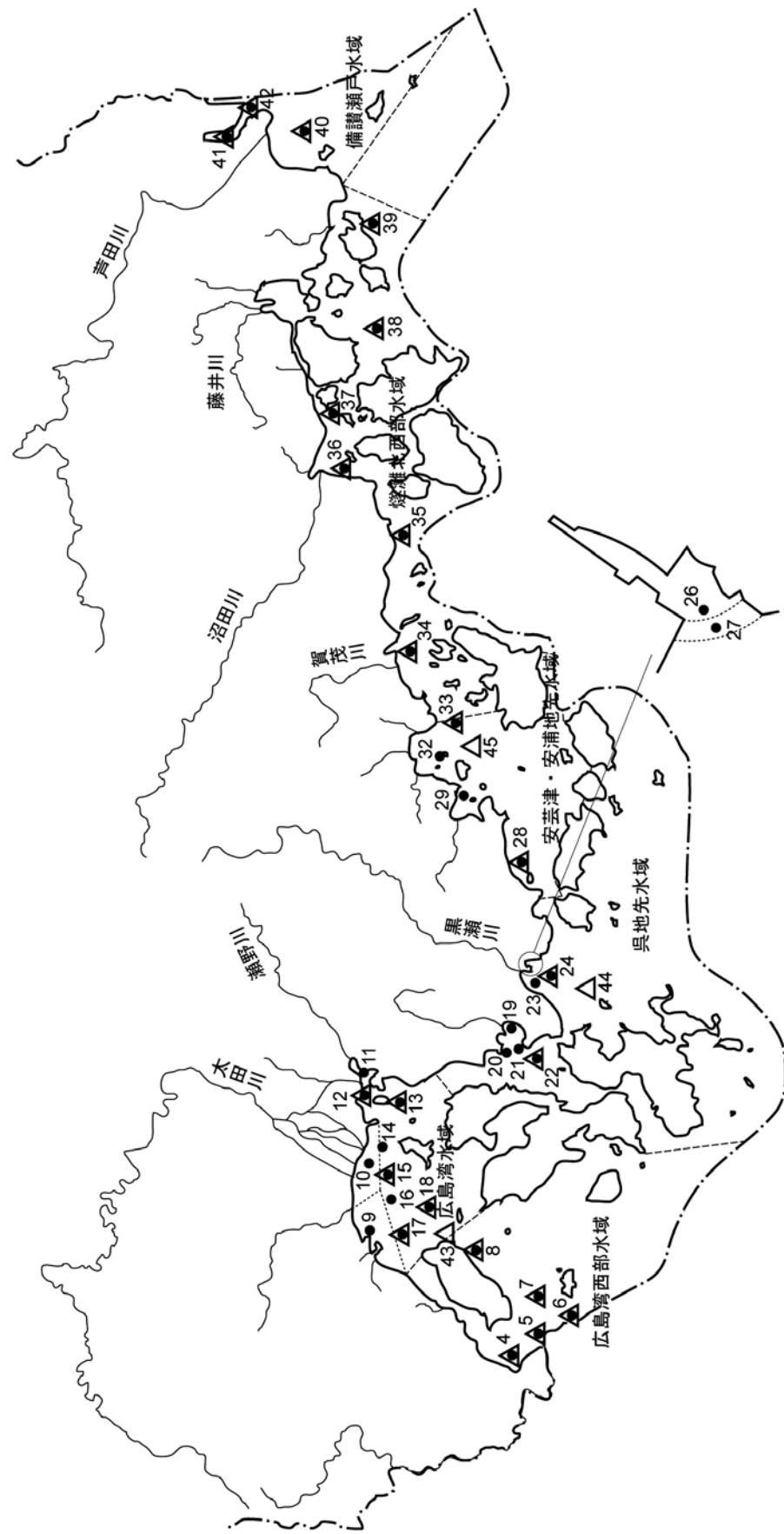
別図 測定地点図（海域）

数字は地點番号

- : COD等測定点
- △ : 全窒素等測定点

20 km

N



15 海域の栄養塩の状況

(平成22年度)

水域名	測定点数	全窒素(mg/L)			全磷(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
大竹・岩国地先海域	4	0.27	0.13	0.51	0.019	0.011	0.034
広島湾西部	4	0.20	0.06	0.41	0.020	0.010	0.052
広島湾北部	8	0.47	0.26	0.72	0.041	0.022	0.066
広島湾南部	3	0.21	0.12	0.30	0.024	0.011	0.041
呉地先海域	13	0.18	0.07	0.39	0.022	0.012	0.037
安芸津・安浦地先海域	5	0.13	0.08	0.18	0.019	0.010	0.028
燧灘北西部	8	0.12	0.07	0.19	0.019	0.009	0.029
箕島町地先海域	2	1.3	0.34	3.5	0.046	0.023	0.072
備讃瀬戸	3	0.18	0.06	0.33	0.019	0.010	0.035

資料:県環境保全課

(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

16 ダム貯水池(貯水量1,000万m³以上)の栄養塩の状況

(平成22年度)

湖沼名	測定点数	全窒素(mg/L)			全磷(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
小瀬川貯水池	1	0.41	0.28	0.57	0.008	0.003	0.015
弥栄貯水池	1	0.30	0.23	0.41	0.008	0.005	0.015
土師貯水池	1	0.63	0.47	0.82	0.023	0.012	0.034
渡ノ瀬貯水池	1	0.43	0.19	0.71	0.015	0.008	0.022
立岩貯水池	1	0.31	0.14	0.63	0.008	<0.003	0.015
樽床貯水池	1	0.20	0.13	0.39	0.007	0.004	0.011
王泊貯水池	1	0.31	0.15	0.79	0.008	0.004	0.020
温井貯水池	1	0.29	0.17	0.37	0.008	0.004	0.020
三川貯水池	1	0.69	0.26	1.00	0.024	0.008	0.068
八田原貯水池	1	0.79	0.57	1.10	0.033	0.013	0.050
帝釽川貯水池	1	0.48	0.27	0.75	0.014	0.004	0.033
高暮貯水池	1	0.45	0.28	0.66	0.016	0.004	0.030
灰塚貯水池	1	0.73	0.33	1.00	0.036	0.013	0.071

資料:県環境保全課

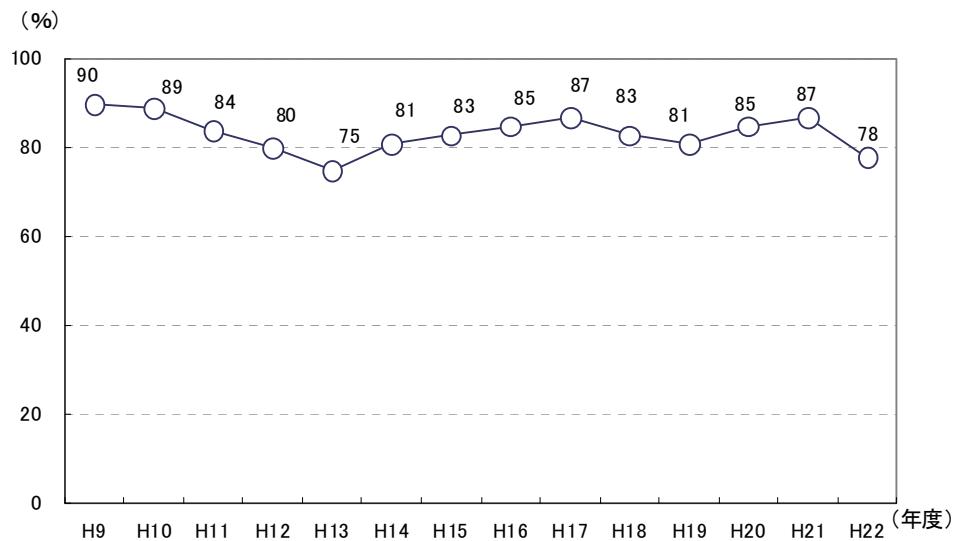
(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

17 榛梨ダムのアオコ確認日数

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
日数	41	95	0	19	28	160	150	155	85	105	114	115	163	164	147	131

資料:河川課

18 地下水環境基準達成率の推移



資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 (環境基準達成地点数／調査地点数) × 100

2 環境基準達成地点数は、すべての項目を達成した地点数

19 地下水水質測定結果

(平成22年度)

市町名	井戸番号	用途	水質測定結果												
			カドミウム	全ジアン	鉛	六価カドム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン	1,2-ジクロロエチレン
広島市	C-2	観測井戸													
広島市	C-3	観測井戸													
広島市	C-4	観測井戸													
広島市	C-5	観測井戸													
広島市	H-15-2	農業用水	< 0.005		< 0.005						< 0.0002		< 0.002	< 0.004	
広島市	H-16	農業用水	< 0.005		< 0.005						< 0.0002		< 0.002	#0.013	
広島市	H-17-2	農業用水	< 0.005		< 0.005						< 0.0002		< 0.002	< 0.004	
広島市	H-18-2	農業用水	< 0.005		# 0.007						< 0.0002		< 0.002	#0.005	
広島市	H-910	農業用水	< 0.005		< 0.005						< 0.0002		< 0.002	< 0.004	
広島市	H-920	農業用水	< 0.005		# 0.006						< 0.0002		# 0.004	#0.022	
広島市	H-930	生活用水	# 0.007		< 0.005						< 0.0002		< 0.002	< 0.004	
広島市	H-259	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-260	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-261	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-262	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-263	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-264	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-265	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-266	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-267	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-268	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	# 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
呉市	T-1	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004 ³
呉市	T-5	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004 ³
呉市	T-9	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004 ³
呉市	T-11	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004 ³
呉市	T-16	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004 ³
呉市	T-17	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004 ³
呉市	T-18	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	F-91	一般飲用									< 0.0002			#0.004	
福山市	F-92	水道水源	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	F-93	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	F-94	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	F-95	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	F-96	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	C-6	観測井戸													
府中市	K-59	一般飲用									< 0.0002	< 0.0002			
府中市	K-63	生活用水									< 0.0002	< 0.0002			
府中市	K-66	生活用水									< 0.0002	< 0.0002			
三次市	K-67	生活用水									< 0.0002	< 0.0002			
廿日市	K-488	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
大竹市	K-489	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
北広島町	K-490	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
安芸太田町	K-491	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
安芸太田町	K-492	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
坂町	K-493	その他	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
東広島市	K-494	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
竹原市	K-495	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
三原市	K-496	生活用水	< 0.001	< 0.1	# 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
尾道市	K-497	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
尾道市	K-498	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
府中市	K-499	その他	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
三次市	K-500	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
庄原市	K-501	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
庄原市	K-502	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
庄原市	K-503	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005		< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004

* : 環境基準超過

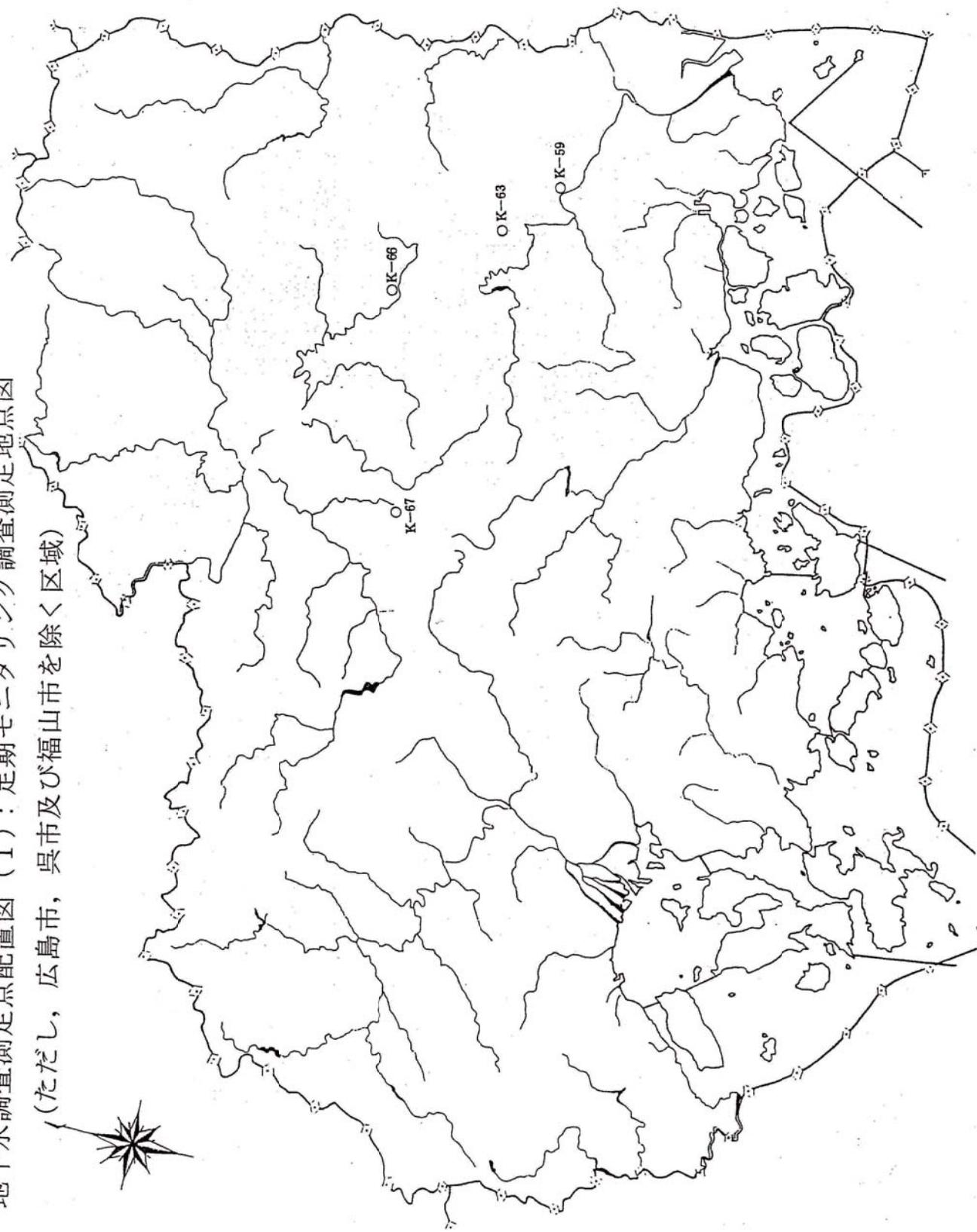
注 \$: cis-1,2-ジクロロエチレンのみ

(平成22年度)

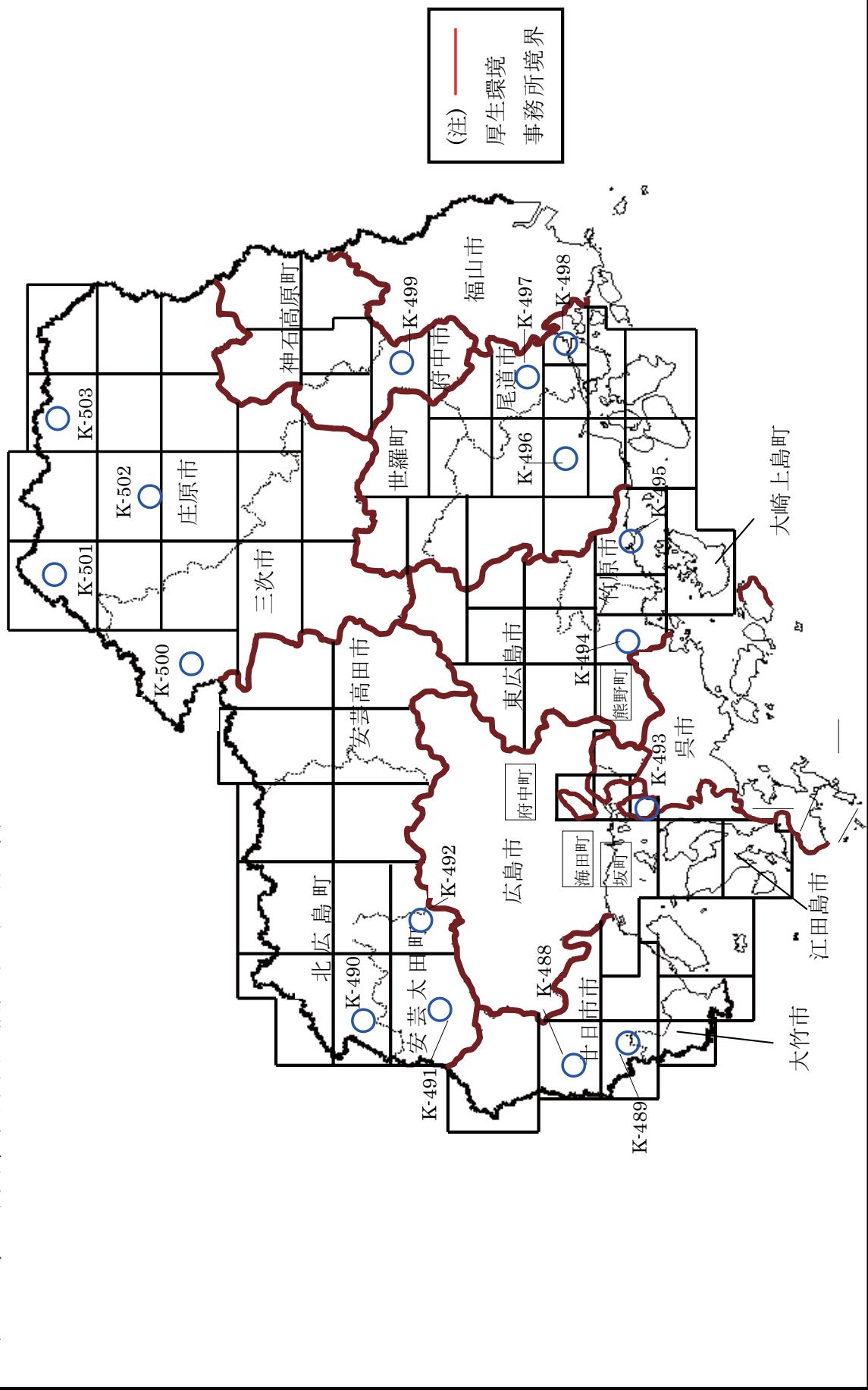
市町名	井戸番号	水質測定結果													
		1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロブロベン	チカラム	シマシン	オベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1, 4-ジオキサン
広島市	C-2			< 0.0002	< 0.0002							# 0.04	* 1.11	# 1.00	
広島市	C-3			< 0.0002	< 0.0002							# 0.02	# 0.31	# 0.24	
広島市	C-4			< 0.0002	< 0.0002							# 0.02	# 0.63	# 0.11	
広島市	C-5			< 0.0002	< 0.0002							# 0.02	# 0.31	< 0.01	
広島市	H-15-2	< 0.0005		< 0.002	< 0.0005					< 0.001		# 0.02	# 0.21	# 0.06	
広島市	H-16	< 0.0005		# 0.003	# 0.0035					< 0.001		# 0.02	* 0.82	# 0.16	
広島市	H-17-2	< 0.0005		< 0.002	# 0.0022					< 0.001		# 8.2	# 0.09	# 0.05	
広島市	H-18-2	< 0.0005		< 0.002	# 0.0093					< 0.001		# 7.0	# 0.16	# 0.05	
広島市	H-910	< 0.0005		< 0.002	< 0.0005					< 0.001		# 2.3	< 0.08	# 0.01	
広島市	H-920	# 0.018		* 0.038	# 0.0068					< 0.001		# 0.97	# 0.24	< 0.01	
広島市	H-930	# 0.0007		# 0.013	< 0.0005					< 0.001		# 0.19	< 0.08	< 0.01	
広島市	H-259	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.4	# 0.15	# 0.01	< 0.005
広島市	H-260	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.5	< 0.08	< 0.01	< 0.005
広島市	H-261	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.2	< 0.08	< 0.01	< 0.005
広島市	H-262	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 3.0	# 0.11	< 0.01	< 0.005
広島市	H-263	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.4	# 0.08	< 0.01	< 0.005
広島市	H-264	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.45	# 0.33	< 0.01	< 0.005
広島市	H-265	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.07	# 0.09	< 0.01	< 0.005
広島市	H-266	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.70	< 0.08	< 0.01	< 0.005
広島市	H-267	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.8	# 0.09	< 0.01	< 0.005
広島市	H-268	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.52	# 0.11	< 0.01	< 0.005
呉市	T-1	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 7.6	# 0.63	# 0.04	< 0.005
呉市	T-5	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 4.7	# 0.32	# 0.02	< 0.005
呉市	T-9	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.9	< 0.08	< 0.01	< 0.005
呉市	T-11	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 6.5	# 0.13	# 0.05	< 0.005
呉市	T-16	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 5.4	< 0.08	# 0.12	< 0.005
呉市	T-17	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 6.5	# 0.49	# 0.06	< 0.005
呉市	T-18	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.5	# 0.16	# 0.02	< 0.005
福山市	F-91		* 0.034												
福山市	F-92	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.0	# 0.31	< 0.01	< 0.05
福山市	F-93	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.5	# 0.35	< 0.01	< 0.05
福山市	F-94	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.5	# 0.11	< 0.01	< 0.05
福山市	F-95	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.32	# 0.29	< 0.01	< 0.05
福山市	F-96	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.80	# 0.16	< 0.01	< 0.05
福山市	C-6		< 0.002	< 0.0005								# 2.0	# 0.35	# 0.01	
府中市	K-59	< 0.0005		* 0.061	< 0.0005										
府中市	K-63	< 0.0005		# 0.007	< 0.0005										
府中市	K-66	< 0.0005		# 0.012	* 0.046										
三次市	K-67	< 0.0005		# 0.002	* 0.069										
廿日市市	K-488	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.15	* 1.0	< 0.01	< 0.005
大竹市	K-489	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.02	* 1.0	< 0.01	< 0.005
北広島町	K-490	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.01	* 3.7	# 0.01	< 0.005
安芸太田町	K-491	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.87	< 0.08	< 0.01	< 0.005
安芸太田町	K-492	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.10	# 0.14	< 0.01	< 0.005
坂町	K-493	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 7.6	# 0.21	# 0.02	< 0.005
東広島市	K-494	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	* 12	# 0.17	< 0.01	< 0.005
竹原市	K-495	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 7.9	# 0.22	# 0.03	< 0.005
三原市	K-496	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	* 11	# 0.08	# 0.03	< 0.005
尾道市	K-497	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.3	# 0.19	< 0.01	< 0.005
尾道市	K-498	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.22	# 0.41	# 0.04	< 0.005
府中市	K-499	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.2	# 0.42	# 0.01	< 0.005
三次市	K-500	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.20	# 0.09	# 0.01	< 0.005
庄原市	K-501	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.50	# 0.16	< 0.01	< 0.005
庄原市	K-502	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.79	< 0.08	< 0.01	< 0.005
庄原市	K-503	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.41	# 0.12	< 0.01	< 0.005

地下水調査測定点配置図（1）：定期モニタリング調査測定地点図

（ただし、広島市、吳市及び福山市を除く区域）

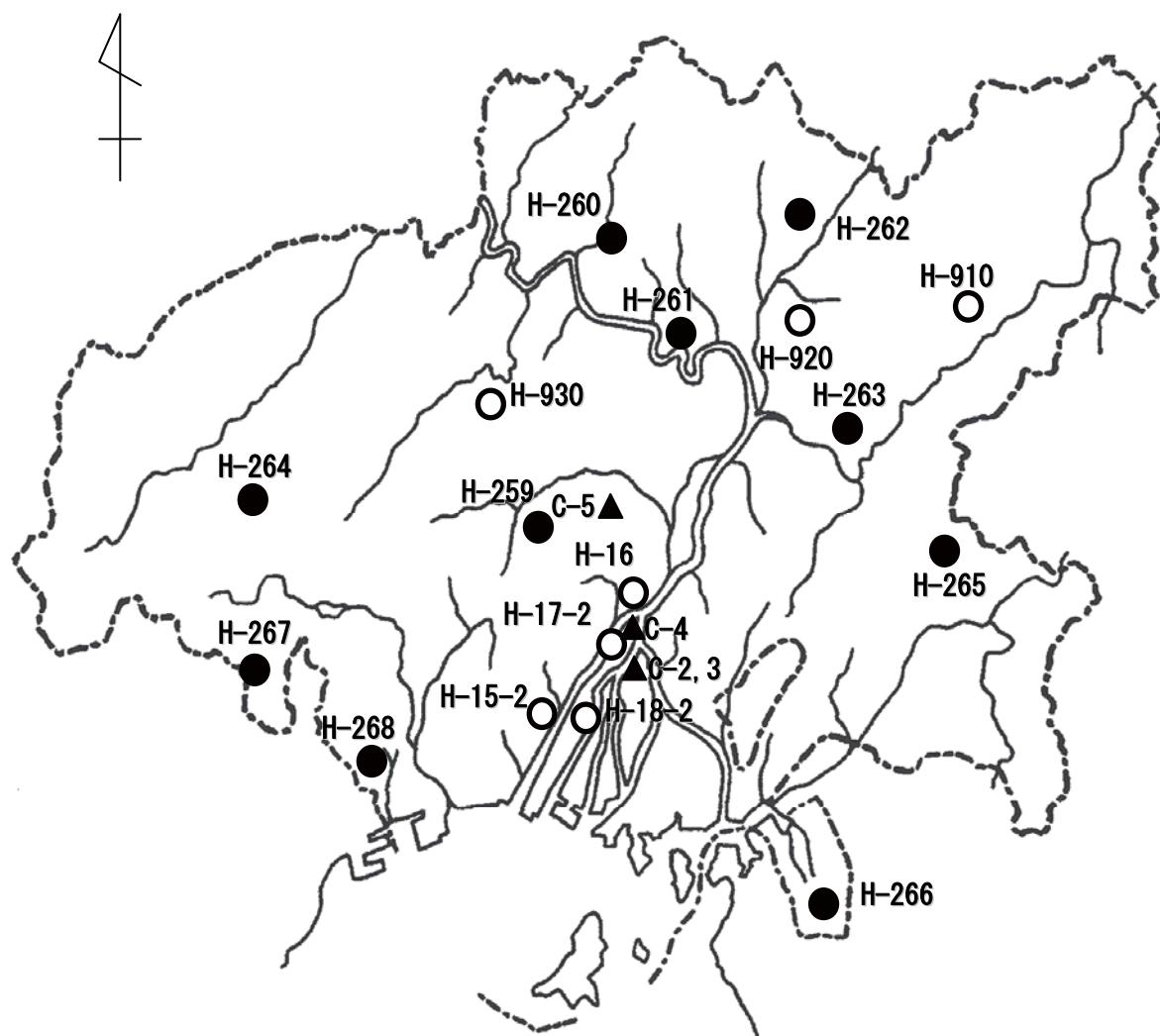


地下水調査測定地点配置図（2）：概況調査測定地点図
(ただし、広島市、吳市及び福山市を除く区域)



地下水調査測定点配置図（3）

（広島市の区域）



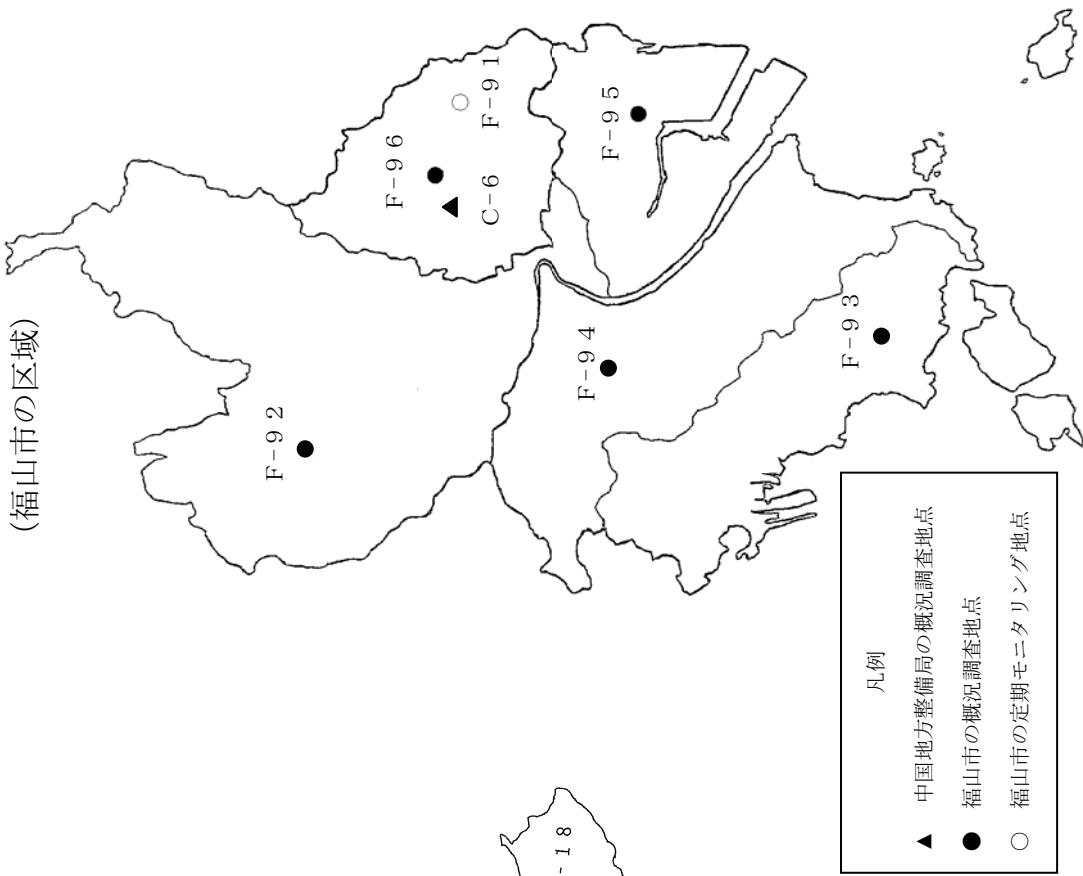
凡例

- ▲ 中国地方整備局の概況調査地点
- 広島市の概況調査地点
- 広島市の定期モニタリング地点

地下水調査測定点配置図（4）
(呉市の区域)



地下水調査測定点配置図（5）
(福山市の区域)



20 海域における底質の現状

(平成22年度)

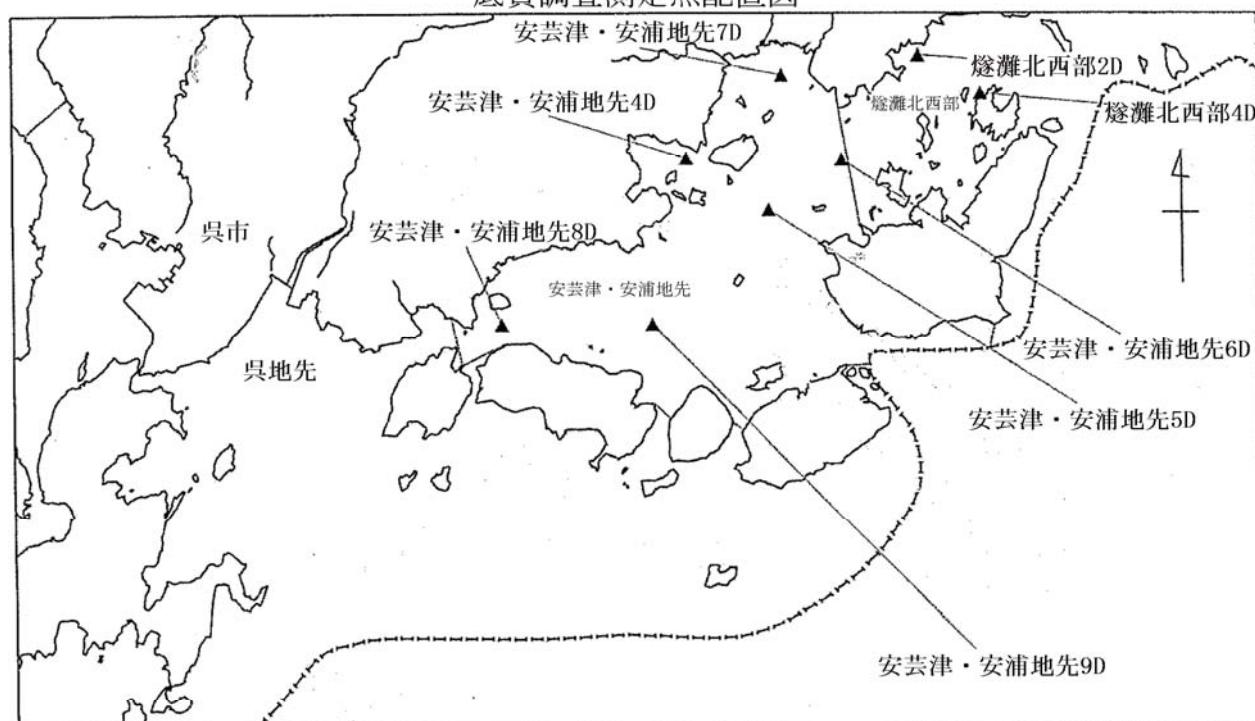
区分	項目 (単位)	安芸津・安浦地先 (地点数:6)			燧灘北西部 (地点数:2)			全域 (地点数:8)		
		最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
健康項目	カドミウム ($\mu\text{g/g}$)	0.79	<0.05	0.19	0.08	<0.05	0.07	0.79	<0.05	0.16
	鉛 ($\mu\text{g/g}$)	410	4.4	82	17	15	16	410	4.4	65
	砒素 ($\mu\text{g/g}$)	8.5	2.1	4.1	3.8	3.5	3.7	8.5	2.1	4
	総水銀 ($\mu\text{g/g}$)	0.11	<0.01	0.06	0.05	0.02	0.04	0.11	<0.01	0.05

資料：県環境保全課

(注) 1 採泥はエクマンバージ法による。

2 測定点は、別図の通りである。

底質調査測定点配置図



凡例

- 1 ▲は海域の底質測定点を示す。
- 2 - - - - は県境界線を示す。
- 3 ————— は水域区分を示す。

21 公共用水域要監視項目等調査結果

(1) 要監視項目調査

(平成22年度)

測定地点名 物質名	小瀬川	永慶寺川	八幡川	太田川	瀬野川	二河川	黒瀬川		沼田川		指針値 (mg/l)
	両国橋	下浜	泉橋	玖村	日浦橋	山手橋	樋の詰橋	真光寺橋	入野川下流	潮止め堰上	
クロロホルム	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
トラン-1,2-ジ'クロエチレン	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1,2-ジ'クロブ'ロパン	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
p-ジ'クロベ'ンゼン	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.020	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2
イソキサチオノン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0008	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.003
イソプロチオラン	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0040	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.04
オキシン銅(有機銅)	<0.0020	<0.002	<0.002	<0.0020	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.04
クロロタロニル(TPN)	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0040	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
プロビザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0008	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
EPN	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006
ジクロルボス(DDVP)	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0010	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.008
フェノ'カルボ'(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0020	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.03
イプロベンホス(IPB)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0008	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
クロニトロフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トルエン	<0.0002	<0.01	<0.01	<0.0002	<0.01	<0.06	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.6
キシレン	<0.0002	<0.01	<0.01	<0.0002	<0.01	<0.04	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.4
フル酸ジ'エチルヘキシル		<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06
ニッケル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
モリブデン	<0.005	<0.007	<0.007	<0.005	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.07
アンチモン	0.0001	<0.001	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.000	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
塩化ビニルモノマー		<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
エピクロロヒドリン		<0.00004	<0.00004		<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004
全マンガン	<0.02	0.006	<0.005	0.06	0.010	<0.020	0.048	0.030	0.011	0.025	0.2
ウラン		<0.0002	0.0003		0.0002	0.0006	<0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002	0.002

測定地点名 物質名	藤井川		芦田川			高梁川		江の川		指針値 (mg/l)
	講和橋	府中大橋	上戸手	中津原	山手橋	観音橋	新小城橋下流	尾閑山		
クロロホルム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002		0.06
トラン-1,2-ジ'クロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002		0.04
1,2-ジ'クロブ'ロパン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002		0.06
p-ジ'クロベ'ンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002		0.2
イソキサチオノン	<0.0002	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.0002	<0.0002		0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.0001	<0.0001		0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.0002	<0.0002		0.003
イソプロチオラン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001		0.04
オキシン銅(有機銅)	<0.002	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.002	<0.0020		0.04
クロロタロニル(TPN)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001		0.05
プロビザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		0.008
EPN	<0.0005	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.0005	<0.0005		0.006
ジクロルボス(DDVP)	<0.0005	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.0005	<0.0005		0.008
フェノ'カルボ'(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		0.03
イプロベンホス(IPB)	<0.0001	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.0001	<0.0001		0.008
クロニトロフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		—
トルエン	<0.01	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.01	<0.0002		0.6
キシレン	<0.01	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.01	<0.0002		0.4
フル酸ジ'エチルヘキシル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0.06
ニッケル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		—
モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.005		0.07
アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0001		0.02
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002
エピクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004		0.0004
全マンガン	0.020	0.031	0.027	0.028	0.057	0.050	0.006	<0.02		0.2
ウラン	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

要監視項目：人の健康の保護に関する物質であるが、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き見の集積に努めるべき項目

(2) 農薬の水質評価指針項目

(平成22年度)

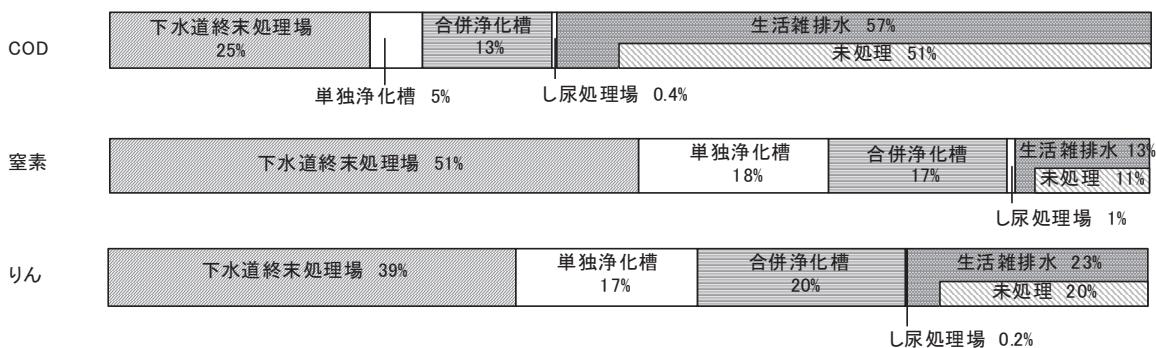
測定地点名	黒瀬川	沼田川	指針値
農薬名	樋の詰橋	潮止め堰上	(mg/L)
イプロジオン	<0.0001	<0.0001	0.3
イミダクロプリド	<0.001	<0.001	0.2
エトフェンプロックス	<0.0005	<0.0005	0.08
エスプロカルブ	<0.0001	<0.0001	0.01
エディフェンホス (E D D P)	<0.0001	<0.0001	0.006
カルバリル (N A C)	<0.0001	<0.0001	0.05
クロルピリホス	<0.0001	<0.0001	0.03
ジクロフェンチオン (E C P)	<0.0001	<0.0001	0.006
シメトリン	<0.0001	<0.0001	0.06
トルクロホスメチル	<0.0001	<0.0001	0.2
トリクロルホン (D E P)	<0.0005	<0.0005	0.03
トリシクラゾール	<0.0005	<0.0005	0.1
ピリダフェンチオン	<0.0001	<0.0001	0.002
フサライド	<0.0001	<0.0001	0.1
ブタミホス	<0.0001	<0.0001	0.004
ブプロフェジン	<0.0001	<0.0001	0.01
プレチラクロール	<0.0001	0.0001	0.04
プロベナゾール	<0.0001	<0.0001	0.05
ブロモブチド	0.0005	0.0006	0.04
フルトラニル	<0.0001	<0.0001	0.2
ペンシクロン	<0.0001	<0.0001	0.04
ベンスリド (S A P)	<0.0001	<0.0001	0.1
ペンドィメタリン	<0.0001	<0.0001	0.1
マラチオン (マラソン)	<0.0001	<0.0001	0.01
メフェナセット	<0.0001	<0.0001	0.009
メプロニル	<0.0001	<0.0001	0.1
モリネート	<0.0001	<0.0001	0.005

資料： 県環境保全課

* 公共用水域における農薬の水質評価指針値
 公共用水域での水質の安全性に係る評価を行う際の目安となる値

22 生活排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 21 年度)

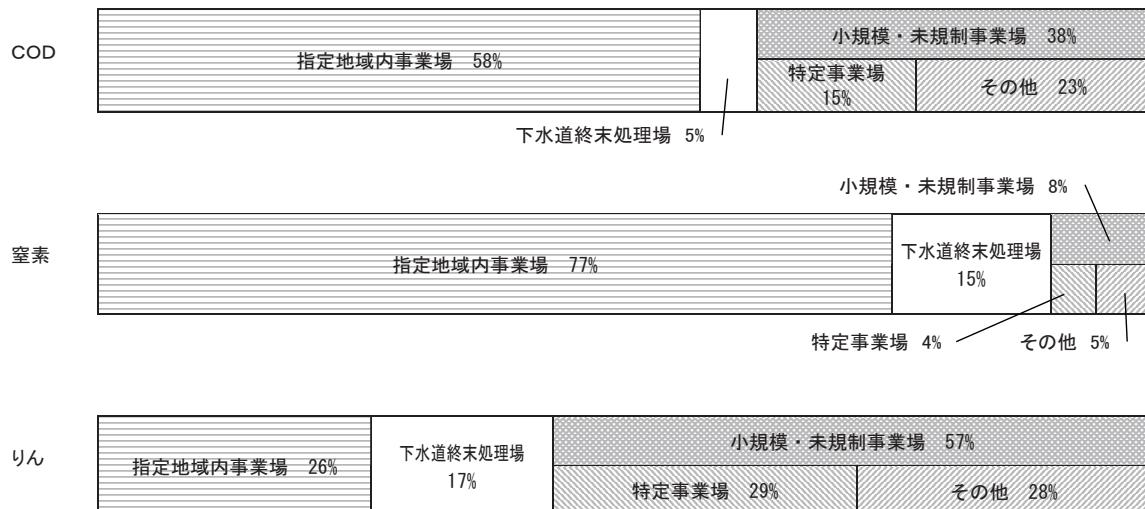


資料：県環境保全課

(注) 端数処理の関係で、合計が100%にならない場合があります。

23 産業排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 21 年度)

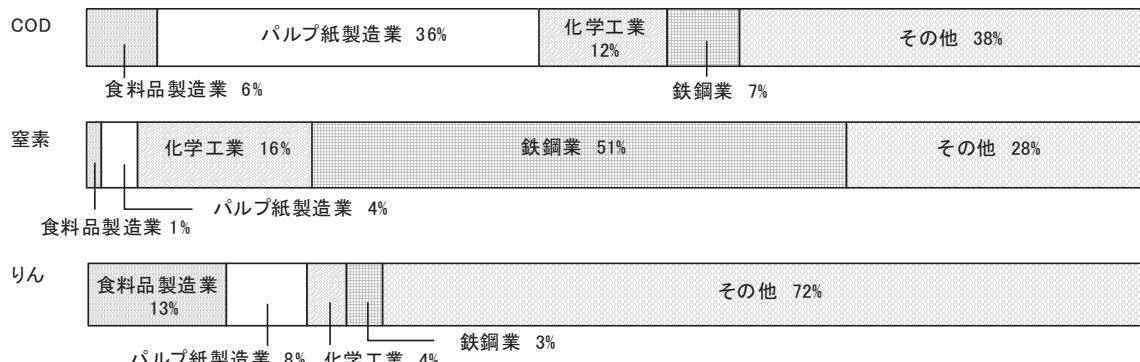


資料 · 環境保全課

(注) 端数処理の関係で、合計があわない場合があります。

24 産業排水（瀬戸内海流域）に係る業種別汚濁負荷量の割合

(平成 21 年度)

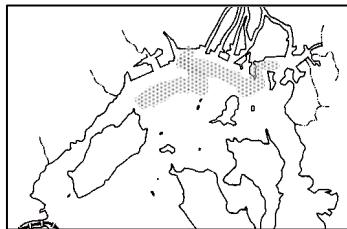


資料：県環境保全課

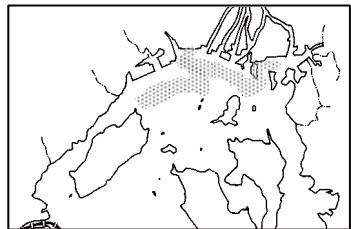
(注) 端数処理の関係で、合計が100%にならない場合があります。

25 赤潮発生海域概要

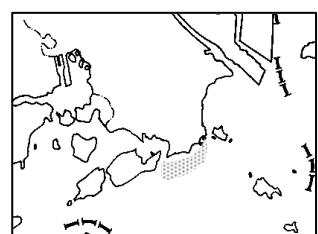
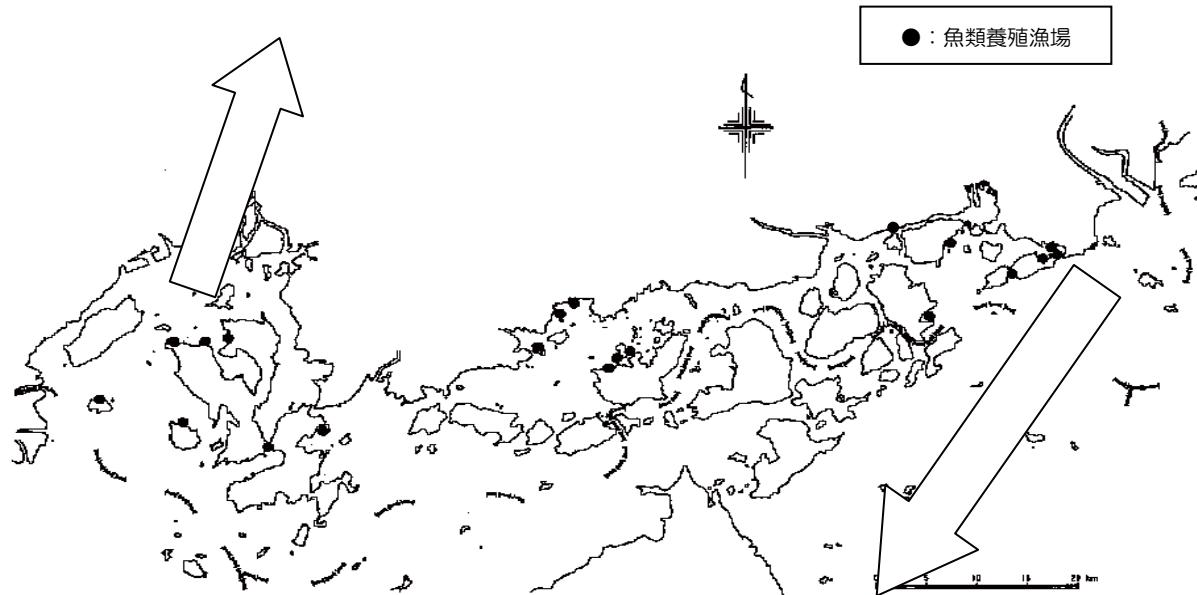
～平成22年赤潮発生海域図～



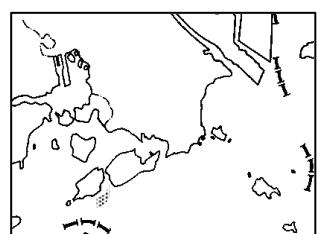
1) 6/17～7/27
スケトネマ・コスターム
キトセロ属
ニッチャ属



4) 8/23～10/6
スケトネマ・コスターム
キトセロ属
ニッチャ属



4) 7/29～9/3
シャトネラ・アソティーカ
シャトネラ・マリーナ
シャトネラ・オバータ



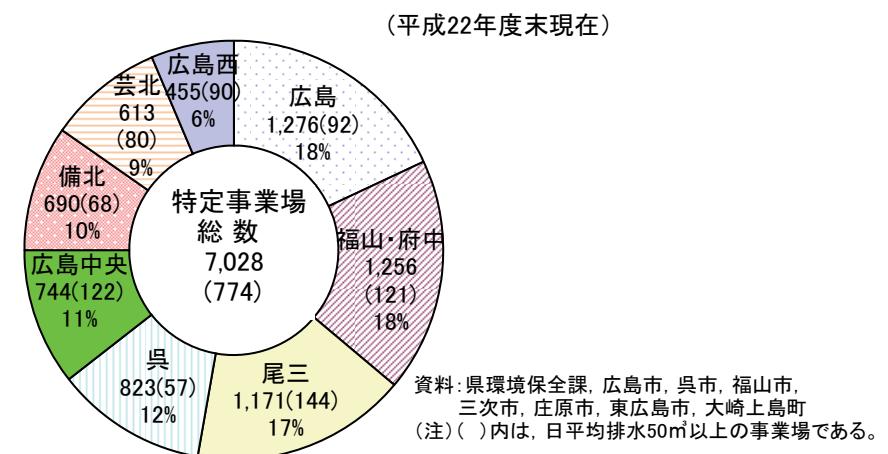
2) 7/16～9/3
ハテロシグマ・アカシオ

資料：県水産課

26 特定施設の許可・届出受理状況

区分	瀬戸内海環境 保全特別措置法	水防 質汚 止 濁法	生環 活全 境條 例
設置許可	20件	一件	一件
設置届出	—	112	10
構造変更等許可	25	—	—
構造変更届出	0	39	5
氏名変更届出	48	134	20
汚染状態変更届出	1	0	0
廃止届出	9	107	7
承継届出	4	38	3
使用届出	0	0	0
合計	107	430	45

27 特定事業場の状況



区分	総 計				法 律		条 例	
	事業場数	構成比 (%)	日平均排水50m³以上の事業場	構成比 (%)	事業場数	日平均排水50m³以上の事業場	事業場数	日平均排水50m³以上の事業場
広島西	455	6	90	12	421	88	34	2
広島	1,276	18	92	12	1,183	91	93	1
呉	823	12	57	7	733	57	90	
芸北	613	9	80	10	577	80	36	
広島中央	744	11	122	16	678	121	66	1
尾三	1,171	17	144	19	1,043	143	128	1
福山・府中	1,256	18	121	16	1,084	118	172	3
備北	690	10	68	9	634	67	56	1
総数	7,028	100	774	100	6,353	765	675	9

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 区分は広域行政圏による。

28 業種別特定事業場の届出状況

(平成22年度末現在)
日平均排水50m³以上の特定事業場

区分	号番号	業種名施設名	届出数	
法律	1	鉱業・水洗炭業	4	4
	1-2	畜産農業・サービス業	315	1
	2	畜産食料品製造業	95	15
	3	水産食料品製造業	146	9
	4	野菜・果実保存食料品製造業	76	7
	5	みそ・しょう油・食用アミノ酸・グルタミン酸ソーダ・ソース・食酢製造業	163	1
	8	パン・菓子製造又は製あん業	40	1
	9	米菓・こうじ製造業	7	
	10	飲料製造業	132	5
	11	動物系飼料・有機質肥料製造業	17	
	12	動植物油脂製造業	1	1
	14	でん粉・化工でん粉製造業	1	
	15	ぶどう糖又は水あめ製造業	1	
	16	めん類製造業	104	1
	17	豆腐・煮豆製造業	244	8
	18-2	冷凍調理食品製造業	13	4
	19	紡績業又は繊維製品製造業	43	13
	20	洗毛業	2	
	21	化学繊維製造業	2	2
	21-2	一般製材業又は木材チップ製造業	1	
	21-3	合板製造業	22	
	21-4	パーティクルボード製造業	1	
	22	木材薬品処理業	11	
	23	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	3
	23-2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業	66	
	26	無機顔料製造業	1	1
	27	無機化学工業製品製造業	10	3
	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	3	1
	30	発酵工業	1	
	32	有機顔料・合成染料製造業	1	1
	33	合成樹脂製造業	6	3
	37	石油化学工業	5	2
	38	石けん製造業	2	
	41	香料製造業	1	
	46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	9	2
	47	医薬品製造業	6	4
	48	火薬製造業	1	1
	49	農薬製造業	1	
	51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品(防振ゴムを除く)・更生タイヤ・ゴム板製造業	10	5
	53	ガラス・ガラス製品製造業	6	2
	54	セメント製品製造業	72	
	55	生コンクリート製造業	148	6

区分	号番号	業種名施設名	届出数	日平均排水50m³以上の特定事業場
	58	窯業原料製造業	2	
	59	碎石業	24	
	60	砂利採取業	19	
	61	鉄鋼業	9	3
	62	非鉄金属製造業	4	2
	63	金属製品・機械器具製造業	83	6
	63-2	空びん卸売業	3	
	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	1	1
	64-2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道施設	27	6
	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	133	19
	66	電気めっき施設	55	4
	66-2	旅館業	1133	60
	66-3	共同調理場	22	2
	66-4	弁当仕出屋・弁当製造業	58	8
	66-5	飲食店(66-6及び料亭バー、キャバレー、ナイトクラブ等を除く)	55	12
	666	そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店	1	1
	67	洗たく業	672	7
	68	写真現像業	123	
	68-2	病院	33	13
	69	と畜業・死亡獣畜取扱業	3	1
	69-2	中央卸売市場	1	
	69-3	地方卸売市場	3	1
	70	廃油処理施設	1	
	70-2	自動車分解整備事業	41	
	71	自動式車両洗浄施設	822	
	71-2	科学技術研究室の洗浄施設	131	9
	71-3	一般廃棄物処理施設(焼却施設)	37	
	71-4	産業廃棄物処理施設	20	1
	71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	21	
	72	し尿処理施設	298	271
	73	下水道終末処理施設	68	68
	74	特定事業場の排出水の処理施設	14	5
	小計		5,711	606
	201～500人槽のし尿浄化槽(みなし指定地域特定施設)		641	158
条例	合計		6,352	764
	1	パン・菓子製造業	527	5
	2	養豚業	15	
	3	理化学研究室の洗浄施設	114	4
	4	流水式塗装施設	21	1
	合計		677	10
	総数		7,029	774

資料：県環境保全課、広島市、吳市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

29 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成22年度)

区分	法律関係	条例関係	合計
特定事業場	6,353	675	7,028
うち平均排水量50m ³ 以上	765	9	774
立入検査実施事業数	992 (1,302)	31 (35)	1,023 (1,337)
うち排水検査	727 (914)	8 (8)	735 (922)
行政処分等事業場数	108 (118)	2 (2)	110 (120)
行政 処 分	改善命令	3 (3)	0 (0)
	一時停止命令	0 (0)	0 (0)
	計	3 (3)	0 (0)
行政指導	105 (115)	2 (2)	107 (117)

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※()内の数字は、延べ事業場数

30 市町別水道普及率

(平成22年3月31日現在)

市町名	過疎	行政人口人	現在給水人口人	普及率		
					90%以上	50%未満
広島市		1,171,559	1,144,375	97.7%	○	
呉市	○(※)	247,168	245,275	99.2%	○	
竹原市		29,708	29,377	98.9%	○	
三原市	○(※)	102,606	91,900	89.6%		
尾道市	○(※)	150,526	139,068	92.4%	○	
福山市	○(※)	471,299	450,002	95.5%	○	
府中市	○(※)	44,421	33,828	76.2%		
三次市	○	58,226	46,954	80.6%		
庄原市	○	41,212	29,406	71.4%		
大竹市		29,335	28,594	97.5%	○	
東広島市	○(※)	182,594	152,934	83.8%		
廿日市市	○(※)	118,390	111,777	94.4%	○	
安芸高田市	○	32,543	24,247	74.5%		
江田島市	○	27,732	26,663	96.1%	○	
市計	11	2,707,319	2,554,400	94.4%	8	0
府中町		51,402	51,330	99.9%	○	
海田町		29,047	28,673	98.7%	○	
熊野町		25,603	22,479	87.8%		
坂町		13,495	13,412	99.4%	○	
安芸太田町	○	7,747	5,395	69.6%		
北広島町	○	20,408	9,071	44.4%		○
大崎上島町	○	8,605	8,495	98.7%	○	
世羅町	○	18,229	8,509	46.7%		○
神石高原町	○	11,053	4,651	42.1%		○
町計	5	185,589	152,015	81.9%	4	3
合計	16	2,892,908	2,706,415	93.6%	12	3

(※)市町の一部区域に島しょ部、又は過疎地域を含む。

資料：県食品生活衛生課

31 公共下水道の普及状況

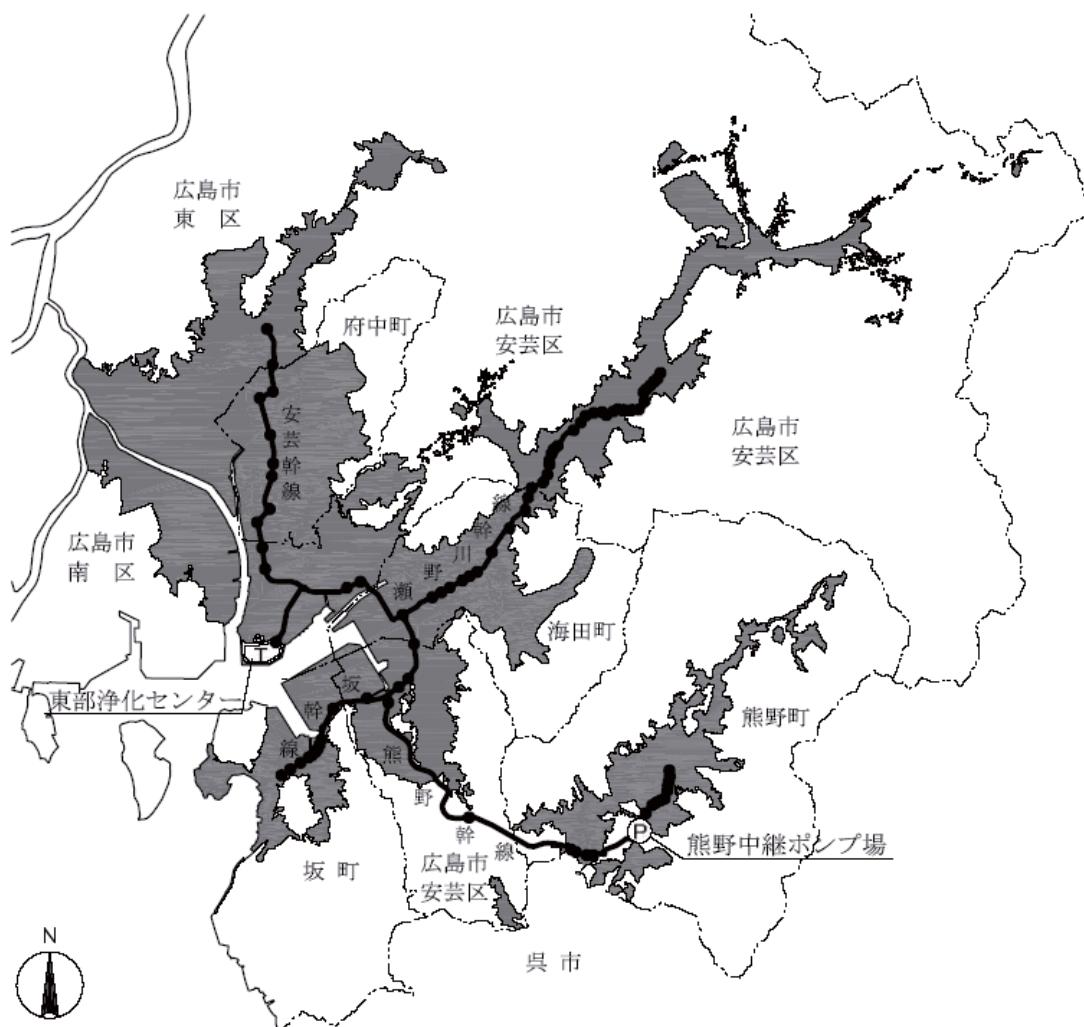
(平成23年3月31日現在)

市町名	住民基本台帳人口 (A)人	処理人口 (B)人	人口普及率 (B)／(A)%
呉市	242,233	203,857	84.2%
竹原市	29,148	3,630	12.5%
三原市	100,444	35,154	35.0%
尾道市	147,149	14,935	10.1%
福山市	465,535	309,488	66.5%
府中市	43,657	12,433	28.5%
三次市	57,352	17,664	30.8%
庄原市	40,286	13,196	32.8%
大竹市	28,696	26,891	93.7%
東広島市	178,653	64,547	36.1%
廿日市市	117,607	38,432	32.7%
安芸高田市	31,584	8,595	27.2%
江田島市	26,755	13,609	50.9%
府中町	50,516	43,725	86.6%
海田町	28,036	25,385	90.5%
熊野町	25,120	22,201	88.4%
坂町	13,428	13,353	99.4%
安芸太田町	7,545	2,943	39.0%
北広島町	20,001	7,841	39.2%
大崎上島町	8,474	2,113	24.9%
世羅町	18,010	646	3.5%
神石高原町	10,852	0	0.0%
県計(広島市除く)	1,691,081	880,638	52.1%
広島市	1,161,647	1,084,050	93.3%
合計	2,852,728	1,964,688	68.9%

※処理人口は平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口で、4月1日供用開始を含む。

資料：県都市環境課

32 太田川流域下水道計画図



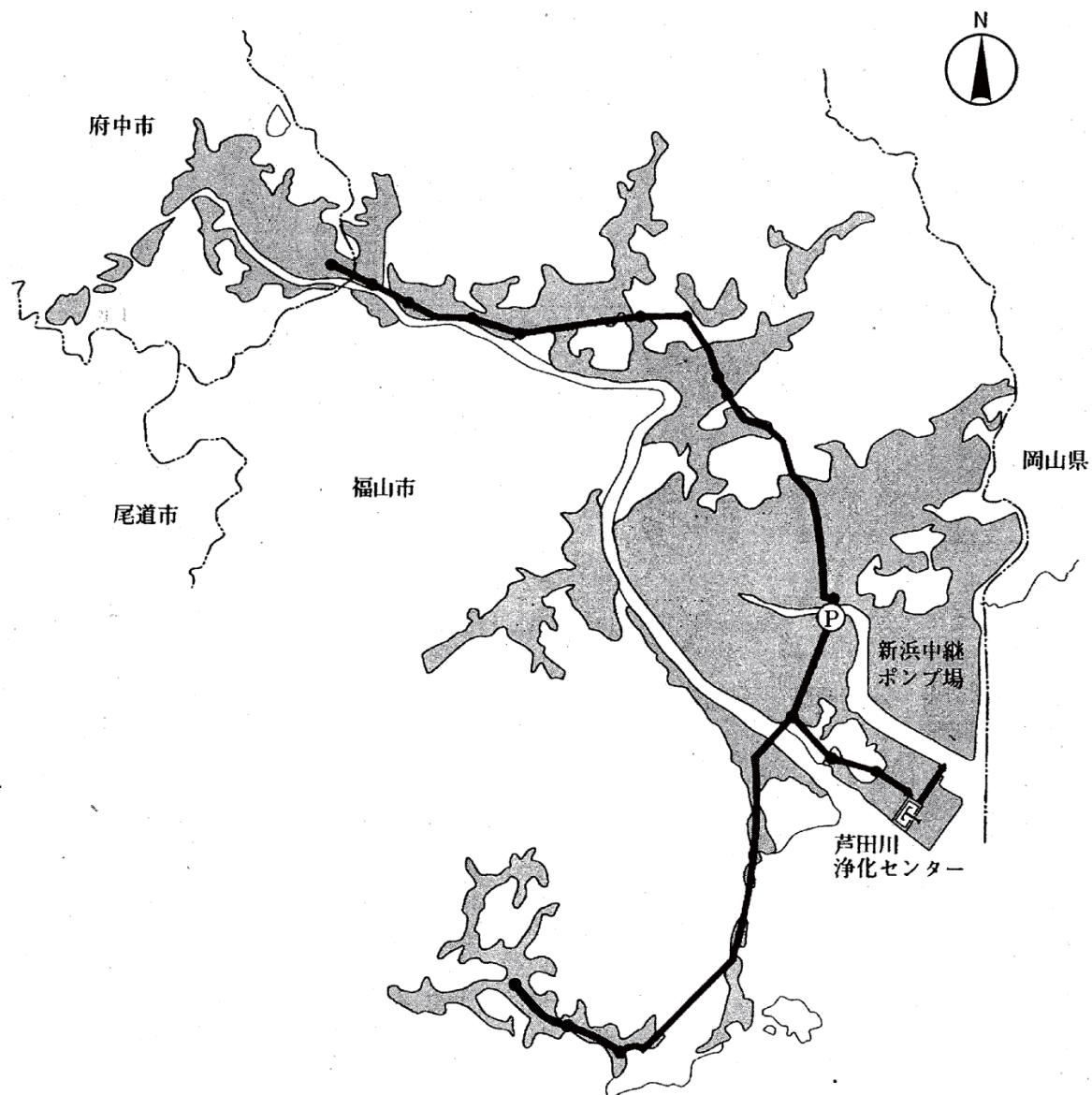
計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	1市4町 広島市 安芸郡府中町 海田町、坂町 熊野町
計画処理面積	約 5,274ha
計画処理人口	約 32.6 万人
計画処理水量	約 20.8 万 m³/日
処理場	1箇所

凡例

[Shaded Box]	計画区域
[Dashed Line]	行政区域界
[Thin Solid Line]	幹線（計画）
[Thick Solid Line]	幹線（敷設済）
(P)	中継ポンプ場
(T)	処理場

33 芦田川流域下水道計画図



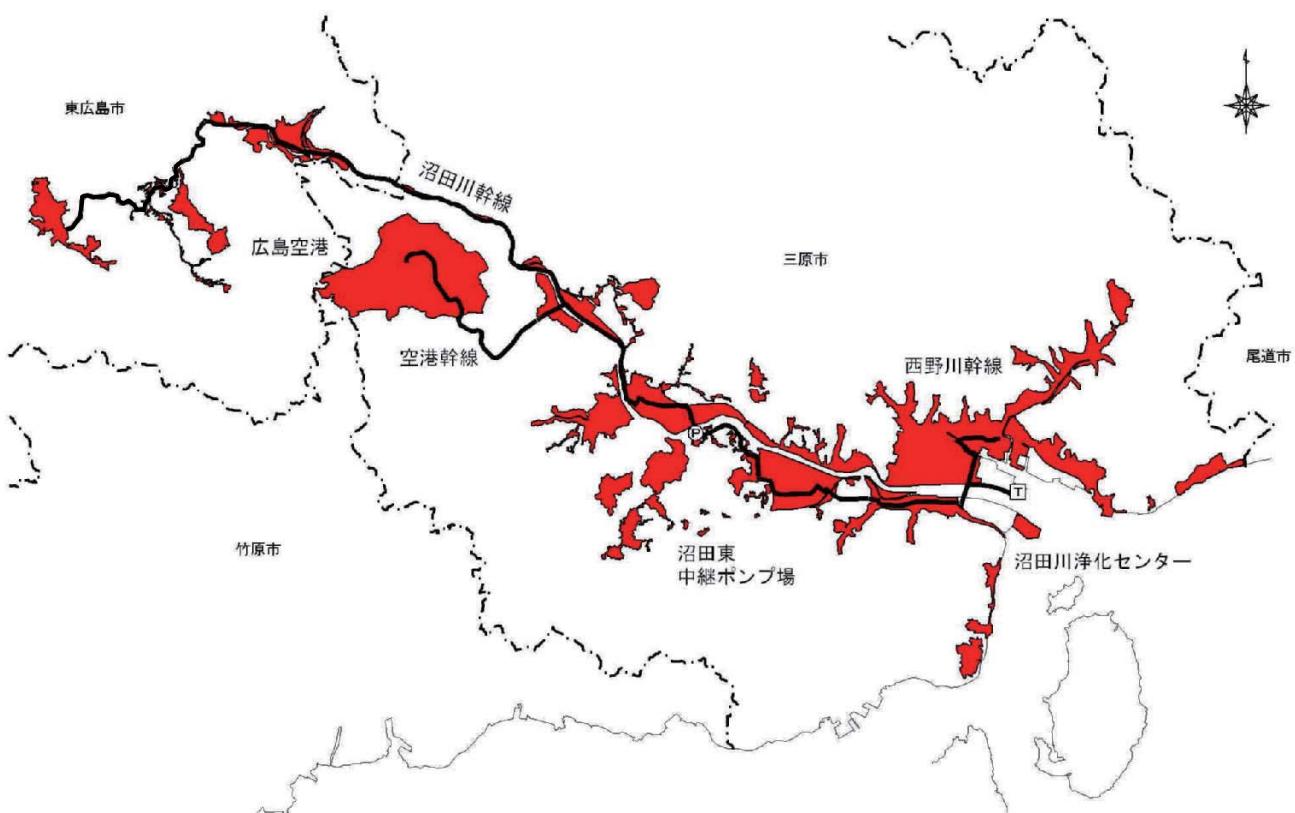
凡　例

[Grey Box]	計画区域
[Dashed Line]	行政区域界
[Thin Black Line]	幹線（計画）
[Thick Black Line]	幹線（敷設済）
(P)	中継ポンプ場
(T)	処理場

計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	2市 (福山市、府中市)
計画処理面積	約 15,051ha
計画処理人口	約 48 万人
計画処理水量	約 31 万 m ³ /日
処理場	1箇所

34 沼田川流域下水道計画図



凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線（計画）
	幹線（敷設済）
(P)	中継ポンプ場
(T)	処理場

計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	2市 〔三原市 東広島市〕
計画処理面積	約 3,508ha
計画処理人口	約 9.7 万人
計画処理水量	約 6.1 万 m ³ /日
処理場	1箇所

35 海水浴場水質測定結果

(1) 開設前

(平成22年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目				判定	病原性大腸菌O157	開設予定日
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個／100mL)	油膜	透明度			
1	つつみがうらしづんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	2.8	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月17日
2	さか ペイサイドビーチ坂	安芸郡坂町	3.0	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月1日
3	かつらがはま 桂ヶ浜	吳市倉橋町	1.9	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月18日
4	けんみん はま 県民の浜	吳市蒲刈町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月4日
5	かじがはま 梶ヶ浜	吳市下蒲刈町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	6月20日
6	グリーンピアせとうち	吳市安浦町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月17日
7	おおくにかいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.5	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月17日
8	かる が かいひんこうえん 狩留賀海浜公園	吳市狩留賀町	2.8	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月1日
9	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西町	1.2	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月3日
10	せとた 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月18日
11	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月18日
12	ドルフィンビーチ	福山市内海町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月17日
13	クレセントビーチ	福山市内海町	1.8	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月5日
14	とも うら 鞆の浦	福山市鞆町	1.9	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月17日

※ COD等の分析項目は、測定値の平均値である。

(2) 開設中

(平成21年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目				判定	病原性大腸菌O157	(参考) 平成21年度開設前調査結果
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個／100mL)	油膜	透明度			
1	つつみがうらしづんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	5.5	19	無	1m以上	C	陰性	B
2	さか ペイサイドビーチ坂	安芸郡坂町	5.6	5	無	1m以上	C	陰性	C
3	かつらがはま 桂ヶ浜	吳市倉橋町	2.4	7	無	1m以上	B	陰性	B
4	けんみん はま 県民の浜	吳市蒲刈町	1.8	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
5	かじがはま 梶ヶ浜	吳市下蒲刈町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
6	おおくにかいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	-
7	かる が かいひんこうえん 狩留賀海浜公園	吳市狩留賀町	5.0	不検出	無	1m以上	B	陰性	B
8	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西町	2.1	6	無	1m以上	B	陰性	A
9	せとだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	2.1	4	無	1m以上	B	陰性	AA
10	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	2.2	不検出	無	1m以上	B	陰性	AA
11	ドルフィンビーチ	福山市内海町	2.4	不検出	無	1m以上	B	陰性	AA
12	クレセントビーチ	福山市内海町	3.6	不検出	無	1m以上	B	陰性	AA
13	とも うら 鞆の浦	福山市鞆町	3.1	不検出	無	1m以上	B	陰性	B

資料: 県環境保全課、呉市、福山市

(注) 1 COD、ふん便性大腸菌群数、透明度については、海水浴場の代表地点1点で午前・午後測定した。

2 CODの測定方法は、酸性法である。

3 病原性大腸菌O157は、水浴場の代表地点1点において、午後測定した。

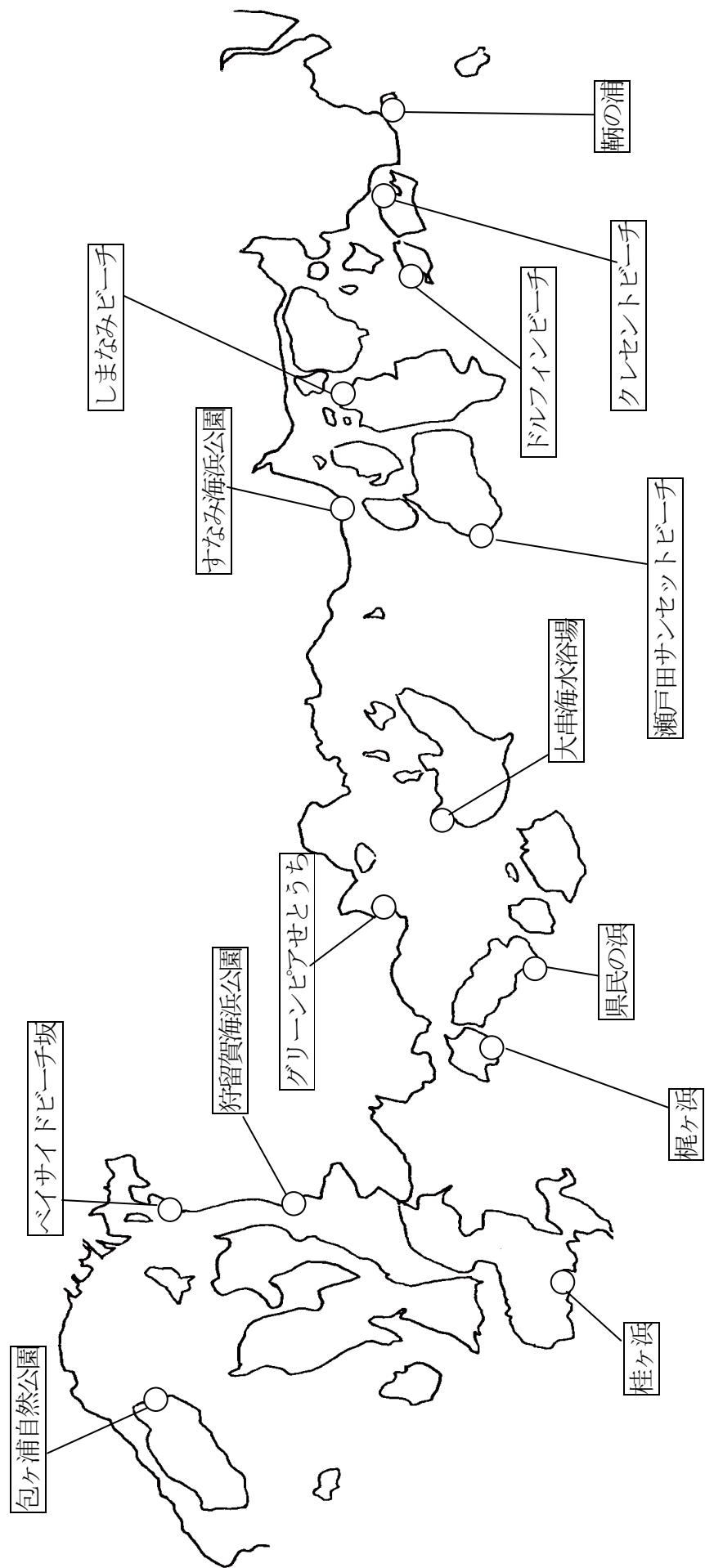
4 測定点は、別図のとおりである。

判定基準

区分		項目	COD	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	透明度
適	水質AA	2mg/L以下	不検出 (検出限界2個／100mL)		油膜が認められない	1m以上
	水質A	2mg/L以下	100個／100mL以下		油膜が認められない	1m以上
可	水質B	5mg/L以下	400個／100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上	
	水質C	8mg/L以下	1,000個／100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上	
不適		8mg/L超	1,000個／100mLを超えるもの	常時油膜が認められる		50cm未満

(注) 海水浴場の水質は、測定値の平均値で判定する。

別図 海水浴場の位置



第3 騒音・振動・悪臭

1 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地 域	該当類型
騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域	A
騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域	B
騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域	C

2 騒音に係る環境基準の地域類型の指定図

（平成23年3月31日現在）



■ 環境基準のA・B・C類型を指定した市町
■ 環境基準のB・C類型を指定した市町

資料：県環境保全課

3 環境騒音の環境基準達成状況

(平成22年度)

地 域	時間帯	内 容	A類型	B類型	C類型	未指定	計
一般地域	昼間	測 定 件 数	106	850	285	58	1299
		達 成 件 数	100	818	263	33	1214
		達 成 率 (%)	94.3%	96.2%	92.3%	56.9%	93.5%
	夜間	測 定 件 数	15	48	42	0	105
		達 成 件 数	9	26	23	0	58
		達 成 率 (%)	60.0%	54.2%	54.8%		55.2%
道路に面する地域	後 背 地	測 定 件 数	12	39	33	11	95
		達 成 件 数	11	39	31	10	91
		達 成 率 (%)	91.7%	100.0%	93.9%	90.9%	95.8%
	夜 間	測 定 件 数	6	12	5	0	23
		達 成 件 数	4	11	4	0	19
		達 成 率 (%)	66.7%	91.7%	80.0%		82.6%
	道 路 端	測 定 件 数	16	101	114	99	330
		達 成 件 数	11	75	93	91	270
		達 成 率 (%)	68.8%	74.3%	81.6%	91.9%	81.8%
	夜 間	測 定 件 数	5	18	17	0	40
		達 成 件 数	2	7	11	0	20
		達 成 率 (%)	40.0%	38.9%	64.7%		50.0%

資料:県環境保全課

(注)1 未指定地域は、B類型の地域として評価した。

2 昼間:6時～22時 夜間:22時～6時

4 自動車騒音の環境基準達成状況

(平成22年度)

環境基準の 類 型	測定 地點数	環境基準達成地點数		
		昼夜	昼間	夜間
A 類 型	10	8	8	8
B 類 型	45	25	29	29
C 類 型	51	31	36	33

資料:県環境保全課

5 自動車騒音測定結果

(平成22年度)

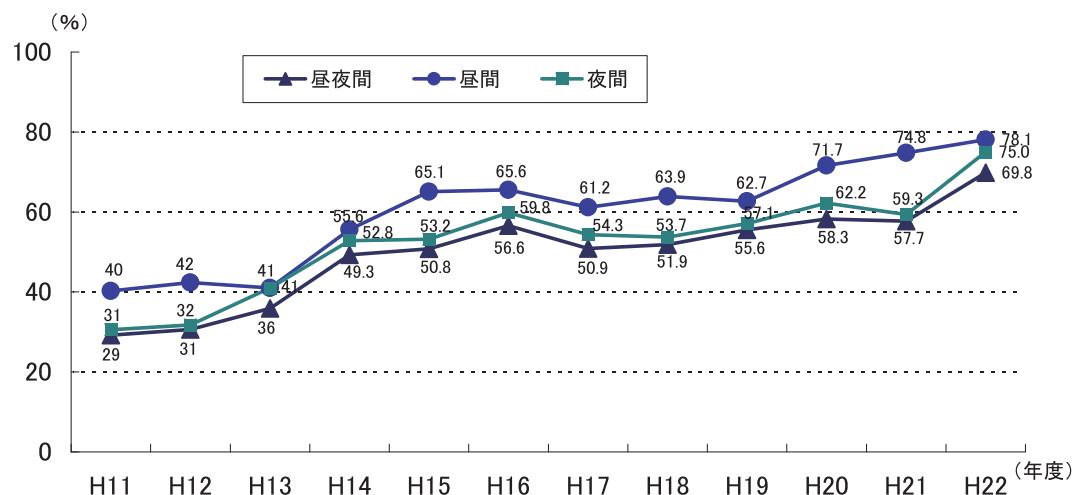
番号	道 路 名	測定場所	環境 基 準 類 型	車 線 数	防 音 壁 の 有 無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)	
						車道端 から の 距 離	住 宅 か ら の 距 離	地上か ら の 高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	○環境基準達成 ×環境基準超過	○	○	
										Leq (6時 ～22時)	Leq (22時 ～6時)	○	○				
1	中 国 自 動 車 道	広島市安佐北区安佐町鉢張	B	5	有	14	10	1.2	22.11.15～ 22.11.16	58.2	49.1	○	○				
2	広 島 自 動 車 道	広島市安佐北区可部町勝木	B	4	無	21.5	8.5	1.2	22.11.15～ 22.11.16	55.6	47.7	○	○				
3	山 阳 自 動 車 道	広島市東区福田7丁目39番	B	5	有	16	7.2	1.2	22.11.17～ 22.11.18	55.8	52.7	○	○				
4	山 阳 自 動 車 道	広島市安佐南区伴東8丁目61番	B	6	有	19	7.8	1.2	22.11.24～ 22.11.25	54.6	50.6	○	○				
5	国 道 54 号 (祇園新道)	広島市中区白島北町19番	C	6	無	20.2	5	1.2	22.11.30～ 22.12.1	60.3	54.9	○	○				
6	国 道 183 号	広島市中区広瀬北町3番	C	6	無	4.3	0	1.2	22.11.30～ 22.12.1	69.0	64.3	○	○				
7	主 要 地 方 道 東 海 田 広 島	広島市中区西白島町16番	C	4	無	5.4	2	1.2	22.11.30～ 22.12.1	71.3	66.9	×	×				
8	横 川 江 波	広島市中区舟入南2丁目7番	C	4	無	3.7	0	1.2	22.11.5～ 22.11.12	70.2	64.7	×	○	152	53	8.3	3.8
9	主 要 地 方 道 広 岛 三 次	広島市東区牛田新町4丁目8番	B	4	無	2.4	2.5	1.2	22.11.17～ 22.11.18	74.7	69.3	×	×				
10	主 要 地 方 道 広 岛 中 島	広島市東区上温品3丁目8番	B	2	無	2.8	9	1.2	22.11.17～ 22.11.18	68.8	64.1	○	○				
11	県 広 岛 海 田	広島市東区中山北町1番	B	2	無	2	2	1.2	22.11.17～ 22.11.18	68.5	64.1	○	○				
12	主 要 地 方 道 翠 町 仁 母	広島市南区宇品東2丁目1番	B	4	無	3.7	0	1.2	22.11.29～ 22.11.30	63.4	57.7	○	○				
13	主 要 地 方 道 翠 町 仁 保	広島市南区仁保4丁目2番	B	5	無	3.6	2	1.2	22.11.29～ 22.11.30	66.7	63.2	○	○				
14	県 広 岛 海 田	広島市南区西蟹屋3丁目7番	C	4	無	3.5	0	1.2	22.11.5～ 22.11.12	67.1	64.2	○	○	263	112	10.6	7.1
15	国 道 2 号 (西 広 岛 バ イ パ ス)	広島市西区観音本町1丁目12番	C	7	有	7.5	0	1.2	22.12.6～ 22.12.7	68.8	66.7	○	○				
16	国 道 2 号 (西 広 岛 バ イ パ ス)	広島市西区己斐本町2丁目21番	C	9	有	5.8	0	1.2	22.12.6～ 22.12.7	69.6	63.0	○	○				
17	主 要 地 方 道 広 岛 湯 来	広島市西区田方2丁目30番	A	4	無	1.5	6.5	1.2	22.12.6～ 22.12.7	72.7	68.7	×	×				
18	県 伴 広 岛	広島市中区榎町10番	C	6	無	4.6	0	1.2	22.12.6～ 22.12.7	69.8	65.3	○	×				
19	市 駅 前 観 音	広島市西区上天満町3番	C	4	無	5.3	0	1.2	22.11.30～ 22.12.1	66.8	62.0	○	○				
20	市 駅 前 観 音	広島市西区観音町16番	C	2	無	6.1	0	1.2	22.11.30～ 22.12.1	70.0	64.2	○	○				
21	市 比 治 山 庚 午	広島市西区観音町6番	C	4	無	42.5	0	1.2	22.12.6～ 22.12.7	61.7	56.5	○	○				
22	市 草 津 沼 田	広島市西区田方2丁目3番	A	3	有	10.7	6.5	1.2	22.12.6～ 22.12.7	49.8	43.9	○	○				
23	市 草 津 鈴 が 峰	広島市西区井口1丁目20番	A	4	無	5.2	4.7	1.2	22.12.6～ 22.12.7	64.9	59.1	○	○				
24	市 草 津 鈴 が 峰	広島市西区商工センターラー4丁目1番	C	6	無	2.7	10	1.2	22.12.6～ 22.12.7	66.7	63.2	○	○				
25	主 要 地 方 道 広 岛 湯 来	広島市安佐南区沼田町伴	B	2	無	0.5	1.5	1.2	22.11.24～ 22.11.25	69.6	63.4	○	○				
26	県 伴 広 岛	広島市安佐南区沼田町伴	B	4	無	2.4	8.3	1.2	22.10.26～ 22.11.2	67.1	61.4	○	○	291	96	10.7	4.2
27	県 伴 広 岛	広島市安佐南区沼田町伴	B	2	無	0	3.4	1.2	22.11.24～ 22.11.25	71.3	67.0	×	×				
28	県 勝 木 安 古 市	広島市安佐南区上安2丁目43番	B	2	無	2.1	0	1.5	22.10.26～ 22.11.2	70.3	65.7	×	×	168	65	9.6	3.8
29	県 八 木 緑 井	広島市安佐南区緑井6丁目29番	C	2	無	0	1.7	1.2	22.11.17～ 22.11.18	69.8	65.6	○	×				
30	国 道 54 号	広島市安佐北区可部4丁目24番	C	2	無	2.7	0	1.2	22.11.15～ 22.11.16	73.2	69.0	×	×				
31	国 道 54 号	広島市安佐北区可部4丁目11番	C	2	無	2.7	1	1.2	22.11.15～ 22.11.16	73.1	70.2	×	×				
32	国 道 54 号	広島市安佐北区大林3丁目2番	B	2	無	1.5	3.1	1.2	22.11.15～ 22.11.16	72.0	67.3	×	×				
33	国道54号 (可部バイパス)	広島市安佐北区可部1丁目20番	B	2	無	19.8	6	1.2	22.11.17～ 22.11.18	66.5	57.6	○	○				
34	国道54号 (可部バイパス)	広島市安佐北区可部5丁目8番	C	2	無	10.8	4.5	1.2	22.11.17～ 22.11.18	63.8	59.1	○	○				
35	国 道 191 号	広島市安佐北区安佐町飯室	B	2	無	0.5	1.2	1.2	22.11.15～ 22.11.16	71.5	63.5	×	○				
36	国 道 191 号	広島市安佐北区安佐町飯室	B	2	無	2.4	0	1.2	22.10.26～ 22.11.2	72.3	66.4	×	×	124	48	21.9	12.3
37	国 道 191 号	広島市安佐北区可部町勝木	B	2	無	1.8	9.1	1.2	22.11.15～ 22.11.16	73.4	66.3	×	○				
38	国 道 191 号	広島市安佐北区亀山3丁目3番	C	2	無	1.5	0	1.2	22.11.15～ 22.11.16	70.2	67.1	×	×				
39	国 道 261 号	広島市安佐北区安佐町飯室	B	2	無	3.4	15	1.2	22.11.15～ 22.11.16	69.6	63.4	○	○				
40	主 要 地 方 道 広 岛 三 次	広島市安佐北区上深川町	C	2	無	1.9	5	1.2	22.11.17～ 22.11.18	72.3	68.2	×	×				
41	主 要 地 方 道 広 岛 三 次	広島市安佐北区白木町三田	B	2	無	1.6	30	1.2	22.11.17～ 22.11.18	72.4	66.2	×	×				
42	主 要 地 方 平 豊	広島市安佐南区沼田町伴	B	2	無	1.5	1.5	1.2	22.10.25～ 22.11.1	72.7	66.4	×	×	116	52	12.9	6.0
43	国 道 31 号	広島市芸芸区矢野西2丁目3番	B	2	無	1.3	1	1.2	22.11.29～ 22.11.30	70.5	66.0	×	○				
44	地 方 市 简 賀	広島市佐伯区五日市町下河内	B	2	無	0.6	4.3	1.2	22.11.5～ 22.11.12	73.3	65.6	○	×	144	20	13.0	0.0
45	原 田 五 日 市	広島市佐伯区五日市町石内	B	4	無	3.2	3	1.2	22.11.25～ 22.11.26	72.2	67.1	×	×				
46	原 田 五 日 市	広島市佐伯区八幡東4丁目31番	C	4	無	2.3	0.5	1.2	22.11.25～ 22.11.26	71.6	67.1	×	×				
47	国 道 2 号	広島市芸芸区中野東2丁目3番	C	4	無	2.8	1.8	1.2	22.11.24～ 22.11.25	69.7	68.5	○	×				
48	市 天 满 矢 賀	広島市中区西十日市町10番	C	4	無	6.4	0	1.2	22.11.30～ 22.12.1	67.7	62.6	○	○				

番号	道 路 名	測定場所	環境 基 準 類 型	車 線 数	防 音 壁 の 有 無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		
						車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
										Leq (6時 ~22時)	Leq (22時 ~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○	○	○	○	○	
49	市中広宇品	道 線 1丁目2番	C	6	無	6.2	0	1.2	22.11.29~ 22.11.30	61.3	54.3	○	○					
50	市佐伯1区376号	道 線 1丁目15番	A	4	無	4.5	1.5	1.2	22.11.25~ 22.11.26	64.3	60.0	○	○					
51	市佐伯1区368,373号	道 線 2丁目19番	A	5	無	11.7	1.5	1.2	22.11.25~ 22.11.26	54.1	49.5	○	○					
52	国道433号	道 線 伏谷	B	2	無	3.5	1.2	1.2	22.11.24~ 22.11.25	63.1	53.4	○	○					
53	国道433号	道 線 麦谷	B	2	無	2.5	1.2	1.2	22.11.24~ 22.11.25	63.3	53.6	○	○					
54	国道488号	道 線 多田	B	2	無	2.5	10	1.2	22.11.24~ 22.11.25	58.0	46.5	○	○					
55	県川角佐伯	道 線 葛原	B	2	無	2.9	40	1.2	22.11.24~ 22.11.25	64.4	55.8	○	○					
56	国道185号	吳市川尻町西5丁目	C	2	無	1.5	25	2	22.10.19~ 22.10.20	69.0	64.0	○	○	172		7.0		
57	国道185号	吳市川尻町東1丁目	C	2	無	3.5	1.2	2	22.10.26~ 22.10.27	67.0	62.0	○	○	133		9.8		
58	国道486号	三原市大和町大草細 5793		2	無	7.2	32	1.2	23.1.19~ 23.1.20	74.0	74.0	×	×	295	111	18.7	53.5	
59	県広島中央フライトロード	三原市大和町平坂上 福田52付近		2	無	16.5	7	1.2	23.2.21~ 23.2.22	59.0	48.0	○	○	39	4	9.8	24.3	
60	国道432号	三原市大和町和木和 530付近(バス停: 和木原付近)	C	2	無	1.6	9	1.2	23.1.19~ 23.1.20	64.0	55.0	○	○	55	6	8.6	3.8	
61	国道2号	三原市長谷3丁目2	C	2	無	2	30	1.2	23.1.19~ 23.1.20	60.0	55.0	○	○	35	4	12.8	40.0	
62	県大草三原	道 線 1770付近	C	2	無	5	17	1.2	23.1.19~ 23.1.20	34.0	32.0	○	○	1	0	0.0	0.0	
63	地本郷久井	道 線 近	C	2	無	3.1	34	1.2	23.1.19~ 23.1.20	66.0	59.0	○	○	68	7	7.7	6.1	
64	フルーツロード	三原市大和町福田陰 地1371付近		2	無	2.1	36	1.2	23.1.19~ 23.1.20	63.0	52.0	○	○	25	2	4.3	8.3	
65	国道2号	尾道市高須町黒崎8 4.5-1	B	2	無	3	25	1.2	22.12.6~ 22.12.24	66.9	65.2	○	×	142	73			
66	国道2号	尾道市久保3-2-8	C	2	無	3	15	1.2	22.12.6~ 22.12.23	68.1	66.5	○	○	180	67			
67	国道2号 (バイパス)	尾道市門田町318 0-2	B	4	有	5	15	1.2	22.12.8~ 22.12.21	70.0	64.5	○	○	118	75			
68	国道184号	尾道市栗原町590 8-1	C	4	無	3	10	1.2	22.12.9~ 22.12.21	57.5	60.2	○	○	397	171			
69	主 要 地 方 尾 道	道 線 成197-1	A	2	無	3	10	1.2	22.12.8~ 22.12.21	72.4	67.6	×	×	189	60			
70	国道184号	尾道市美ノ郷町下三 1303-2	B	2	無	3	25	1.2	22.12.9~ 22.12.21	68.2	67.2	○	×	276	128			
71	国道317号	尾道市向島町東富浜 天満屋ハピータウン	C	2	無	3	15	1.2	22.12.8~ 22.12.21	69.7	69.9	○	×	148	40			
72	国道184号	尾道市御調町大字市 969-3	B	2	無	3	7	1.2	22.12.8~ 22.12.21	68.7	64.1	○	○	116	40			
73	国道486号	尾道市御調町大字本 276	B	2	無	3	10	1.2	22.12.3~ 22.12.14	64.3	59.4	○	○	168	30			
74	国道317号	尾道市因島田熊町4 482-7	C	2	無	3	15	1.2	22.11.26~ 22.12.14	62.6	57.7	○	○	137	30			
75	国道317号	尾道市因島中庄町6 46-8	C	2	無	3	15	1.2	22.11.26~ 22.12.14	69.9	62.2	○	○	134	37			
76	主 要 地 方 口 島 循 環	道 線 2246-2	B	2	無	3	15	1.2	22.12.3~ 22.12.14	66.9	58.5	○	○	136	10			
77	県草深古市松永	道 線 2-1	B	1	無	3	10	1.2	22.12.6~ 22.12.24	66.1	61.7	○	○	91	23			
78	国道182号	福山市南蔵王町	C	4	無	4.3		1.2	22.12.1~ 22.12.2	72.0	69.0	×	×	454	212	11.5	9.9	
79	国道2号	福山市引野町	C	4	無	2.2		1.2	22.12.1~ 22.12.2	72.0	69.0	×	○	307	137	19.5	43.1	
80	国道2号	福山市東桜町	C	6	無	7.3		1.2	22.12.1~ 22.12.2	68.0	67.0	○	×	522	176	16.5	25.6	
81	地方山駄	福山市光南町	C	4	無	5.1		1.2	22.12.1~ 22.12.2	71.0	65.0	○	○	241	61	3.7	1.6	
82	市北吉津曙	福山市多治米町	B	4	無	3.6		1.2	22.12.1~ 22.12.2	69.0	64.0	○	○	201	108	2.0	0.9	
83	国道486号	福山市新市町	C	4	無	4		1.2	22.12.1~ 22.12.2	71.0	68.0	×	×	219	95	15.5	7.4	
84	県加茂福山	福山市御幸町	B	4	無	3.5		1.2	22.12.1~ 22.12.2	69.0	63.0	○	○	255	43	7.8	0.0	
85	国道2号	大竹市小方1丁目12 番	B	4	無	2.7	30	1.2	22.11.12~ 22.11.12	74.0	72.2	×	×	537	123	19.7	30.9	
86	国道186号	大竹市木野2丁目早 瀬ヶ迫	B	2	無	2	15	1.2	22.11.12~ 22.11.12	63.4		○	○	33		3.0		
87	県乙瀬・小方	大竹市三ツ石町917	A	2	無	1	10	1.2	22.11.12~ 22.11.12	62.9		○	○	26		19.2		
88	国道2号	廿日市本町1番12 号(廿日市警察署前 道路端)	C	2	無	2.4	18	1.2	22.10.21~ 22.10.22	69.0	64.0	○	○	196	31	3.7	3.6	
89	国道2号 西広島バイパス	廿日市下平良365-1 (ジャパンライフ前 道路端)	C	4	無	3.8		1.2	22.10.21~ 22.10.22	79.0	77.0	×	×	636	163	14.5	35.5	
90	国道2号 西広島バイパス	廿日市宮園4丁目2 番18号(仲谷宅前 道路端)	C	4	無	30		1.2	22.10.21~ 22.10.22	63.0	60.0	○	○	636	163	14.5	35.5	
91	山陽自動車道	廿日市市宮島口1丁 目4番14号(宮島口 ユースホステル横 道路端)	A	4	有	17.3	2.7	1.2	22.10.21~ 22.10.22	55.0	54.0	○	○	232	146	40.6	83.4	
92	国道2号	廿日市市宮島口1丁 目4番14号(宮島口 ユースホステル横 道路端)	C	2	無	0	9.2	1.2	22.10.28~ 22.10.29	75.0	75.0	×	×	245	99	24.1	53.7	

番号	道 路 名	測定場所	環境 基 準 類 型	車 線 数	防 音 壁 の 有 無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		
						車道端 から の 距 離	住 宅 か ら の 距 離	地上か ら の 高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
										Leq (6時 ~22時)	Leq (22時 ~6時)	O環境基準達成 ×環境基準超過	昼間	夜間	昼間	夜間		
93	国 道 2 号	廿日市市大野1丁目4番18号(広島信用金庫大野支店横 道路端)	B	2	無	2.2		1.2	22.10.28~22.10.29	71.0	71.0	×	×	251	90	23.0	54.6	
94	国 道 2 号	廿日市市大野1丁目4番18号(広島信用金庫大野支店横 道路後背地)	B	2	無	20		1.2	22.10.28~22.10.29	63.0	62.0	O	O	251	90	23.0	54.6	
95	市 物 見 山 1 号	廿日市市物見東1丁目20番4号(広島県立宮島工業高等学校前 道路端)	A	2	無	1.6	27	1.2	22.10.28~22.10.29	62.0	55.0	O	O	26	5	13.8	22.1	
96	国 道 2 号	安芸郡海田町国信一丁目6番40号(株)大樹道路端	C	4	無		5	1.2	22.11.24~22.11.25	75.0	75.0	×	×	241	38	20.2	52.4	
97	国 道 2 号	安芸郡海田町国信一丁目6番40号(株)大樹道路後背地	C	4	無		27	1.2	22.11.24~22.11.25	62.0	61.0	O	O	241	38	20.2	52.4	
98	国 道 31 号	安芸郡海田町栄町5番16号(ルーサクロス)道路端	C	4	無		2.3	1.2	22.11.24~22.11.25	75.0	72.0	×	×	266	33	9.4	14.3	
99	国 道 31 号	安芸郡海田町栄町5番16号(ルーサクロス)道路前後背地	C	4	無		32.3	1.2	22.11.24~22.11.25	64.0	61.0	O	O	266	33	9.4	14.3	
100	主 要 地 方 道 安 野 安 方 浦	安芸郡熊野町萩原2丁目2番5号(住居表示変更)	B	2	無	2.0		1.2	22.11.30~22.12.1	71.0	67.0	×	×	207	34	11.6	17.0	
101	県 瀬 野 野 呉	安芸郡熊野町萩原9丁目6441-1(住居表示変更)	B	2	無	0.0		1.2	22.11.30~22.12.1	72.0	66.0	×	×	143	23	6.4	7.9	
102	国 道 31 号	安芸郡坂町北新地1丁目2番(坂町立北新地運動公園前)	C	2	無	1		1.2	23.1.25~23.1.26	76.0	72.0	×	×	269	51	13.3	19.9	
103	国 道 31 号	安芸郡坂町北新地1丁目2番(坂町立北新地運動公園内)	C	2	無	20		1.2	23.1.25~23.1.26	63.0	58.0	O	O	269	51	13.3	19.9	
104	国 道 31 号	安芸郡坂町北新地1丁目21番(岡公園前)	C	4	無	0.8	40.7	1.2	23.1.25~23.1.26	69.0	62.0	O	O	180	38	15.6	24.5	
105	国 道 31 号	安芸郡坂町北新地1丁目21番(岡公園内)	C	4	無	30		1.2	23.1.25~23.1.26	58.0	51.0	O	O	180	38	15.6	24.5	
106	国 道 31 号	安芸郡坂町小屋浦1丁目3番6号(西谷建工産業株前)	B	2	無	1	55	1.2	23.1.25~23.1.26	72.0	67.0	×	×	113	17	13.2	20.9	
107	国 道 31 号	安芸郡坂町小屋浦1丁目3番6号(西谷建工産業株横)	B	2	無	20		1.2	23.1.25~23.1.26	60.0	54.0	O	O	113	17	13.2	20.9	

資料：県環境保全課

6 自動車騒音環境基準達成状況の経年変化



7 道路交通新道測定結果

(平成22年度)

番号	道路名	測定場所	振動規制区域の区分	車線数	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB)	要請限度評価		交通量(台/10分)		
					車道端からの距離	住宅等からの距離			昼間	夜間	昼間	夜間	
					(7時～19時)	(19～7時)			○要請限度以下	×要請限度超過	昼間	夜間	
1	市横川江波線番	広島市中区舟入南2丁目7	第2種	4	3.7	0	22.11.5～22.11.12	43	35	○	○	152	53
2	県道広島海田線番	広島市南区西蟹屋3丁目7	第2種	4	3.5	0	22.11.5～22.11.12	43	36	○	○	263	112
3	県道伴広島線	広島市安佐南区沼田町伴	第2種	4	2.4	8.3	22.10.26～22.11.2	37	30	○	○	291	96
4	県道勝木安古市線43番	広島市安佐南区上安2丁目	第2種	2	2.1	0	22.10.26～22.11.2	35	30	○	○	168	65
5	国道191号	広島市安芸区安佐町飯室	第2種	2	2.4	0	22.10.26～22.11.2	39	26	○	○	124	48
6	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区沼田町伴	第1種	2	1.5	1.5	22.10.25～22.11.1	38	23	○	○	116	52
7	主要地方道五日市筒賀線	広島市佐伯区五日市町下河内	第1種	2	0.6	4.3	22.11.5～22.11.12	43	26	○	○	144	20
8	国道31号	呉市天応大浜2丁目1番	第1種	2	0	4	22.10.4～22.10.5	40	33	○	○	117	42
9	国道185号	呉市広古新開2丁目1番	第2種	4	0	30	22.9.28～22.9.29	39	31	○	○	472	145
10	国道2号	尾道市高須町黒崎845-1	第1種	2	3	25	22.12.6～22.12.24	48	48	○	○	142	73
11	国道2号	尾道市久保3-2-8	第2種	2	3	15	22.12.6～22.12.23	61	54	○	○	180	67
12	国道486号	尾道市御調町大字本276	第1種	2	3	10	22.12.8～22.12.21	65	55	○	○	118	75
13	国道2号(バイパス)	尾道市門田町3180-2	第1種	4	5	15	22.12.9～22.12.21	54	50	○	○	397	171
14	国道184号	尾道市美ノ郷町木船1303-2	第1種	2	3	25	22.12.8～22.12.21	65	49	○	○	189	60
15	国道184号	尾道市栗原町5908-1	第2種	4	3	10	22.12.9～22.12.21	74	62	○	○	276	128
16	主要地方道福山尾道線	尾道市美ノ郷町下三成197-1	第1種	2	3	10	22.12.8～22.12.21	59	49	○	○	148	40
17	国道184号	尾道市御調町大字市969-3	第1種	2	3	7	22.12.8～22.12.21	56	50	○	○	116	40
18	国道317号	尾道市向島町東富浜天満屋ハピータウン南	第2種	2	3	15	22.12.3～22.12.14	56	61	○	○	168	30
19	国道317号	尾道市因島中庄町646-8	第2種	2	3	15	22.11.26～22.12.14	60	50	○	○	137	30
20	国道317号	尾道市因島田熊町4482-7	第2種	2	3	15	22.11.26～22.12.14	55	50	○	○	134	37
21	主要地方道生口島循環線	尾道市瀬戸田町名荷2246-2	第1種	2	3	15	22.12.3～22.12.14	55	59	○	○	136	10
22	県道草深古市松永線	尾道市浦崎町1892-1	第1種	1	3	10	22.12.6～22.12.24	60	58	○	○	91	23
23	国道182号	福山市南蔵王町	第2種	4	4.3		22.12.1～22.12.2	51	49	○	○	454	212
24	国道2号	福山市引野町	第2種	4	2.2		22.12.1～22.12.2	53	54	○	○	307	137
25	国道2号	福山市東桜町	第2種	6	7.3		22.12.9～22.12.10	42	42	○	○	522	176
26	地方道福山鞆線	福山市光南町	第2種	4	5.1		22.12.16～22.12.17	46	38	○	○	241	61
27	県道北吉津曙線	福山市多治米町	第1種	4	3.6		22.12.16～22.12.17	36	29	○	○	201	108
28	国道486号	福山市新市町	第2種	4	4		22.12.20～22.12.21	39	35	○	○	219	95
29	県道加茂福山線	福山市御幸町	第1種	4	3.5		22.12.20～22.12.21	42	34	○	○	255	43
30	国道2号	廿日市市本町1番12号(廿日市警察署前道路端)	第2種	2	2.4	18	22.10.21～22.10.22	39	32	○	○	225	65
31	国道2号	廿日市市下平良365-1(ジャパンライフ前道路端)	第2種	4	3.8		22.10.21～22.10.22	47	47	○	○	652	292
32	国道2号	廿日市市下平良368(ジャパンライフ後道路後背地)	第2種	4	30		22.10.21～22.10.22	37	37	○	○	652	292
33	山陽自動車道	廿日市市宮園四丁目2番18号	第1種	4	17.3	2.7	22.10.21～22.10.22	33	35	○	○	235	159
34	国道2号	廿日市市宮島口一丁目4番14号(宮島口ユースホステル横道路端)	第2種	2	0	9.2	22.10.28～22.10.29	53	55	○	○	268	130
35	国道2号	廿日市市大野一丁目4番18号(広島信用金庫大野支店横)	第1種	2	2.2		22.10.28～22.10.29	50	50	○	○	276	127

番号	道 路 名	測定場所	振動規制区域の区分	車線数	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB) (7時～19時) (19～7時)	要請限度評価 ○要請限度以下 ×要請限度超過		交通量 (台/10分)		
					車道端から の距離	住宅等から の距離			昼間	夜間	昼間	夜間	
									○要請限度以下 ×要請限度超過		○要請限度以下 ×要請限度超過		
36	国 道 2 号	廿日市市大野一丁目4番18号(広島信用金庫大野支店横)	第1種	2	20		22.10.28～22.10.29	44	44	○	○	276	127
37	市 物 見 山 1 号	廿日市市物見東一丁目20番4号(広島県立宮島工業高等学校前 道路端)	第1種	2	1.6	27	22.10.28～22.10.29	32	20	○	○	33	7
38	国 道 2 号	安芸郡海田町国信一丁目6番40号(株)大樹 道路端)	第2種	4	5.0	26.6	22.11.24～22.11.25	49	50	○	○	241	38
39	国 道 2 号	安芸郡海田町国信一丁目6番40号(株)大樹 道路後背地)	第2種	4	27.0	4.6	22.11.24～22.11.25	47	48	○	○	241	38
40	国 道 31 号	安芸郡海田町栄町5番16号(パーサンタクロース前 道路端)	第2種	4	2.25	39.3	22.11.24～22.11.25	46	39	○	○	266	33
41	国 道 31 号	安芸郡海田町栄町5番16号(パーサンタクロース前 道路後背地)	第2種	4	32.25	9.3	22.11.24～22.11.25	45	36	○	○	266	33
42	国 道 31 号	安芸郡坂町北新地一丁目2番(坂町立北新地運動公園前)	第2種	2	1.0		23.1.25～23.1.26	43	35	○	○	296	97
43	国 道 31 号	安芸郡坂町北新地一丁目2番(坂町立北新地運動公園内)	第2種	2	20.0		23.1.25～23.1.26	40	30	○	○	296	97
44	国 道 31 号	安芸郡坂町横浜東一丁目21番(岡公園前)	第2種	4	0.8	40.7	23.1.25～23.1.26	49	37	○	○	198	68
45	国 道 31 号	安芸郡坂町横浜東一丁目21番(岡公園内)	第2種	4	30		23.1.25～23.1.26	43	33	○	○	198	68
46	国 道 31 号	安芸郡坂町小屋浦一丁目3番6号[西谷建工産業(株)前]	第1種	2	1	55	23.1.25～23.1.26	47	34	○	○	125	38
47	国 道 31 号	安芸郡坂町小屋浦一丁目3番6号[西谷建工産業(株)横]	第1種	2	20		23.1.25～23.1.26	40	29	○	○	125	38

資料:県環境保全

8 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

(平成21年度)

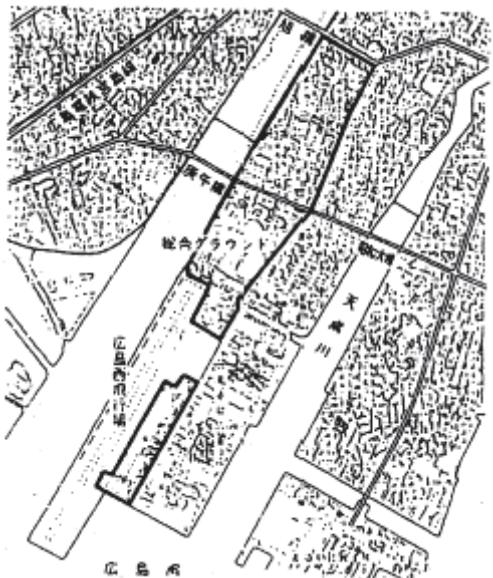
番号	市町	対象路線 〔区間延長距離〕	評価対象 戸 数	環境基準達成状況 (注)			
				昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間とも 基準値超過
1	広島市	国道2号、国道54号他 [591.6km]	96,205	87,160	2,767	1,702	4,576
				90.6%	2.9%	1.8%	4.8%
2	呉市	国道31号線、国道185号線他 [45.8km]	13,280	12,548	412	54	266
				94.5%	3.1%	0.4%	2.0%
3	三原市	国道2号線 [12.8km]	1,379	1,127	206	0	46
				81.7%	14.9%	0.0%	3.3%
4	尾道市	国道2号線、尾道バイパス [16.0km]	2,993	2,958	0	7	1
				98.8%	0.0%	0.2%	0.0%
5	福山市	国道2号線、国道182号線他 [95.4km]	12,373	11,896	284	3	190
				96.1%	2.3%	0.0%	1.5%
6	府中市	国道486号線 [4.0km]	570	511	35	0	24
				89.6%	6.1%	0.0%	4.2%
7	三次市	国道183号線 [3.8km]	451	434	0	17	0
				96.2%	0.0%	3.8%	0.0%
8	大竹市	国道2号線 [6.8km]	775	458	108	0	209
				59.1%	13.9%	0.0%	27.0%
9	東広島市	国道486号線 [7.1km]	681	588	17	0	76
				86.3%	2.5%	0.0%	11.2%
10	廿日市市	国道2号線、西広島バイパス [20.4km]	2,189	1,684	235	0	270
				76.9%	10.7%	0.0%	12.3%
11	府中町	県道広島海田線 [1.4km]	282	233	26	0	23
				82.6%	9.2%	0.0%	8.2%
12	海田町	国道2号線、国道31号線 [4.3km]	1,020	828	123	0	69
				81.2%	12.1%	0.0%	6.8%
13	熊野町	主要地方道矢野安浦線 [2.7km]	296	294	0	0	2
				99.3%	0.0%	0.0%	0.7%
14	坂町	国道31号線 [7.2km]	527	468	16	0	43
				88.8%	3.0%	0.0%	8.2%
合計	10市4町	[819.3km]	133,021	121,187	4,229	1,783	5,795
				91.1%	3.2%	1.3%	4.4%

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

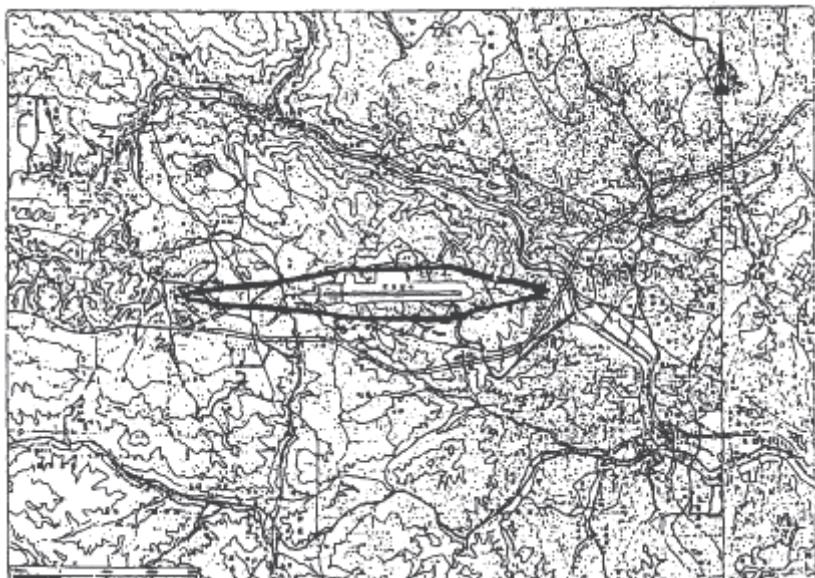
(注) 上段：基準達成戸数、下段：基準達成戸数割合

9 航空機騒音に係る環境基準の地域指定図

(広島西飛行場)



(広島空港)



資料：県環境保全課

凡例  航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(類型Ⅱ)

10 航空機騒音短期測定結果

(1) 広島空港

W E C P N L (加重等価平均感覚騒音レベル)

番号	測 定 場 所	2 2 年 度		
		9~12月調査	1~2月調査	通 年
1	東広島市河内町入野 元兼地区	59.8	62.1	61.1
2	" " " 桧木地区	66.7	63.5	65.4
3	" " " 有田峰団地	63.7	61.4	62.7
4	" " " 有田陰地地区	60.9	61.5	61.2
5	" " " 徳広地区	63.1	60.8	62.1
6	" " " 柄木地区	58.8	60.2	59.6
7	" " " 中倉地区	56.5	57.0	56.8
8	" " " 木梨地区	55.7	57.2	56.5
9	" " " 大内原地区	56.7	59.0	58.0
10	" " " 大仙地区	58.7	62.7	61.1
11	" " " (河内企業団地内)	66.3	67.9	67.2
12	" " " (民家)	66.2	67.4	66.8
13	三原市本郷町善入寺 本谷地区	48.5	53.9	52.0
14	" " 船木 平坂地区	60.5	58.1	59.5
15	" " " 菅地区	61.0	60.0	60.5
16	" " " 亀津地区	61.9	59.5	60.9
17	" " " 金壳地区	62.1	60.9	61.5
18	" " " 川西下地区	59.9	58.1	59.1
19	" " " 片側東地区	60.8	60.6	60.7
20	" " " 兼広地区	60.9	60.4	60.7
21	" " " 下中筋下地区	58.4	56.8	57.7
22	" " " 中ノ谷地区	63.2	63.4	63.3

資料：県環境保全課、県空港振興課

(2) 広島西飛行場

W E C P N L (加重等価平均感覚騒音レベル)

番号	測 定 場 所	2 2 年 度		
		7月調査	11月調査	通 年
1	広島市西区観音新町二丁目13番	70	65	68
2	" " " 三丁目8番	55	47	53
3	" " 南観音五丁目16番	62	58	60
4	" " " 四丁目13番	57	56	57
5	" " " 二丁目9番	44	46	45
6	" " 観音新町一丁目11番	45	41	43
7	" " 庚午中四丁目12番	58	57	58
8	" " 観音新町四丁目8番	66	61	64
9	" " 観音新町四丁目12番	59	55	57

資料：広島市

11 航空機騒音常時測定結果

(1) 広島空港

W E C P N L (加重等価平均感覚騒音レベル)

番号	測 定 場 所	22年度パワー平均値
1	東広島市河内町入野字河隅 (県道広島空港線道路用地)	70.8
2	" " " 字元兼 (元兼集会所)	66.2
3	" " " 字重広 (中央老人集会所)	63.4
4	三原市本郷町船木字東藤附 (川西上集会所)	64.4
5	" " 善入寺字正広 (正広ヶ丘集会所)	64.2

資料 県環境保全課、県空港振興課

12 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の範囲	地域の区分	該当類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

(平成22年度)

番号	測定場所	環境基準の地域類型	線路構造	線路の高さ(m)	防音壁の有無	測定年月日	騒音レベル(dB)						振動レベル(dB)			列車速度 (km/時)	測定列車本数	
							12.5m	25m	50m	100m	150m	200m	300m	12.5m	25m	50m		
1	広島市佐伯区利松二丁目	I	高架	8.4	有	H23.1.12	75	73	70	62					53	49	251	30
2	広島市西区横川新町	I	PC桁	18.4	有	H23.1.13	62	62	64	62					47	47	146	22
3	広島市中区西白島町	I	合成桁	15.0	有	H23.1.14	77	73	68	63					45	43	113	23
4	広島市安佐南区緑井二丁目	I	盛土	1.2	無	H23.1.25	63	59							61	59	51	20
5	三原市本郷町上北方	II	高架	-6.0	有	H22.11.8		78									277	20
6	三原市本郷町上北方	II	高架	-3.0	有	H22.11.8		74									267	20
7	三原市長谷二丁目	II	高架	6.0	有	H23.3.15		74									279	20
8	三原市長谷一丁目	II	高架	6.0	有	H23.3.15		72									275	20
9	福山市山手町	I	高架	11.7	有	H22.12.6		74	73	71					52	48	240	20
10	福山市東深津町三丁目	II	高架	14.8	有	H22.12.7		71	69	67					50	47	236	20
11	福山市引野町二丁目	I	高架	13.7	有	H22.12.8		71	68	66					60	50	261	20
12	安芸郡府中町浜田三丁目交差点付近	I	PC桁	7.6	有	H22.11.27		70	64						46	38	168	20

各市町調べ

- (注) 1 騒音レベル及び振動レベルの項の「25m」等の距離は、新幹線鉄道の軌道中心線からの測定位置を示す。
- 2 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。
- 3 振動レベルは、測定列車ごとの振動のピークレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。
- 4 騒音レベルの欄中*印は、環境基準を超えているものを示す。
- 5 列車速度は、測定列車ごとの速度を平均したものである。

14 騒音規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域であって、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域であって、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）であって、その地域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域

15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

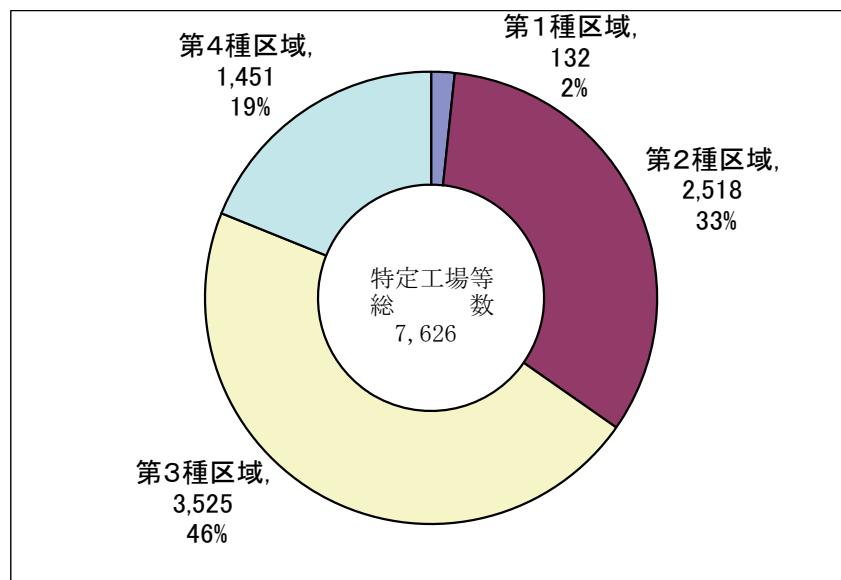
区域の区分	時間の区分	騒音規制法	生活環境保全条例
第1種区域	昼間	50デシベル	50デシベル
	朝・夕	45デシベル	45デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル	55デシベル
	朝・夕	50デシベル	50デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル	65デシベル
	朝・夕	60デシベル	65デシベル
	夜間	50デシベル	55デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル	70デシベル
	朝・夕	70デシベル	70デシベル
	夜間	60デシベル	65デシベル

(注) 時間の区分のうち、「昼間」とは午前8時から午後6時までを、「朝・夕」とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から午前6時まで

16 特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準

騒音レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
85デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

17 騒音規制区域別の特定工場等数



18 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況

区分	特定施設																	合計	特定工場等数(実数)	特定工場等数の構成比(%)			
	騒音規制法										生活環境保全条例												
	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機	抄紙機	印刷機	射出成形樹脂機	合計	金属加工機械	空気圧縮機等	プロンクマシン	木材加工機	ダイカストマシン	オシレートコンベア	電動発動機	計				
合計	7,793	19,711	1,130	1,081	151	400	4,014	35	1,704	1,424	291	37,734	16,999	7,536	140	6,209	193	151	573	#####	#####	100.0	
広島	2,850	6,227	214	56	41	11	1,160	9	1,009	374	85	12,036	6,151	3,172	42	2,178	81	119	138	#####	#####	39.6	
広島西	160	1,610	57	0	12	1	367	9	92	130	0	2,438	355	419	6	290	0	0	2	1,072	3,510	199	3.9
呉	1,207	2,318	180	52	19	2	356	17	156	132	13	4,452	3,491	642	12	295	1	5	149	4,595	9,047	553	10.8
芸北	152	125	6	0	5	0	21	0	3	34	68	414	52	73	3	19	1	0	0	148	562	58	1.1
広島中央	545	1,628	74	0	9	6	131	0	41	319	5	2,758	1,387	513	1	115	4	0	4	2,024	4,782	178	3.5
尾三	923	2,074	161	94	27	4	402	0	108	140	11	3,944	1,775	918	22	511	37	6	26	3,295	7,239	718	14.0
福山・府中	1,629	5,361	412	879	28	376	1,354	0	236	212	94	10,581	3,273	1,647	48	2,565	24	21	246	7,824	#####	#####	22.9
備北	327	368	26	0	10	0	223	0	59	83	15	1,111	515	152	6	236	45	0	8	962	2,073	213	4.2

資料：県環境保全課

1 特定工場等とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。

2 工場・事業場が騒音規制法と生活環境保全条例の両者の特定工場等に該当しているときは、これを1工場として集計した。

3 区分は広域行政圏による。

19 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

区分	合計	構成比(%)	作業打機等を使用する	作業打機を使用する	業さく岩機を使用する作	作業空氣圧縮機を使用する	等を設けて行う作業	等を設けて行う作業	作業パックホウを使用する	作業トラクターショベルを使用する	トランクドーザーを使用する
			打機等を使用する	打機を使用する	岩機を使用する	空氣圧縮機を使用する	コンクリートブランケット	等を設けて行う作業	パックホウを使用する	トラクターショベルを使用する	トランクドーザーを使用する
合計	1,089	100.0	208	0	664	72	4	124	6	11	
広島	733	67.3	143	0	468	36	2	73	2	9	
広島西	33	3.0	4	0	5	18	0	6	0	0	
呉	59	5.4	10	0	36	3	1	6	2	1	
芸北	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島中央	36	3.3	6	0	10	4	0	15	0	1	
尾三	71	6.5	11	0	42	6	1	10	1	0	
福山・府中	144	13.2	31	0	100	3	0	10	0	0	
備北	13	1.2	3	0	3	2	0	4	1	0	

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

20 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

区分	対象数	立入件数				計画変更勧告	改善勧告	改善命令			
		件数	騒音測定								
			件数	基準適合数	基準不適合数						
法	特定工場等	5,123	147	111	102	9	0	0			
	特定建設作業	1,089	31	31	28	3	0	0			
条例	特定工場等	5,121	47	41	41	0	0	0			

資料：県環境保全課

21 振動規制法に基づく規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域

22 振動規制法に基づく地域の指定図

(平成23年3月31日現在)



資料：県環境保全課

23 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域	65デシベル	60デシベル

24 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

振動レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
75デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	禁止	

(注) 第1号区域とは、騒音規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうちの学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいい、第2号区域とは、騒音規制区域のうちの第1号区域以外の区域をいう。

25 振動規制区域別の特定工場等数

(平成23年3月31日現在)

総数	第1種区域	第2種区域
2,644	812 (30.7%)	1,832 (69.3%)

資料：県環境保全課

26 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成22年度)

区分	合計	構成比(%)	金属加工機械	圧縮機	土石用破碎機等	織機	ロコツンククマリシント等ブ	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用ロール機等	機合成樹脂用射出成形	鋳型造形機
合計	15,068	100.0	6,574	4,567	745	801	57	167	707	155	1,138	157
広島	5,243	34.8	2,744	1,435	214	30	15	39	356	45	334	31
広島西	597	4.0	121	263	22	0	6	29	61	0	87	8
呉	1,886	12.5	893	597	167	0	0	8	64	0	133	24
芸北	222	1.5	163	51	3	0	1	1	1	1	1	0
広島中央	1,235	8.2	401	532	88	0	1	7	30	6	170	0
尾三	1,284	8.5	345	558	108	49	19	7	32	5	155	6
福山・府中	3,954	26.2	1,593	976	128	722	13	40	121	98	175	88
備北	647	4.3	314	155	15	0	2	36	42	0	83	0

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

27 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成22年度)

区分	合 計	構成比 (%)	作をく 業使 い 用打 す機 る等	るし鋼 作て球 業破を 壊使 す用	る機舗 作を装 業使版 用破 す碎	作をブ 業使 い 用 レ ー す力 る！
合計	752	100.0%	201	0	2	549
広島	488	64.9%	143	0	2	343
広島西	25	3.3%	5	0	0	20
呉	38	5.1%	13	0	0	25
芸北	0	0.0%	0	0	0	0
広島中央	30	4.0%	5	0	0	25
尾三	57	7.6%	9	0	0	48
福山・府中	105	14.0%	24	0	0	81
備北	9	1.2%	2	0	0	7

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

28 振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成22年度)

区分	対象数	立 入 件 数				計画変更勧告	改善勧告	改善命令			
		件 数	振動測定								
			件 数	基 準 適合数	基 準 不適合数						
特定工場等	2,648	92	87	87	0	0	0	0			
特定建設作業	752	5	5	5	0	0	0	0			

資料：県環境保全課

29 悪臭防止法に基づく規制地域

(平成23年3月31日現在)

市町名	地 域 の 範 囲	規制の区分
呉市、大竹市	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域の定めのある地域	特定悪臭物質による濃度規制
広島市、福山市、世羅町、廿日市市、北広島町、三次市、神石高原町	全 域	臭気指数規制
安芸高田市	向原町の地域	

30 悪臭の規制基準

区分	規制方式	規制概要						
悪臭防止法	特定悪臭物質による濃度規制	特 定 悪 臭 物 質	規制基準設定の有無					
			敷地境界線	気体排出施設排出口	排出水			
			◎	◎	◎			
			◎	◎				
	臭気指數規制		規制基準設定の有無					
生活環境保全条例	指定施設について規制	施設の名称						
		動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設 養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設						

(注) ◎ : 規制基準あり

31 生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況

(平成23年3月31日現在)

区分	特定施設数								特定事業場数	
	合計	構成比 (%)	肥飼料製造業			養豚・養鶏業				
			原料置場	蒸解施設	乾燥施設	飼養施設	収容施設	飼料施設調理	鶏ふん乾燥施設	
合計	644	100.0	13	16	6	498	5	10	96	180
広島	76	11.8	8	15	3	29	0	1	20	18
広島西	2	0.3	1	0	1	0	0	0	0	1
呉	27	4.2	1	1	1	15	0	7	2	15
芸北	51	7.9	0	0	0	42	3	1	5	34
広島中央	26	4.0	0	0	0	24	0	0	2	4
尾三	377	58.5	1	0	0	332	0	0	44	44
福山・府中	21	3.3	1	0	1	12	2	1	4	15
備北	64	9.9	1	0	0	44	0	0	19	49

資料：県環境保全課

(注) 1 特定事業場とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。

2 区分は広域行政圏による。

32 悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況

(平成22年度)

悪臭測定			立入検査	改善勧告	改善命令
件数	基準適合数	基準不適合数			
119	108	11	153	1	0

資料：県環境保全課

第4 化学物質

1 ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況

(1) 大気基準適用施設

平成22年度末現在

番号	区分	施設数	設置届(施設)	廃止届(施設)
1	焼結鉱製造用焼結炉	7	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収用焙焼炉等	0	0	0
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	5	0	0
5	廃棄物焼却炉	291	9	14
	合計	303	9	14

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(2) 水質基準対象施設

平成22年度末現在

番号	区分	施設数	設置届(施設)	廃止届(施設)
1	パルプ製造用漂白施設	4	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	3	0	0
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン等製造用水洗施設等	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	0	0	0
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	0	0	0
11	ジオキサンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0
12	アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0
13	亜鉛回収用精製施設等	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	85	5	1
16	P C B の処理施設	2	0	0
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設等	2	0	0
18	下水道終末処理施設	8	0	0
19	事業場の排水処理施設	2	0	0
	合計	106	5	1

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況

平成22年度

区分	大気関係	水質関係	総計
特定事業場数	219	56	275
特定施設数	303	106	409
立入検査実施施設数	125	18	143
行政検査件数	17	1	18
行政指導	109	9	118
改善命令	0	0	0
一時停止命令	0	0	0

資料：県環境保全課・広島市・呉市・福山市・三次市・庄原市・東広島市・大崎上島町

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況

(1) 大気基準適用施設（排出ガス）

平成22年度末現在

区分 特定施設	事業場数	届出施設数	自主測定対象施設数※ (a)	自主測定報告施設数 (b)	未報告施設数 (a) - (b)
焼結鉱製造用焼結炉	3	7	4	4	0
アルミニウム合金製造施設	2	5	5	5	0
廃棄物焼却炉	214	291	216	216	0
合 計	219	303	225	225	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、休止中、建設中等の施設数を除いている。

(2) 水質基準対象施設（排出水）

平成22年度末現在

区分 特定施設	事業場数	届出施設数	自主測定対象事業場数※ (a)	自主測定報告事業場数 (b)	未報告事業場数 (a) - (b)
パルプ製造用漂白施設	3	4	3	3	0
カーバイド法アセチレン製造用 アセチレン洗浄施設	3	3	0	-	-
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設及び灰の貯留施設	40	85	5	5	0
P C B の処理施設	2	2	0	-	-
フロン類破壊用プラズマ反応施設等	1	2	0	-	-
下水道終末処理施設	6	8	6	6	0
事業場の排水処理施設	1	2	1	1	0
合 計	56	106	15	15	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、蒸発・循環等により公共用水域への排出がない等の施設数を除いている。

4 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果

(1) 大気

平成22年度末現在

調査主体	区分	調査地点		調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
		所在地	地点名	春季	夏季	秋季	冬季	平均
広島県	一般環境	大竹市	大竹油見公園	—	0.0078	—	0.011	0.0094
		廿日市市	廿日市桂公園	—	0.036	—	0.024	0.030
		海田町	海田高校	—	0.15	—	0.24	0.20
		東広島市	東広島西条小学校	—	0.0094	—	0.020	0.015
		竹原市	竹原高校	—	0.015	—	0.018	0.017
		三原市	三原宮浦公園	—	0.030	—	0.017	0.024
		尾道市	尾道東高校	—	0.021	—	0.026	0.024
		府中市	府中市教育センター	—	0.045	—	0.054	0.050
		三次市	三次林業技術センター	—	0.0076	—	0.014	0.011
広島市	一般環境	中区	国泰寺中学校	0.025	0.020	0.034	0.031	0.028
		西区	井口小学校	0.025	0.015	0.019	0.023	0.021
		安佐南区	安佐南区役所	0.042	0.021	0.059	0.030	0.038
		安佐北区	可部小学校	0.091	0.064	0.024	0.031	0.053
		安芸区	安芸区スポーツセンター	0.15	0.16	0.23	0.40	0.24
呉市	一般環境	発生源周辺	広駅前	白岳小学校	—	0.061	—	0.020
			警固屋	鍋山測定局	—	0.019	—	0.017
			吉浦	吉浦市民センター	—	0.021	—	0.015
			川尻町	川尻市民センター	—	0.029	—	0.019
福山市	一般環境	発生源周辺	曙町	曙小学校	0.021	0.072	0.029	0.053
			松永町	松永小学校	0.029	0.026	0.036	0.067
			明治町	南小学校	0.022	0.029	0.035	0.052
			春日町	培遠中学校	0.017	0.013	0.027	0.042
			駅家町	駅家東小学校	0.027	0.033	0.018	0.041
			沼隈町	沼隈支所	0.017	0.017	0.020	0.071
			神辺町	神辺支所	0.026	0.015	0.053	0.082
調査地点数				25				

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(2) 水質・底質

平成22年度末現在

調査主体	区分	調査地点		調査結果	
		所在地	地点名	水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
広島県	一般環境	竹原市	賀茂川(朝日橋)	0.093	—
		三原市	沼田川(潮止め堰上)	0.078	—
		広島湾西部	海域(大竹市沖)(31-29)	0.016	—
		広島湾西部	海域(大竹市沖)(31-8)	—	6.3
		燧灘北西部	海域(竹原市沖)(35-8)	0.020	0.59
広島市	一般環境	八幡川	泉橋	0.059	0.37
		太田川	安芸大橋	0.046	0.19
		鈴張川	宇津橋	0.079	0.22
		根谷川	根の谷橋	0.039	0.19
		三篠川	深川橋	0.048	0.20
		古川	大正橋	0.13	0.20
		猿猴川	東大橋	0.25	0.44
		府中大川	新大洲橋	0.22	0.40
		瀬野川	貫道橋	0.045	0.30
		広島湾	江波沖(広島湾29)	0.032	8.7
		広島湾	井口港沖(広島湾17)	0.027	11
		広島湾	金輪島南(広島湾6)	0.030	8.0
		海田湾	海田湾中央(広島湾1)	0.052	17
呉市	一般環境	黒瀬川	芋福橋	0.074	—
		黒瀬川	真光寺橋	0.12	—
		黒瀬川	呉黒瀬境界	0.073	—
		大屋大川	大屋橋	0.041	—
		呉地先	海域(天応天崎沖)	0.098	7.0
		呉地先	海域(広湾A)	0.085	2.9
福山市	一般環境	藤井川	講和橋	0.45	0.89
		本郷川	吾妻橋	0.21	4.0
		羽原川	本庄神社前	0.28	5.1
		瀬戸川	観音橋	0.64	0.68
		山南川	矢川	0.35	0.75
		備讃瀬戸(海域)	St12	0.050	7.1
調査地点数				29	23

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(3) 地下水

平成22年度末現在

調査主体	区分	調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)
		所在地	地点名	
広島市	一般環境	佐伯区（地下水）	湯来町大字多田	0.023
		佐伯区（地下水）	湯来町大字菅沢	0.012
		佐伯区（地下水）	湯来町大字白砂	0.016
		安佐南区（地下水）	沼田町大字吉山	0.017
		西区（地下水）	井口二丁目	0.021

資料：広島市

(4) 土壤

平成22年度末現在

調査主体	区分	調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)
		所在地	地点名	
広島県	一般環境	廿日市市	津田小学校	0.062
		竹原市	吉名中学校	0.31
		府中市	府中東高等学校	0.012
広島市	一般環境	安佐南区	上安五丁目	0.031
		安佐南区	祇園三丁目	0.32
		安佐南区	伴南一丁目	0.86
		安佐南区	東野一丁目	0.12
		安佐南区	山本新町二丁目	0.30
呉市	発生源周辺	広駅前	白岳小学校	0.59
		警固屋	警固屋中学校	0.96
		吉浦	吉浦小学校	0.16
		川尻	川尻中学校	0.34
福山市	一般環境	御幸町	御幸小学校	0.051
		津之郷町	津之郷小学校	0.099
		神村町	神村小学校	0.24
		水呑町	向丘中学校	0.42
調査地点数				16

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

5 内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果

(1) 水質

(平成 22 年度, 単位 : $\mu\text{g}/\text{L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-オクチルフェノール	ビスフェノールA
御手洗川	金剛寺	<0.05	<0.01	<0.01
瀬野川	日浦橋	<0.05	<0.01	<0.01
黒瀬川（深堂川）	磯松橋上流	0.09	<0.01	<0.01
黒瀬川	樋の詰橋	<0.05	<0.01	0.13
賀茂川	朝日橋	0.13	<0.01	<0.01
沼田川	潮止め堰上	<0.05	<0.01	<0.01
大田川	大田橋上流	0.10	<0.01	0.04
江の川（馬洗川）	志幸	<0.05	<0.01	<0.01
広島湾西部（大竹市沖）	31-29	<0.05	<0.01	<0.01
燧灘北西部（尾道市沖）	35-37	<0.05	<0.01	<0.01

※検出下限値 ノニルフェノール : $0.05 \mu\text{g}/\text{L}$, 4-オクチルフェノール, ビスフェノールA : $0.01 \mu\text{g}/\text{L}$

(平成 22 年度, 単位 : $\mu\text{g}/\text{L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
広島市	八幡川	泉橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	太田川	安芸大橋 (戸坂上水道取水口)	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	鈴張川	宇津橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	根谷川	根の谷橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	三篠川	深川橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	古川	大正橋（東原）	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	府中大川	新大州橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	猿猴川	東大橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	瀬野川	貴道橋（貴道）	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	広島湾	江波沖	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	金輪島南	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	海田湾	海田湾中央	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.

※N.D. : 検出下限値未満 ノニルフェノール : $0.1 \mu\text{g}/\text{L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA : $0.01 \mu\text{g}/\text{L}$

ポリ塩化ビフェニール類（一～五塩化ビフェニール : $0.9 \mu\text{g}/\text{L}$, 六～十塩化ビフェニール : $1 \mu\text{g}/\text{L}$), トリブチルスズ, トリフェニルスズ : $0.01 \mu\text{g}/\text{L}$

(平成 22 年度、単位 : $\mu\text{g}/\text{L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノール A
福山市	藤井川	講和橋	<0.1	<0.01
	本郷川	吾妻橋	<0.1	<0.01
	羽原川	本庄神社前	<0.1	<0.01
	山南川	矢川	<0.1	<0.01
	芦田川(高屋川)	川北	<0.1	<0.01
	芦田川(瀬戸川)	観音橋	<0.1	<0.01
	芦田川(有地川)	有地川	<0.1	<0.01
	芦田川(神谷川)	神谷川	<0.1	<0.01
	芦田川(加茂川)	国信橋	<0.1	<0.01
	芦田川(井溝川)	新茶屋橋	<0.1	<0.01
備讃瀬戸		36-2	<0.1	<0.01

※検出下限値 ノニルフェノール : $0.1 \mu\text{g}/\text{L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノール A : $0.01 \mu\text{g}/\text{L}$

(参考)

平成 10~15 年度 全国調査結果の検出範囲 ($\mu\text{g}/\text{L}$)	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノール A	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
	N.D. ~ 21	N.D. ~ 13	N.D. ~ 19	N.D. ~ 0.220	N.D. ~ 0.09	N.D. ~ 0.006

(参考)

予測無影響濃度 ノニルフェノール : $0.608 \mu\text{g}/\text{L}$ 4-オクチルフェノール : $0.992 \mu\text{g}/\text{L}$ ビスフェノール A : $24.7 \mu\text{g}/\text{L}$	内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度。 なお、魚類への予測無影響濃度が、そのまま人に当てはまらないことに留意する必要がある。
---	--

※4-オクチルフェノールは、4-t-オクチルフェノールと4-n-オクチルフェノールの2種類の異性体がある。

環境ホルモン作用が認められたのは、4-t-オクチルフェノールである。

但し、魚類に対する予測無影響濃度は、4-オクチルフェノールとして設定されている。

(2) 底質

(平成 22 年度、単位 : $\mu\text{g}/\text{kg}$)

海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノール A	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
広島市	広島湾	江波沖	N.D.	N.D.	N.D.	25	11
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N.D.	N.D.	N.D.	18	15
	広島湾	金輪島南	N.D.	N.D.	N.D.	20	23
	海田湾	海田湾中央	70	N.D.	11	59	1
平成 10~15 年度 全国調査結果の検出範囲		N.D. ~ 12,000	N.D. ~ 170	N.D. ~ 350	N.D. ~ 2,200	N.D. ~ 300	N.D. ~ 18

※N.D. : 検出下限値未満 ノニルフェノール : $50 \mu\text{g}/\text{kg}$, 4-t-オクチルフェノール : $5 \mu\text{g}/\text{kg}$, ビスフェノール A : $5 \mu\text{g}/\text{kg}$, ポリ塩化ビフェニール類(一~五塩化ビフェニール : $0.07 \mu\text{g}/\text{kg}$, 六~十塩化ビフェニール : $0.1 \mu\text{g}/\text{kg}$), トリブチルスズ, トリフェニルスズ : $1 \mu\text{g}/\text{kg}$

資料 : 県環境保全課、広島市、福山市

※化学物質による内分泌かく乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、結果の数値に対して評価を行える状況ではないが、環境省が実施している全国調査結果の範囲内であった。

6 平成 22 年度の土壤汚染対策法に基づく指定の手続き状況

(1) 指定した区域

(平成 22 年度)

指定の区分	指定年月日	所在地	面 積(m ²)	指定に係る 特定有害物質の種類 ※
要措置区域	—	—	—	—
形質変更時 要届出区域	H22. 8. 12	海田町	7, 132. 59	Cr ⁶⁺ , As
	H23. 3. 11	広島市南区	73. 4	Pb
	H23. 3. 28	広島市南区	11, 262. 1	F

資料：県環境保全課、広島市

注) 要措置区域 : 健康被害が生ずるおそれがあり、汚染の除去等の措置を指示した土地
形質変更時要届出区域 : 健康被害が生ずるおそれがない土地

(2) 指定を解除した区域

該当なし

7 土壤汚染対策法に基づく区域指定一覧

(1) 形質変更時要届出区域

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

番号	所在地	面 積 (m ²)	指定に係る 特定有害物質の種類 ※	当初指定年月日
1	広島市南区	73. 4	Pb	H23. 3. 11
2	広島市南区	11, 262. 1	F	H23. 3. 28
3	海田町	7, 132. 59	Cr ⁶⁺ , As	H22. 8. 12

資料：県環境保全課、広島市

(2) 要措置区域

該当なし

※ 指定に係る特定有害物質の種類にかかる元素記号の説明は、以下のとおり

Cr⁶⁺ : 六価クロム化合物

Pb : 鉛及びその化合物

As : 硒素及びその化合物

F : ふつ素及びその化合物

8 ポリ塩化ビフェニル(PCB)による汚染状況調査

(平成 22 年度)

市場名	検体名	検体数	検出値(ppm)
三次総合地方卸売市場	内海内湾魚介類	1	0.01
	遠洋沖合魚介類	1	0.01
尾道総合食品地方卸売市場	内海内湾魚介類	1	0.04
	内海内湾魚介類	1	0.03
地方卸売市場糸崎市場	内海内湾魚介類	1	0.02
	内海内湾魚介類	1	0.04

食 品	鶏卵	1	<0.01
	鶏肉	2	<0.01

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値 内海内湾魚介類 3ppm
 食肉(牛、豚、鶏) 0.5ppm
 鶏卵 0.2ppm

9 水銀による魚介類の汚染調査結果

(平成 22 年度)

市場名	検体数	検出値(ppm)
三次総合地方卸売市場	2	0.02, 0.29
尾道総合食品地方卸売市場	2	0.15, 0.15
地方卸売市場糸崎市場	2	0.03, 0.08

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値 総水銀 0.4ppm
 (総水銀が、0.4ppm を超える場合は、メチル水銀 0.3ppm 以下)

10 トリブチルスズ化合物(TBT)及びトリフェニルスズ化合物(TPT)による汚染調査結果

(平成 22 年度)

	採取区分	検体名	検体数	検出値(ppm)
T B T	市場	魚類	3	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02
T P T	市場	魚類	3	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02

資料：県食品生活衛生課

(注) 1 暫定的 1 日許容摂取量

TBT : 1.6 μg/kg 体重/日 (80 μg/体重 50kg 成人/日)

TPT : 0.5 μg/kg 体重/日 (25 μg/体重 50kg 成人/日)

※魚介類の 1 人 1 日平均摂取量を 96.8g とすると、

TBT : 0.826 μg/g

TPT : 0.258 μg/g

2 検出値の単位は、厚生労働省報告様式に基づき ppm とした。

3 1ppm は 1 μg/g に相当する。

11 かきの重金属検査結果

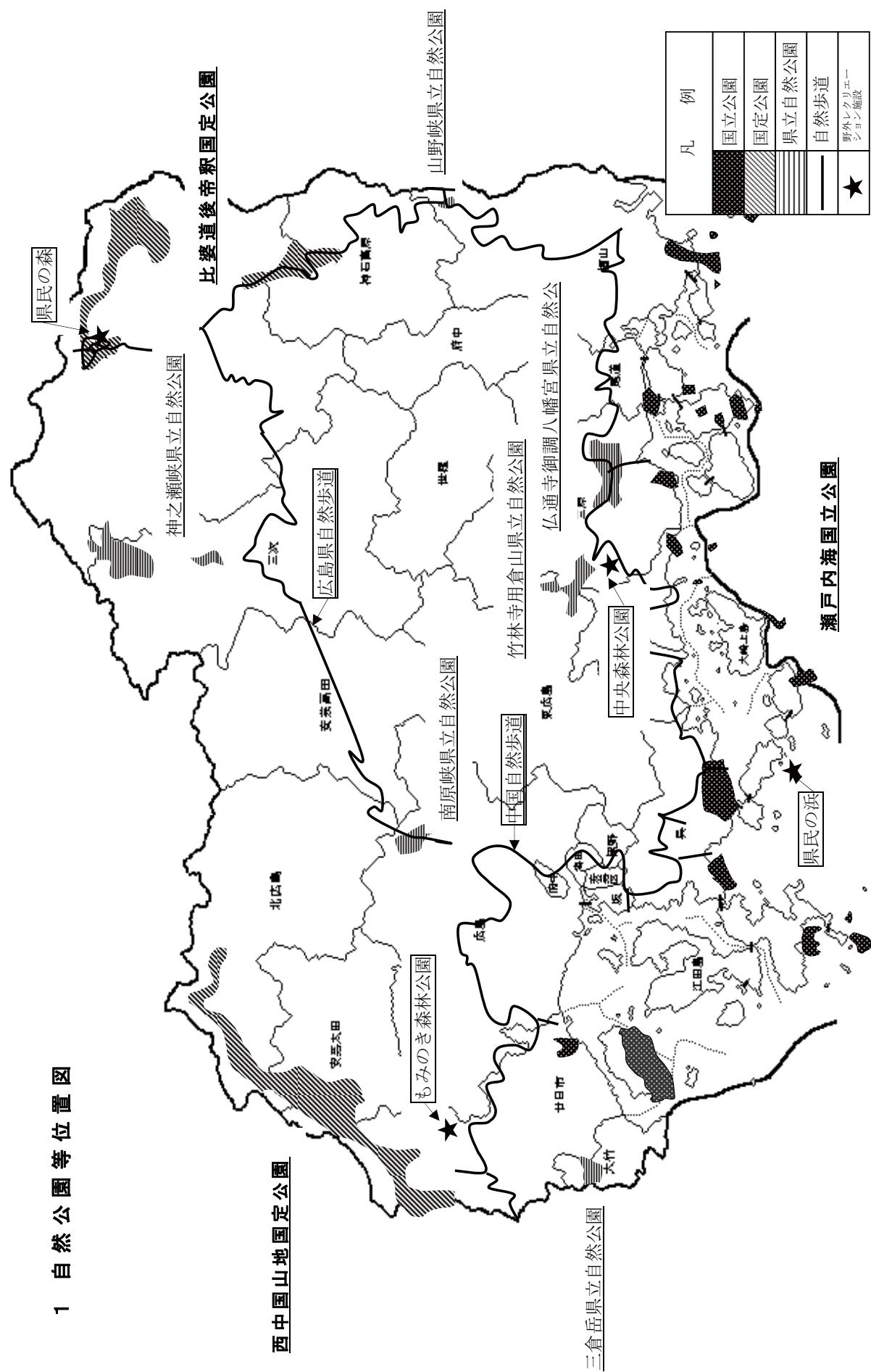
(単位 : ppm)

番号	採取年月日	重金属						
		亜鉛	銅	鉛	カドミウム	総鉄	亜砒酸	総水銀
1	H22.11.8	264	17.9	0.33	0.47	0.16	1.99	0.01
2	H22.11.8	488	47.2	0.25	0.52	0.42	1.84	0.01
3	H22.11.9	290	28.6	0.48	0.52	0.14	1.98	<0.01
4	H22.11.15	258	15.6	0.30	0.41	0.17	1.51	<0.01
5	H22.11.15	237	22.6	0.35	0.57	0.17	2.47	0.01
6	H22.11.16	207	31.8	0.49	0.69	0.22	2.22	0.01
7	H22.11.16	268	40.0	0.55	0.81	0.15	2.03	<0.01
8	H22.11.29	415	46.7	0.34	0.45	0.14	2.23	<0.01
9	H22.11.29	215	29.1	0.44	0.52	0.24	2.06	0.01
10	H22.11.29	393	43.3	0.54	0.61	0.25	2.20	<0.01
11	H22.11.29	391	60.5	0.37	0.42	0.28	1.97	<0.01

資料：県食品生活衛生課

第5章 自然環境

1 自然公園等位置図



2 自然公園の指定状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

公 園 名	主要地域／市町村名	面 積 (ha)			指 定 日
		総面積	特別地域	普通地域	
瀬戸内海国立公園	宮島, 仙酔島, 野呂山, 大久野島等	10,681 ※海面域は除く	7,569 (203)	3,112	S 9. 3. 16 S25. 5. 18 S31. 5. 1
比婆道後帝釈国定公園	六の原, 道後山, 帝釈峠, 吾妻山等	5,342	5,342	0	S38. 7. 24 H15. 3. 25
西中国山地国定公園	聖湖八幡原, 牛小屋高原, 三段峡, 臥竜山, 恐羅漢山等	15,389	15,389 (692)	0	S44. 1. 10
県立自然公園	南 原 峡	広島市	925	925	0 S42. 9. 1
	山 野 峡	福山市, 神石高原町	311	311	0 S42. 11. 14
	三 倉 岳	大竹市	499	499	0 S46. 11. 23
	竹林寺用倉山	東広島市, 三原市	614	614	0 S46. 11. 23
	仮通寺御調八幡宮	三原市	1,356	1,356	0 S46. 11. 23
	神 之 瀬 峡	三次市, 庄原市	2,736	2,736	0 H10. 4. 30
自然公園 計		37,853	34,741	3,112	

資料：県自然環境課

(注) 特別地域内の()は、特別保護地区で内数である。

3 県自然環境保全地域一覧

(平成23年4月1日現在)

名 称	市 町	面 積 (ha)			指 定 年 月 日	
		総 面 積	特別地区	普 通 地 区	区域指定	特別地区的 指定
龍頭峠	安芸太田町	31.40	31.40 (31.40)	—	48. 10. 25	51. 6. 18
万古渓	廿日市市	64.10	26.25	37.85	49. 7. 18	〃
当木島・釜戸岬	福山市	2.17	2.17	—	〃	51. 12. 24
魚切渓谷	神石高原町	72.96	70.87	2.09	53. 3. 24 (区域の拡張)	51. 6. 18
石ヶ谷峠	広島市	389.75	119.34	270.41	49. 9. 30	51. 6. 18
津田の明神山	世羅町	66.69	22.54	44.15	49. 11. 14	51. 12. 24
常清滝	三次市	54.13	23.23	30.90	50. 3. 14	〃
八国見山	庄原市	80.59	43.06	37.53	〃	〃
柏島	吳市	39.65	39.65	—	51. 12. 24	—
小掛峠	安芸高田市	52.51	14.80	37.71	〃	—
指谷山	庄原市	88.25	77.74	10.51	〃	—
大峯山	広島市・廿日市市	39.89	39.89	—	〃	—
福王寺山	広島市	136.98	66.11	70.87	〃	—
男鹿山	世羅町	43.71	11.63	32.08	〃	—
湯の山	広島市	85.11	85.11	—	52. 1. 19	—
滝山峠	安芸太田町・北広島町	336.24	172.13	164.11	53. 3. 24	—
大沢湿原	安芸高田市	56.62	33.77 (5.05)	22.85	53. 12. 1	—
黒川の明神山	世羅町	19.89	19.89	—	〃	—
神之瀬峠	三次市・庄原市	46.41	46.41	—	54. 12. 1	—
岳山	府中市	44.72	37.02	7.70	〃	—
阿下川	神石高原町	54.27	54.27	—	〃	—
猫山	庄原市	65.03	65.03 (29.26)	—	57. 7. 19	—
品の滝	三次市・世羅町	50.16	49.88	0.28	〃	—
吾妻檜原谷	庄原市	87.52	87.52	—	〃	—
上田の明神山	三次市	10.19	—	10.19	58. 3. 31	—
八幡湿原	北広島町	29.43	2.93 (1.08)	26.50	59. 3. 31	59. 10. 1
女龜山	三次市	5.75	5.75 (5.75)	—	62. 3. 31	62. 7. 27
計	27 地 域	2,054.12	1,248.39 (72.54)	805.73		

資料：県自然環境課

注： 1 特別地区欄の()は、野生動植物保護地区で内数である。

2 特別地区的指定年月日は、区域指定時に特別地区があわせて指定された場合を除くものである。

4 自然海浜保全地区一覧

(平成23年4月1日現在)

名 称	所 在 地	面 積 (陸域) ha	海岸線 (延長) m	海浜状況	指定年月日
阿多田島長浦	大竹市	1.20	330	自然	S55. 8. 1
佐木大野浦	三原市	0.63	400	自然／半自然	"
七浦	吳市	0.27	300	"	"
千汐	尾道市	0.17	150	半自然	S56. 3. 31
大串	大崎上島町	0.23	1,400	自然／半自然	"
長浜	竹原市	0.10	800	"	S56. 9. 22
横山	福山市	0.54	1,100	"	"
大柿長浜	江田島市	—	650	"	S57. 3. 31
梶ノ鼻	尾道市	1.44	850	"	"
高根島	尾道市	7.20	1,000	"	"
百島	尾道市	0.29	500	自然	S58. 3. 31
大附	江田島市	1.24	450	"	"
中島	吳市	0.28	600	半自然	"
箱崎	福山市	1.04	600	自然	"
グイビ	福山市	—	700	半自然	"
柄鎌瀬	三原市	0.45	1,500	"	S59. 3. 31
恋ヶ浜	吳市	0.84	300	自然	S62. 3. 31
大浦崎	吳市	0.04	720	"	H 2. 3. 31
須之浦	吳市	1.37	700	"	H 3. 3. 31
計	19 地区	17.33	13,050		

資料：県自然環境課

5 緑地環境保全地域一覧

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

名 称	市 町 村	面 積 (ha)	指定年月日
三永水源地	東広島市	71.50	S48. 10. 25
西国寺坊	尾道市	7.72	"
大品岳	福山市	10.17	"
五郡山	庄原市	13.61	"
深山	芸高田市	95.34	S49. 4. 19
大宮八幡	芸太田町	31.48	S49. 7. 18
蓮華寺	東広島市	2.59	"
風土記の丘	島原市	167.14	S49. 10. 1
古鷹鶴	江田島市	160.54	S50. 2. 12
亀立	神石高原町	90.72	S50. 3. 14
龍立	尾道市	12.48	"
國貞	北広島市	1.13	"
東山渓	芸高田市	3.71	S51. 12. 24
今高野	安芸高田市	1.50	S56. 9. 11
日高嶽	広島市・廿日市市	53.50	S58. 3. 31
葦龜山	東広島市	4.21	S60. 3. 30
八幡神社	世羅町	20.47	"
大富山城跡	吳原市	3.13	S63. 3. 31
天神鼻	吳原市	60.32	H 元. 3. 31
		1.50	"
		3.71	"
計	22 地域	818.48	

資料：県自然環境課

6 自然公園内の許可等の処理状況

(平成 22 年度)

区分	特別保護地区			特別地域									公園事業同意 (認可)			
	許可			許可						届出						
	工作物の新改増築	木竹の損傷	動物の捕獲等	工作物の新改増築	木竹の伐採・損傷	土石の採取等	広告物の設置等	土地の形状変更	指定植物の採取	指定動物の捕獲	その他	非常災害の応急措置	木竹の植栽等	道路	野営場	その他
西中国山地国定公園	2	3	3	16	5	—	—	—	7	1	1	2	1	—	—	—
比婆道後帝釈峠国定公園	—	—	—	31	—	1	2	1	6	—	—	—	—	—	—	—
南原峡県立自然公園	—	—	—	10	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山野峡県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三倉岳県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竹林寺用倉山県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仏通寺御調八幡宮県立自然公園	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神之瀬峡県立自然公園	—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：県自然環境課

7 海岸線の状況

		自然海岸		半自然海岸		人口海岸		河口部		総延長
		延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	km
H8	県	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.7	1,109.5
	全国	17,413.9	53.1	4,252.8	13.0	10,821.6	33.0	310.7	0.9	32,799.0
H5	県	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	全国	18,105.7	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.3	264.0	0.8	32,778.9
S59	県	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	全国	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
S53	県	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	全国	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,599.0	26.7	263.7	0.8	32,170.2

資料：環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査

8 藻場・干潟の現存面積と消滅面積

	藻場 (ha)		干潟 (ha)	
	現存面積	消滅面積 (昭和53年度以降)	現存面積	消滅面積 (昭和53年度以降)
広島県	1,842	251	1,068	99
全国	142,459	65,156	49,380	5,920

資料：環境庁第5回（平成7・8年度）自然環境保全基礎調査

9 保安林面積

(単位：千ha)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
水源かん養保安林	154	154	154	155	155	158	158	159	159	160
災害防備保安林	79	79	80	80	80	80	80	80	80	81
その他保安林	7	7	7	7	6	6	6	6	7	7
計	240	240	241	242	241	244	244	245	246	248

資料：県森林保全課

10 鳥獣保護区等一覧

(1) 森林鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面 積	存続期限	特別保護地区面積
宮島鳥獣保護区（弥山特別保護地区）	廿日市市宮島町	4,397	平成36年10月31日	203
大土山鳥獣保護区	安芸高田市甲田町, 向原町	673	平成32年10月31日	
竜王山鳥獣保護区	福山市赤坂町ほか	972	平成32年10月31日	
指谷山鳥獣保護区	庄原市高野町	88	平成32年10月31日	
石ヶ谷峡・湯の山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	1,527	平成31年10月31日	
冠山鳥獣保護区	廿日市市吉和	1,630	平成30年10月31日	
岩子島鳥獣保護区	尾道市向島町	245	平成30年10月31日	
後山鳥獣保護区	福山市鞆町ほか	631	平成30年10月31日	
八国見山鳥獣保護区	庄原市口和町	196	平成30年10月31日	
恐羅漢山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	811	平成28年10月31日	
苅尾鳥獣保護区（苅尾特別保護地区）	山県郡北広島町	638	平成28年10月31日	114
猪股山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	300	平成28年10月31日	
郡山鳥獣保護区	安芸高田市吉田町	361	平成28年10月31日	
並滝寺鳥獣保護区	東広島市志和町	254	平成28年10月31日	
福成寺鳥獣保護区	東広島市西条町	456	平成28年10月31日	
筆影山鳥獣保護区	三原市須波町ほか	435	平成28年10月31日	
比婆山鳥獣保護区（比婆山特別保護地区）	庄原市西城町ほか	3,233	平成28年10月31日	403
大仙鳥獣保護区	東広島市河内町	78	平成27年10月31日	
立岩鳥獣保護区	廿日市市吉和, 山県郡安芸太田町	536	平成27年10月31日	
東郷山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	364	平成27年10月31日	
天狗石山鳥獣保護区	山県郡北広島町	111	平成27年10月31日	
竹林寺鳥獣保護区	東広島市河内町	87	平成27年10月31日	
野呂山鳥獣保護区	吳市川尻町	282	平成27年10月31日	
仙養ヶ原鳥獣保護区	神石郡神石高原町	740	平成26年10月31日	
南原峠鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	533	平成26年10月31日	
大万木山鳥獣保護区	庄原市高野町	507	平成26年10月31日	
三段峠鳥獣保護区（三段峠特別保護地区）	山県郡安芸太田町	1,350	平成26年10月31日	499
常清滝鳥獣保護区	三次市作木町	68	平成26年10月31日	
上野鳥獣保護区	庄原市	120	平成26年10月31日	
休山鳥獣保護区	吳市警固屋町	1,860	平成26年10月31日	
帝釈峠鳥獣保護区（帝釈峠特別保護地区）	庄原市東城町ほか	730	平成26年10月31日	159
笹ヶ丸鳥獣保護区	広島市安佐北区安佐町	389	平成26年10月31日	
犬伏山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	827	平成26年10月31日	
熊谷山鳥獣保護区	安芸高田市高宮町	321	平成26年10月31日	
龍頭峠鳥獣保護区	福山市山野町	271	平成26年10月31日	
道後山鳥獣保護区	庄原市東城町ほか	1,739	平成26年10月31日	
青笹鳥獣保護区	廿日市市	844	平成26年10月31日	
七塚鳥獣保護区	庄原市七塚町	1,340	平成25年10月31日	
神峰山鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	225	平成25年10月31日	
福王寺鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	1,249	平成25年10月31日	
細見谷鳥獣保護区	廿日市市吉和	851	平成25年10月31日	
天狗坊山鳥獣保護区	広島市安芸区瀬野川町ほか	1,940	平成25年10月31日	
朝日山鳥獣保護区	竹原市下野町	640	平成24年10月31日	
甲山ふれあいの里鳥獣保護区	世羅郡世羅町	464	平成24年10月31日	
大野町鳥獣保護区	廿日市市大野町	810	平成23年10月31日	
八千代鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	1,600	平成23年10月31日	
	計	37,723		1,378

(2) 集団渡来地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面 積	存 続 期 限	特別保護地区 面 積
久山田鳥獣保護区	尾道市久山田町	20	平成31年10月31日	
土師鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	335	平成30年10月31日	
松永湾鳥獣保護区	福山市、尾道市	1,582	平成30年10月31日	
沼田川鳥獣保護区	三原市	1,115	平成29年10月31日	
斎島周辺鳥獣保護区（斎島周辺特別保護地区）	呉市蒲刈町ほか	9,340	平成26年10月31日	6,230
津々木島鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	1,300	平成26年10月31日	
広島湾西部鳥獣保護区	広島市佐伯区ほか	1,400	平成25年10月31日	
王泊鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	134	平成23年10月31日	
樽床鳥獣保護区	山県郡北広島町	240	平成23年10月31日	
	計	15,446		6,230

(3) 身近な鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面 積	存続期限	特別保護地区面積
三倉岳鳥獣保護区	大竹市	1,306	平成32年10月31日	
男鹿山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	43	平成32年10月31日	
亀鶴山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	37	平成32年10月31日	
権現山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	14	平成32年10月31日	
鶴学園学校林伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	20	平成31年10月31日	
切串小学校林古鷹鳥獣保護区	江田島市江田島町	3	平成31年10月31日	
竜頭嶺鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	31	平成31年10月31日	
龍王鳥獣保護区	東広島市西条町	147	平成31年10月31日	
八本松地区学校林七ツ池鳥獣保護区	東広島市八本松町	8	平成31年10月31日	
黒川明神鳥獣保護区	世羅郡世羅町	46	平成31年10月31日	
城山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	51	平成31年10月31日	
中之町小学校林日松山鳥獣保護区	三原市糸崎町	7	平成31年10月31日	
熊野小学校林後西鳥獣保護区	福山市熊野町	8	平成31年10月31日	
君田中学校林木呂田鳥獣保護区	三次市君田町	17	平成31年10月31日	
高野中学校林大鬼山鳥獣保護区	庄原市高野町	4	平成21年10月31日	
柏島鳥獣保護区	吳市川尻町	40	平成30年10月31日	
美土里中学校林日野城山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	4	平成30年10月31日	
三育学院学校林深見鳥獣保護区	三原市大和町	34	平成30年10月31日	
大坊鳥獣保護区	福山市駅家町	19	平成30年10月31日	
灰塚鳥獣保護区	三次市,庄原市	438	平成29年10月31日	
大浜崎鳥獣保護区(大浜崎特別保護地区)	尾道市因島大浜町	35	平成29年10月31日	17
極楽寺山鳥獣保護区	廿日市市	110	平成28年10月31日	
もみのき森林公園鳥獣保護区 (もみのき森林公園特別保護地区)	廿日市市吉和	400	平成28年10月31日	337
グリンピアせとうち鳥獣保護区	吳市安浦町	344	平成28年10月31日	
楓原谷鳥獣保護区	庄原市比和町	88	平成27年10月31日	
因島南鳥獣保護区	尾道市因島三庄村ほか	477	平成26年10月31日	
黄金山鳥獣保護区	広島市南区仁保町	18	平成26年10月31日	
五品岳鳥獣保護区	庄原市東城町	14	平成26年10月31日	
大久野島鳥獣保護区	竹原市	70	平成26年10月31日	
猫山鳥獣保護区	庄原市西城町ほか	65	平成26年10月31日	
緑井鳥獣保護区	広島市安佐南区	720	平成25年10月31日	
府中鳥獣保護区	安芸郡府中町	527	平成25年10月31日	
錦竜公園鳥獣保護区	大竹市玖波町	130	平成25年10月31日	
聖湖鳥獣保護区	山県郡北広島町	37	平成25年10月31日	
伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	116	平成25年10月31日	
走島鳥獣保護区	福山市走島町	220	平成25年10月31日	
宇品鳥獣保護区	広島市南区元宇品町	34	平成25年10月31日	
緑化センター・森林公園鳥獣保護区	広島市東区, 安佐北区	433	平成24年10月31日	
吉田鳥獣保護区	三原市久井町	290	平成24年10月31日	
仙酔島鳥獣保護区	福山市鞆町	94	平成24年10月31日	
牛田山鳥獣保護区	広島市東区	1,240	平成23年10月31日	
陀峯山鳥獣保護区	江田島市大柿町	236	平成23年10月31日	
蓮華寺山鳥獣保護区	広島市安芸区	54	平成23年10月31日	
阿弥陀山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	577	平成23年10月31日	
大峯山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町ほか	40	平成23年10月31日	
万古渓鳥獣保護区	廿日市市	64	平成23年10月31日	
北小学校林鉄穴鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	3	平成23年10月31日	
上黒瀬小学校林	東広島市黒瀬町	2	平成23年10月31日	
原田小学校林鳥獣保護区	尾道市原田町	2	平成23年10月31日	
横倉鳥獣保護区	福山市沼隈町	252	平成23年10月31日	
千田町鳥獣保護区	福山市千田町	540	平成23年10月31日	
	計	9,509		354

11 有害鳥獣の捕獲(捕獲数)

(単位:頭、羽)

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (暫定値)
イノシシ		5,897	6,337	7,400	10,529	10,325	15,332
シカ		1,567	2,159	2,185	2,581	2,935	3,776
サル		33	104	88	132	114	166
カラス		3,434	3,490	5,284	4,315	4,058	4,868

資料:自然環境課

第6 温暖化対策関係

1 部門別二酸化炭素排出量の推移(広島県)

(単位:万t-CO₂)

年度	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	伸び率(H2~H20)
産業	3,087.6	3,189.9	3,153.9	3,168.5	3,218.8	3,676.6	3,602.4	3,776.7	3,792.6	3,897.9	3,714.2	4,141.2	4,194.8	3,774.3	22.2%
うち工業プロセス	74.9	78.8	80.8	80.5	82.0	96.9	89.0	95.6	90.9	96.2	86.4	90.5	101.2	89.3	19.2%
うちエネルギー転換	71.9	70.4	73.4	81.0	62.5	86.4	79.2	87.1	85.2	91.5	91.9	94.9	89.1	112.8	56.9%
運輸	599.1	641.2	706.5	710.3	722.7	727.6	731.8	743.5	747.0	721.8	694.0	691.7	695.5	700.1	16.9%
民生(家庭)	326.3	365.3	395.9	406.5	386.3	438.0	425.8	434.6	458.4	465.1	471.4	459.6	466.8	457.0	40.1%
民生(業務)	300.1	333.9	366.6	383.0	391.6	430.1	413.4	437.1	465.1	430.5	426.1	437.0	465.0	407.9	35.9%
廃棄物	48.4	45.1	42.4	45.6	59.5	68.0	64.7	61.2	57.0	52.7	49.3	49.1	50.5	50.0	3.3%
合計	4,361.6	4,575.5	4,665.4	4,713.9	4,778.9	5,340.4	5,238.1	5,453.1	5,520.1	5,568.0	5,355.0	5,778.7	5,872.5	5,389.4	23.6%

注1)産業には、工業プロセスとエネルギー転換の値を含む。

注2)数値は有効数字の関係上、合計の端数が一致しない場合がある。

資料:県環境政策課

2 電灯・電力消費量(広島県)

(単位:億kWh)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
電灯	61	62	63	63	66	68	68	71	71	70
電力	129	126	129	125	130	133	138	145	136	124
計	190	188	192	188	196	201	206	216	207	194

資料:県環境政策課

3 用途別都市ガス販売量(広島県)

(単位:億kcal)

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
家庭用	13,948	13,790	13,669	13,899	13,579	13,705	14,193	13,370	13,377	12,983
商業用	6,400	6,435	6,596	6,632	7,105	7,274	7,397	7,208	7,000	6,116
工業用	4,817	5,671	12,851	15,091	19,387	22,711	27,393	30,400	29,707	30,003
その他	2,989	3,129	3,468	3,773	4,170	4,449	4,577	4,459	4,348	4,077
計	28,154	29,025	36,584	39,395	44,241	48,139	53,560	55,437	54,432	53,179

資料:県環境政策課

4 種類別燃料油販売量(広島県)

(単位:千㎘)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
A重油	636	682	816	978	920	889	833	737	588	506
C重油	476	541	503	610	688	447	425	535	354	325
軽油	1,008	1,023	967	1,037	923	948	918	826	828	822
灯油	580	637	543	544	478	396	363	344	316	308
ナフサ・ジェット油	70	116	116	108	109	101	79	67	59	58
揮発油	1,517	1,531	1,497	1,540	1,427	1,508	1,420	1,370	1,416	1,331
計	4,287	4,530	4,442	4,817	4,545	4,289	4,038	3,879	3,561	3,350

資料:県環境政策課

5 自動車保有台数の推移(広島県)

(単位:千台)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗用車	904	907	906	910	910	898	884	870	864	859
貨物自動車	158	153	150	149	149	145	142	135	130	127
乗合自動車	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽自動車	629	611	664	683	702	723	740	755	765	773
その他	64	63	63	64	64	65	65	65	66	66
計	1,760	1,739	1,788	1,811	1,830	1,836	1,836	1,830	1,830	1,830

資料:県環境政策課

6 住宅用太陽光発電システム設置件数(広島県)

(単位:件)

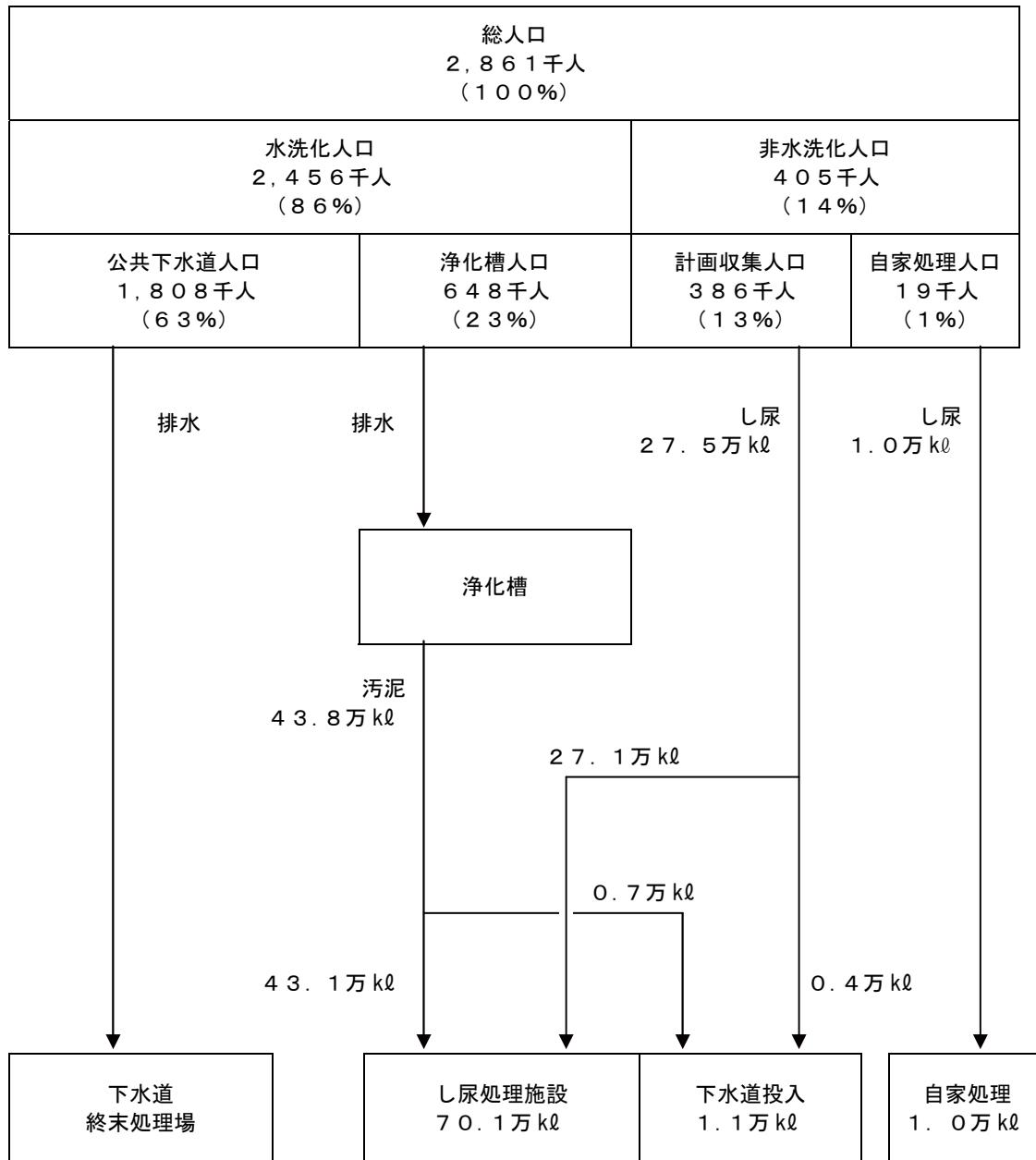
年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
設置件数	14	37	70	232	278	543	805	642	1,138	1,624	2,010	2,815	2,129	1,636	1,909	3,357	6,884	26,123

資料:県環境政策課

第7 廃棄物対策関係

1 し尿処理の概況

(平成21年度)



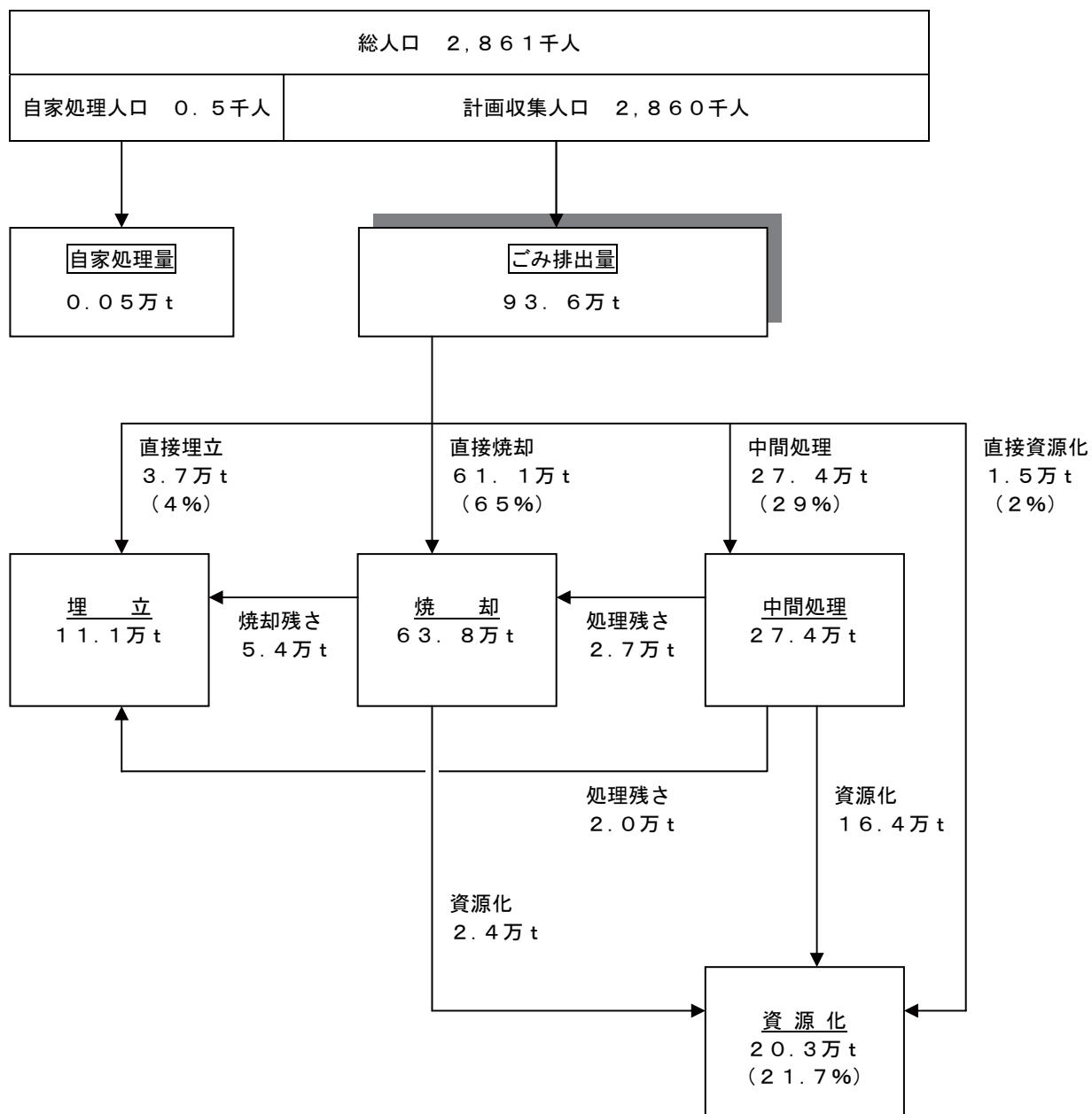
資料：県循環型社会課

(注) 1 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

2 公共下水道人口とは、実際に下水道に接続してし尿等を処理している人口、浄化槽人口とは浄化槽（集落排水処理施設等を含む）を利用してし尿等を処理している人口をいう。

2 ごみ処理の概況

(平成 21 年度)



資料：県循環型社会課

(注) 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

3 容器包装廃棄物の分別収集の状況

(単位 : t)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
無色ガラス	8,435	8,019	8,063	7,755	7,337	6,799	7,641
茶色ガラス	8,229	8,002	7,985	7,847	7,394	7,191	7,642
その他のガラス	3,112	2,837	2,780	2,670	2,354	2,570	2,774
その他の紙	97	42	0	0	0	0	0
ペットボトル	4,460	4,575	5,168	5,395	5,070	4,979	4,983
その他のプラスチック	31,817	32,488	31,513	30,603	27,948	27,400	27,231
(うち白色トレイ)	11	15	15	15	16	15	14
スチール	8,949	7,790	7,191	6,137	5,369	5,040	4,953
アルミ	3,679	3,349	3,131	2,685	2,800	2,899	2,898
段ボール	11,877	11,637	11,752	10,852	9,469	9,696	94
飲料用紙パック	144	245	133	123	126	100	10,676
計	80,799	78,984	77,696	74,067	67,867	66,674	68,892

資料：県循環型社会課

4 広島県分別収集促進計画(第6期)の概要

(単位 : t)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
無色ガラス	6,802	6,763	6,728	6,690	6,657
茶色ガラス	6,949	6,898	6,847	6,795	6,747
その他のガラス	2,463	2,442	2,420	2,399	2,379
その他の紙	303	301	300	299	298
ペットボトル	4,571	4,554	4,539	4,522	4,508
その他のプラスチック	24,261.1	24,189.1	24,122.1	24,250.1	24,184.1
(うち白色トレイ)	19.1	19.1	19.1	19.1	19.1
スチール	5,654	5,594	5,538	5,478	5,425
アルミ	2,989	2,965	2,944	2,921	2,898
段ボール	10,607	10,569	10,538	10,505	10,471
飲料用紙パック	190.2	188.2	187.2	185.2	185.2
計	64,789.3	64,463.3	64,163.3	64,044.3	63,752.3

資料：県循環型社会課

5 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況

(平成 23 年 3 月 31 日)

区分	登録業者数		許可業者数		
	引取業	フロン類 回収業	解体業	破碎業	
				(破碎前)	(破碎)
広島県	666	241	55	22	0
広島市	337	144	12	5	0
呉市	130	33	4	2	0
福山市	310	112	30	11	0
計	1,443	530	101	40	0

資料：県産業廃棄物対策課、広島市、呉市、福山市

6 産業廃棄物処理業者許可状況

(平成 23 年 3 月 31 日)

区分	広島県	広島市	呉市	福山市
産業廃棄物	収集運搬	3,106	1,716	816
	処分	264	110	31
	小計	3,370	1,826	847
特別管理産業廃棄物	収集運搬	401	257	142
				281
	処分	21	10	3
	小計	422	267	145
合計	3,792	2,093	992	1,750

資料：県産業廃棄物対策課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 表中の数字は許可件数を表している。

2 1 つの業者が複数の区分、複数の自治体の許可を有する場合、それぞれ計上している。

第8 その他

1 生活圈別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成22年度)

区分		合計	広島	広島西	呉	芸北	広島中央	尾三	福山・府中	備北
取扱件数 (原因者数)	合計	1,369	478	107	36	9	257	154	314	14
	(構成比%)	100.0	34.9	7.8	2.6	0.7	18.8	11.2	22.9	1.0
取扱件数内訳	大気汚染	339	51	36	7	0	60	54	129	2
	水質汚濁	289	142	25	6	4	32	26	49	5
	騒音	275	152	18	15	2	16	18	54	0
	振動	19	11	0	0	0	1	2	5	0
	悪臭	219	81	9	7	3	27	21	69	2
	土壤汚染	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	227	40	19	1	0	121	33	8	5

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

2 発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成22年度)

発生源 種類別	合計	会社・事業所																		個	そ	不		
		農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	水道・熱供給業	電気・ガス・熱供給業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	れサービス業(他に分類されない)	も公務(他に分類されない)	分類不能の産業			
(取扱件数)	合計	1,524	25	7	3	5	297	245	8	1	50	45	0	9	46	19	7	5	112	12	41	229	220	138
	(構成比%)	100.0	1.6	0.5	0.2	0.3	19.5	16.1	0.5	0.1	3.3	3.0	0.0	0.6	3.0	1.2	0.5	0.3	7.3	0.8	2.7	15.0	14.4	9.1
取扱件数内訳	大気汚染	352	5	0	2	2	174	71	2	0	14	14	0	0	9	7	2	4	30	0	16	0	0	0
	水質汚濁	335	13	5	0	3	50	110	5	0	30	13	0	8	17	10	3	0	45	10	13	0	0	0
	騒音	279	0	1	1	0	44	30	1	1	3	10	0	0	10	1	2	1	16	0	3	155	0	0
	振動	19	0	0	0	0	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	10	0	0
	悪臭	232	6	1	0	0	10	32	0	0	1	5	0	1	8	1	0	0	10	1	3	64	89	0
	土壤汚染	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	306	1	0	0	0	0	12	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	11	0	6	0	130

資料：県環境保全課

(注) 県及び市町が取り扱った件数

3 公害苦情事案の処理状況

区分	19年度			20年度			21年度			22年度			
	総数	解決件数	解決率(%)										
取扱件数	1,461	1,254	85.8	1,594	1,374	86.2	1,482	1,260	85.0	1,524	1,257	82.5	
公害の種類	大気汚染	402	350	87.1	359	314	87.5	327	273	83.5	352	286	81.3
	水質汚濁	261	243	93.1	288	264	91.7	329	296	90.0	335	293	87.5
	騒音	274	247	90.1	278	258	92.8	262	239	91.2	279	249	89.2
	振動	28	25	89.3	19	18	94.7	14	14	100.0	19	18	94.7
	悪臭	188	150	79.8	244	207	84.8	216	188	87.0	232	210	90.5
	土壤汚染	2	1	50.0	6	2	33.3	6	5	83.3	1	1	100.0
	地盤沈下	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
その他	306	238	77.8	400	311	77.8	328	245	74.7	306	186	60.8	

資料：県環境保全課

4 環境保全協定締結状況

(平成 23 年 4 月現在)

当事者		締結年月日	
県・大竹市	日本大昭和板紙株式会社	昭和 46 年 8 月 26 日	日本紙業株式会社と協定締結
		〃 50 年 9 月 23 日	全部改訂
		平成 9 年 10 月 1 日	日本紙業株式会社から日本板紙株式会社に承継
		平成 15 年 4 月 1 日	日本板紙株式会社から日本大昭和板紙西日本株式会社に承継
		平成 20 年 4 月 1 日	日本大昭和板紙西日本株式会社から承継
	三菱レイヨン株式会社	昭和 46 年 9 月 22 日	大竹紙業株式会社と協定締結
		〃 51 年 3 月 5 日	全部改訂
		平成 17 年 7 月 1 日	大竹紙業株式会社から三島製紙株式会社に承継
	ダイセル化学工業株式会社 三井化学株式会社 三井・デュポンポリケミカル株式会社	平成 20 年 4 月 1 日	三島製紙株式会社から承継
		昭和 46 年 10 月 5 日	
		〃 50 年 9 月 2 日	全部改訂
県・福山市	JFEスチール株式会社 瀬戸内共同火力株式会社 日本化薬株式会社	昭和 46 年 11 月 25 日	
		〃 50 年 9 月 23 日	全部改訂
		昭和 46 年 12 月 27 日	
		〃 57 年 3 月 31 日	一部改訂
		平成 15 年 4 月 1 日	日本鋼管株式会社から承継
県・呉市	日新製鋼株式会社 王子製紙株式会社	昭和 46 年 12 月 27 日	
		〃 57 年 3 月 31 日	一部改訂
		平成 18 年 7 月 1 日	福山共同火力株式会社から承継
県・尾道市	横浜ゴム株式会社	昭和 51 年 9 月 14 日	
		〃 57 年 3 月 31 日	一部改訂
		昭和 48 年 9 月 25 日	
県・竹原市	電源開発株式会社	平成 9 年 11 月 6 日	一部改訂
		〃 11 年 3 月 17 日	一部改訂
県・大崎上島町	中国電力株式会社	昭和 49 年 1 月 22 日	
		〃 55 年 4 月 19 日	全部改訂
		平成 7 年 11 月 20 日	
		〃 15 年 6 月 23 日	一部改訂

資料：県環境保全課

* 日本大昭和板紙株式会社は、平成 20 年 4 月 1 日に日本大昭和板紙西日本株式会社芸防工場及び三島製紙株式会社大竹工場を吸収及び分割合併し、両社から協定を承継した。

5 環境影響評価の実施状況

(1) 「環境影響評価法」に基づき手続中の事業

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	公告総覧
酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画	大崎上島町	火力発電所	17 万 kW 級	方法書 : H21. 8. 4
竹原火力発電所新 1 号機設備更新計画	竹原市	火力発電所	60 万 kW	方法書 : H22. 12. 22

資料 : 環境保全課

(2) 「環境影響評価法」に基づく手続を終了した事業

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告総覧
岩国大竹道路	大竹市	道路	4.7km	H12. 8. 31
福山道路	福山市	道路	15km	H13. 3. 29

資料 : 環境保全課

(3) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく手続を終了した事業

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告総覧
廃棄物処理・リサイクル事業	福山市	廃棄物処理施設	500t/日	H13. 4. 26
福山リサイクル発電事業	福山市	廃棄物処理施設	314t/日	H13. 9. 27
(仮称) 福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	し尿処理施設	200kℓ /日	H22. 4. 1
(仮称) 三原市汚泥再生処理センター整備事業	三原市	し尿処理施設	176kℓ /日	H22. 12. 13

資料 : 環境保全課

(4) 「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく手続を終了した事業

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告総観
三和ゴルフクラブ建設事業	神石郡三和町	ゴルフ場	69ha	S60. 2. 12
広島市内陸部埋立事業	広島市	廃棄物処理施設	40ha	S60. 4. 11
広島港五日市地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	154ha	S61. 1. 27
東広島中核工業団地開発整備事業	東広島市	工業団地	70ha	S61. 3. 27
吉和カントリークラブ建設事業	佐伯郡吉和村	ゴルフ場	134ha	S61. 3. 27
新広島空港整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	2, 500m	S61. 9. 4
福山石炭灰最終処分場設置事業	福山市	廃棄物処理施設	42ha	S61. 11. 25
広島市矢野土地区画整理事業	広島市	住宅団地	103ha	S61. 11. 25
広島市安佐地区開発事業	広島市	工業団地	74ha	S62. 2. 26
広島市瀬野川土地区画整理事業	広島市	住宅団地	123ha	S62. 7. 20
阿戸ゴルフ場建設事業	広島市	ゴルフ場	87ha	S62. 8. 24
箕島地区産業廃棄物等処理事業	福山市	廃棄物処理施設	59ha	S63. 5. 12
江の川水系灰塚ダム建設事業	甲奴郡総領町, 双三郡三良坂町	多目的ダム	354ha	H1. 3. 30
大佐山カントリークラブゴルフ場建設事業	芦品郡新市町	ゴルフ場	110ha	H1. 8. 10
志和東ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	115ha	H1. 8. 24
千代田カントリークラブ建設事業	山県郡千代田町	ゴルフ場	127ha	H2. 2. 15
鷹の巣ゴルフクラブ建設事業	佐伯郡佐伯町	ゴルフ場	114ha	H2. 3. 12
坂ゴルフ場建設事業	安芸郡坂町	ゴルフ場	136ha	H2. 7. 16
広電大和町ゴルフコース建設事業	賀茂郡大和町	ゴルフ場	127ha	H2. 11. 19
J & P 36H ひろしまコース建設事業	山県郡豊平町	ゴルフ場	302ha	H4. 1. 9
瀬戸内リゾート竹原建設工事	竹原市	ゴルフ場等	139ha	H5. 5. 13
シティリゾートタウン開発事業	広島市	住宅団地等	145ha	H5. 8. 5
広島I7-ポートカントリークラブ建設事業	豊田郡本郷町	ゴルフ場	131ha	H5. 9. 30
西広島開発事業	広島市	住宅・工業団地	489ha	H6. 8. 11
広島港出島沖地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	129ha	H6. 11. 4
大朝カントリー倶楽部建設事業	山県郡大朝町	ゴルフ場	165ha	H7. 2. 27
安浦地区ゴルフ場施設整備事業	豊田郡安浦町	ゴルフ場	19ha	H7. 3. 6
千代田流通団地造成事業	山県郡千代田町	流通業務団地	137ha	H7. 3. 27
久芳カントリー倶楽部建設事業	賀茂郡福富町, 豊栄町, 河内町	ゴルフ場	167ha	H7. 4. 20
広島空港拡張整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	3, 000m	H8. 1. 8
恋文字ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	161ha	H8. 6. 6
広島市沼田町伴土地区画整理事業	広島市	工業団地等	80ha	H8. 9. 26
中国横断道尾道松江線(三次～高野)	三次市, 庄原市, 比婆郡口和町, 高野町	道路	36km	H8. 11. 5
上黒島最終処分場増設計画	安芸郡下蒲刈町	廃棄物処理施設	28ha	H9. 3. 27
駅家・加茂地区内陸団地造成事業	福山市	工業団地等	255ha	H10. 9. 17
地域高規格道路江府三次線建設事業	庄原市	道路	4. 1km	H11. 2. 4
呉市ごみ処理施設整備事業	呉市	廃棄物処理施設	393t/日	H11. 5. 10

資料：環境保全課

(注) 事業の実施場所は、手続時の市町村名を記載している。

6 広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況

(平成22年度)

環境配慮チェック表作成事業件数 (大・中規模事業)		事業の種類	道路の整備		砂防・治山		港湾の整備		農業・農村の整備		建築物の整備		合計		
			事業件数		1		1		5		8		17		
		事業段階別件数	計画	設計	工事	計画	設計	工事	計画	設計	工事	計画	設計	工事	
【循環】 環境への負荷が少ない循環型社会広島	大気環境、水環境の保全	路線(場所)の選定について地域環境の保全、土地利用等と整合	2	1	1	1	1	1	3	2	2	3	3	6	6
		交通網の整備により交通量を分散化							2	2	1	2	3	2	5
		交通流を円滑化											0	0	0
		出入口の複数化や駐車場の適正配置による交通渋滞の緩和									2	1	2	2	1
		沿道、沿線環境に配慮した構造											0	0	0
		防音壁を設置											0	0	0
		環境施設帯を設置											0	0	0
		駐車場の周辺に緑地を設置し大気汚染や騒音の緩和										1	2	0	1
		低騒音舗装 透水性舗装、低騒音軌道等を採用											0	0	0
		建設機械、車両の稼動等に伴う周辺環境への影響の低減	2	1					3	2	2	1	2	5	3
		工事中の汚水、濁水の発生を低減	1	1	1				3	2			3	2	3
		地盤改良に当たり地下水汚染や土壤汚染の防止									2		2	0	0
		工事の集中を避け準拠化							3	2	1	1	2	4	1
		自然海岸の変更等による海水の自浄能力の低下や水産資源への影響の回避											0	0	0
		埋立による潮流の変化がもたらす水質悪化や異常堆砂・異常洗掘等の回避											0	0	0
		工事中の湧きを低減											0	0	0
		埋立材による汚染防止											0	0	0
		土砂採取により埋立材を確保する場合の環境保全の配慮											0	0	0
		水質の自浄作用に配慮した構造											0	0	0
		地域の大気環境、水環境に配慮した処理方式・構造											0	0	0
		汚水の高度処理、公共下水道接続											0	0	0
		放流先の水環境の配慮											0	0	0
		造成中の粉じん対策											0	0	0
		廃棄物を有効利用する方式											0	0	0
		繩が持つ水循環機能に配慮											0	0	0
		雨水や循環水の利用促進											0	0	0
		透水性舗装など地下水の涵養											0	0	0
		処理水の再利用											0	0	0
		悪臭の発生防止											0	0	0
		中水道の整備											0	0	0
		雨水利用施設、雨水浸透施設の整備											0	0	0
個別配慮 事項実施 件数	【地球】 地球環境保全に貢献する広島	建設廃棄物等の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理	1	1	1				3	2	2	2	5	2	5
		再生骨材、再生砕石等の再生資源の利用	1	1	1				3	2	2	2	5	2	5
		建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理	1	1					3	2	1	2	4	1	5
自然環境の保全	地球温暖化の防止	バイパスの整備、立体交差化等により交通渋滞の緩和	1										0	1	0
		CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資するため施設の綠化	2	1	1				1				1	3	1
		熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など森林資源の保護	1	1					2	1			2	1	2
		工事車両や建設機械のアイドリングストップ等の励行	1	1					3	2			3	1	3
		フロンの使用抑制										1	1	1	1
	省資源、省エネルギーの推進	自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入									2	2	1	2	2
		省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用	1	1	1				2	2	2	2	4	4	5
		建築物の断熱化									1	1	1	1	0
		雨水利用や中水利用設備の導入									1	0	1	0	0
		貴重な動植物の生息・生育地の消失の回避	1	1					2	1			2	1	2
【共生】 自然 と人がふれあう潤いのある広島	自然環境の保全	回避できない場合は、自然環境の変容の少ない線形、形状や代替措置	1	1					2	1			2	1	2
		生物生息空間のネットワークの確保	1	1					2	1			2	1	2
		自然改変の少ない施設、構造・工法の採用				1			1	1			1	1	1
		のり面、環境施設帯等を活用した生物生息空間の創出											0	0	0
		のり面、水際等についての生物生息空間の確保								1			0	0	1
		道路・場内・施設照明、前照灯、誘導灯等による影響の低減											0	0	0
		野生生物の生育生息環境に配慮した夜間照明											0	0	0
		干潟、藻場、磯場の保全											0	0	0
		工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧	1	1					2	2			2	1	3
		生態系を維持するため適切な河川水量を確保											0	0	0
歴史的景観の保全、文化遺産の保護	快適な生活空間の創造	池など生物生息空間の創出											0	0	0
		多自然型川づくりにより、河川環境の保全・創造											0	0	0
		縦勾配のり面への高木植栽を実施するなど道路、沿線の緑化											0	0	0
		地場産素材、天然素材等の利用や植栽に努めるなど周辺景観と調和										1	0	0	1
		橋脚・施設等の色彩は周辺環境と調和											0	0	0
		防波堤・堤防等の構造、形態、意匠及び素材等は周辺景観と調和											0	0	0
		線豊かな空間の維持・形成											0	0	0
		親水性護岸、景観保全護岸等											0	0	0
		人がふれあえる水辺環境を創造											0	0	0
		のり面、水際等について親水性や景観の保全	1	1					1	1			1	1	2
歴史的景観の保全、文化遺産の保護		倉庫、上屋などの建築物等は個性、風情の活用、周辺景観との調和											0	0	0
		良好な景観を形成している樹木等の存置、移植、現存植生等を考慮した植栽等								1			0	0	1
		良好な道路景観や町並み等の快適な都市景観の創造に努める											0	0	0
		動物の生息・生育場である多様な水際線、河床等の維持・創造											0	0	0
		屋敷林・鎮守の森、里山などの保全								1			0	0	1
歴史的景観の保全、文化遺産の保護		施設内の緑化											0	0	0
		防災性も踏まえたオープンスペースの確保											0	0	0
		電波障害、日照障害、風害の防止									1	1	2	1	2
		人の健康に配慮した内装材等の使用								2	1	2	2	1	2
		歴史的景観の保全											0	0	0
		文化遺産の保護	1	1					1	2			1	1	3
		合 計	0	20	16	0	6	0	0	0	39	0	31	22	13
															72

*灰色の欄は各事業種の環境配慮チェック表の対象外項目。

7 潛戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業一覧表

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し) 対策内容	県計画の項目※	具体的な事業等	関係課(室)名	平成21年度の関係課等の事業等の実施・進捗状況		
					実施事業等名称	事業等の内容	
水質汚濁の防止	・水質総量規制制度等の実施(第6次総量削減計画の積極的な推進、生活排水、産業排水対策、養殖漁業・農業・畜産の対策、藻場・干潟の保全及び再生、底質汚濁の除去(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善等)、赤潮対策)	1(1)ア、イ	総量削減計画、生活排水対策、産業排水対策	環境部環境保全課	水質汚濁防止法等施行業務、窒素・磷削減指導、生活排水対策	第6次総量削減計画の推進を実施している。(生活排水浄化対策推進要綱等により、住民、事業者、行政が一休みとなった生活排水対策の推進。水質汚濁防止法等に基づく工場・事業場への立入検査、総量規制基準の遵守状況等の監視・指導)	
		1(1)ア	「広島県汚水適正処理構想」等に基づく下水道等の生活排水処理施設整備	環境部循環型社会課 都市局都市環境課	浄化槽設置整備事業・浄化槽市町村整備推進事業 公共下水道整備事業、流域下水道整備事業	浄化槽設置費補助・浄化槽整備起債元償還費補助 下水道普及促進事業	
		1(1)イ	広島県環境保全融資制度	環境部循環型社会課	広島県環境保全融資	中小企業者等への汚水処理施設設置・改善資金の融資	
		1(1)ウ	養殖漁業・農業・畜産対策(資源循環型畜産確立基本方針)	農水産振興部畜産課 研究開発部研究開発課(総合技術研究所)	資源循環型畜産推進指導事業 総合技術研究所における研究開発	家畜排せつ物の適正な処理の推進 江田島湾におけるかき養殖適正化技術開発(H19-21)	
		1(1)エ	藻場の保全及び再生	農水産振興部畜産課	水産基盤整備事業等	藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る	
		1(1)オ	藻場・干潟の保全及び再生	空港港湾部港湾企画整備課	海域環境創造事業	人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。	
		1(1)カ	底質改善(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善を含む。)	環境部環境保全課	自然環境の保全と活用		
		1(2)	ダイオキシンの排出削減 PCB廃棄物の適正処理等	環境部環境保全課 環境部産業廃棄物対策課	ダイオキシン類等対策事業 「広島県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正な保管及び円滑な処理を推進している。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排出ガスの行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施している。 海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を図る。	
		1(3)ア	船舶及び陸上からの油等の排出防止	空港港湾部港湾振興課	船舶及び陸上からの油等の排出防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を図る。	
		1(3)イ	事故による海洋汚染の未然防止	空港港湾部港湾振興課	事故による海洋汚染の未然防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力を図る。	
		1(3)ウ	排出油等防除体制の整備	空港港湾部港湾振興課	排出油等防除体制の整備	油処理資材等の備蓄及びこれらを使用した流出油処理・原因者の防除作業の指導・関係機関等との連携	
		1(3)ウ	石油コンビナート等災害対策及び流出事故対策	危機管理監消防保安課	石油コンビナート等災害対策及び流出事故対策	石油コンビナート等防災計画の策定等による防災対策の推進	
自然景観の保全	・有害化学物質等の規制及び把握等(ダイオキシンの排出削減、PCB廃棄物の適正処理等) ・油等による汚染の防止(船舶及び陸上からの油等の排出防止、排出油防除体制の整備等) ・緑地等の保全(保安林の整備等による健全な森林の保護育成等)	1(3)ウ	広島県水質事故対策要領に基づく対応	環境部環境保全課	水質汚染事故対策	会議等での研修により、業界団体への啓発を実施した。海域における事故が発生した場合は、「広島県水質事故対策要領」に基づき、関係機関へ迅速に連絡を行っていく。	
		1(3)エ	環境保全対策の充実	環境部環境保全課		脆弱沿岸海域図の活用、自然環境の観測データの蓄積	
		2(1)	・自然公園等の保全(県自然環境保全地域の指定等)	自然公園等の保全・管理	環境部自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業	県自然環境保全地域等の指定による保全指定に伴う行為制限に対する補償等
		2(2)ア	良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の確保	土木局総務管理部技術企画課		採石法及び採石条例の適切な運用	
		2(2)イ		農林整備部森林保全課	保安林制度及び林地開発許可制度	保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用	
		2(2)イ		都市局都市環境課	都市公園整備事業		
		2(2)イ		空港港湾部港湾企画整備課	港湾環境(緑地等施設)整備事業	港湾内における緑の確保や港湾の修景、ならびに港湾内就労者の休息や周辺住民の余暇活動の場として緑地を整備する。	
		2(2)イ		農水産振興部水産課	漁業集落環境(緑地等施設)整備事業	漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図り、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する。	
		2(2)イ		農林整備部森林保全課		林地開発規制の適正な運用	
		2(2)イ		土木局総務管理部技術企画課		2(2)ア再掲	
		2(2)ウ	・緑地等の保全(保安林の整備、森づくり県民税の充て等による健全な森林の保護育成等)	環境部自然環境課	自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業	緑地環境保全地域の指定による保全指定に伴う行為制限に対する補償等	
		2(2)エ		ひろしまの森づくり事業、森林病害虫の防除	ひろしまの森づくり事業	森林の有する公益的機能を持続的に發揮させるため、平成19年度から「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、県民共有の財産である森林をみんなで守り育てる新たな事業を推進	
		2(2)エ	緑化修景措置		森林病害虫駆除事業	森林病害虫等の的確な防除を実施することにより、森林の保全を図る。	
自然景観の保全	・史跡・名勝・天然記念物等の保全 ・海ごみ等の除去(瀬戸内海海ごみ対策検討会との連携、住民参加による海岸の清掃等)	2(3)	国・県指定文化財保護の取組	教育委員会管理部文化財課	国・県指定文化財保護の取組	国・県指定文化財の管理及び保存修理等	
		2(4)	海ごみ等の除去	空港港湾部港湾振興課	・清港活動 ・港湾法、海岸法に基づく規制及び監視 ・海浜における清掃活動	・広島港及び周辺海域における清港活動の実施。 ・海面、海浜等におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の徹底と監視、指導の強化及び海浜等を清淨に保つため、「リフレッシュ瀬戸内」運動など住民等の参加による地域環境保全活動を含めた海岸等の清掃事業の促進。	
		2(4)		環境部循環型社会課	瀬戸内海クリーン化支援事業	市町が漁協と連携して実施する海底ごみ、漂流ごみの回収処理等に対し、補助金を交付する。	
		2(4)		環境部循環型社会課	地域廃棄物対策支援事業	市町等が実施する沿岸等において発生した漂着ごみの撤去・処理、回収困難場所の作業委託等(住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る。)に対し、補助金を交付する。	
		2(4)		太田川水系河川の美化活動	クリーン太田川	国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川の沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃を行う。	

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)		関係課(室)名	平成21年度の関係課等の事業等の実施・進捗状況		
	対策内容	県計画の項目※		実施事業等名称	事業等の内容	
自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の措置(景観法による地域の特色ある景観行政の推進、放置艇禁止区域の拡大、FRP船リサイクルシステムの活用による廃船処理等) 	2(5)ア	景観法による地域の特色ある景観行政の推進	環境部環境保全課	景観行政団体への移行促進	瀬戸内海の自然景観等、地域の自然的・社会的特性を活用した独自の景観計画を策定することにより、地域に密着したきめ細やかな景観施策の実現を図るため、市町の景観行政団体への移行を促進する。
		2(5)イ	関係法令等に基づく環境影響評価等の適正運用	環境部環境保全課	環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、港湾法、公有水面埋立等の場合、県の港湾部局から申請書に添付される「環境影響に関する図書」について審査の依頼があるので、環境保全措置が実施されているかの観点から審査し、指導する。 ③次域の占有に係る法令等について、事前相談がある場合	(1)環境影響評価法・条例規模の案件について、環境影響評価書を技術審査会において審査し、県知事意見を述べ、事業者の自主的な環境配慮を推進する。 (2)公有水面埋立等の場合、県の港湾部局から申請書に添付される「環境影響に関する図書」について審査の依頼があるので、環境保全措置が実施されているかの観点から審査し、指導する。 ③次域の占有に係る法令等について、事前相談がある場合
		2(5)ウ	水域の適正利用・放置艇対策・廃船リサイクルの推進(FRP船リサイクルシステムの活用による廃船処理)、放置艇禁止区域の拡大	空港港湾部港湾振興課	・法令に基づく海域利用の規制 ・放置艇の集積が高い地域から、順次「係留保管計画」を策定し、段階的に係留・保管施設を整備。 ・放置艇禁止区域を拡大し、禁止区域内の放置艇に対する撤去指導を実施。 ・「FRP船リサイクルシステム」を利用した所有者不明の廃船処理の実施及び中国運輸局を事務局とした中国地区廃船処理協議会に参加し、同システムの広報等の支援。	・法令にもとづく海域利用の規制。(占用許可制度等) ・放置艇の集積が高い地域から、順次「係留保管計画」を策定し、段階的に係留・保管施設を整備。 ・放置艇禁止区域を拡大し、禁止区域内の放置艇に対する撤去指導を実施。 ・「FRP船リサイクルシステム」を利用した所有者不明の廃船処理の実施及び中国運輸局を事務局とした中国地区廃船処理協議会に参加し、同システムの広報等の支援。
			河川における放置艇対策	土木整備部道路河川管理課	河川における放置艇対策事業	平成19年10月にポートパーク広島が開業したことにより、重点的撤去区域を京橋川・猿猴川の全区間にまで拡大したことから、今後は、他の水域管理者と連携しながら、許可更新打切りを視野に入れた厳正かつ計画的な対策を講じる。
		2(5)エ	自然海岸の保全	土木整備部河川課		
浅海域の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・菜場及び干潟等の保全等(法令に基づく藻場の保全、藻場・干潟の造成等) ・自然海浜の保全等(自然海浜保全地区の指定、広島県沿岸海岸保全基本計画による親しまれる海岸の整備等) 	3(1)	水産基盤整備事業等(広域漁港整備事業、漁場環境保全創造事業)	農水産振興部水産課	水産基盤整備事業	1(1)工再掲 菜場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行う
		3(2)	海域環境創造・自然再生等事業	空港港湾部港湾企画整備課	海域環境創造事業	1(1)工再掲 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。
		3(2)ア	漁港海岸環境整備事業等	農水産振興部水産課	漁港海岸環境整備事業	漁港区域内の海岸整備を推進する。平成21年度完成予定。
		3(2)イ	規制の徹底と指導、取締りの強化	環境部自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業	自然海浜保全地区の指定等による海浜の保全
応取海へ砂への利対策	・採取禁止措置の堅持、採取跡地周辺での魚礁設置・増殖場造成等	4	採取跡地周辺での魚礁設置	農水産振興部水産課	漁場基盤改良事業	沿岸利の採取等による効用が低下した漁場において、魚礁設置等の流場基盤の整備に努める。
すきだ埋る保立つ立配全てて處にのに對処当	・瀬戸法の基本方針に沿った環境保全への配慮、環境への影響の回避・低減、代償措置の検討等	5	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	空港港湾部港湾振興課	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	公有水面埋立法に定める免許基準等に基づく審査の実施。
廃棄物の処理施設の整備及び処理	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県廃棄物処理計画に基づく廃棄物の発生抑制・減量化・産業廃棄物埋立税による排出量・埋立処分量の抑制・産業廃棄物埋立税による排出量・埋立処分量の抑制・処理施設の整備、監視等の強化等 	6(1)	びんごエコタウン構想の推進	環境部循環型社会課	びんごエコタウン推進事業	びんごエコ団地の整備・分譲
		6(2)	循環型社会形成推進交付金事業	環境部循環型社会課		市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。
		6(3)	産業廃棄物の適正処理の推進	環境部産業廃棄物対策課		適正処理の推進を図るために、埋立処分が必要となるため、埋立処分地の確保に努める。
		6(4)	最終処分場の整備	環境部産業廃棄物最終処分場の整備 環境部循環型社会課	産業廃棄物最終処分場の整備 一般廃棄物最終処分場の整備	市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。
健全な水循環機能の維持・回復	<ul style="list-style-type: none"> ・藻場・干潟等の浅海域の保全、人工干潟の整備等による浄化能力の向上 ・農地・森林の適切な維持管理、河川等の地下浸透への配慮・流量の確保、河川の水環境対策 	7(1)	藻場の保全及び再生	農水産振興部水産課	水産基盤整備事業等	1(1)工再掲 菜場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行う。
		7(2)ア	藻場・干潟の保全及び再生	空港港湾部港湾企画整備課	海域環境創造事業	1(1)工再掲 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。
		7(2)イ	水源地域整備事業	農林整備部森林保全課	水源地域整備事業	水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備
		7(2)イ	水源林整備等	農林整備部森林保全課	水源林造成事業	水源の森の造成
		7(2)ウ	河川等の地下浸透への配慮、流量確保等	土木整備部河川課	単独河川改良事業等	河川全体の自然の営みを視野にいれ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創造するために全ての改良事業で地下浸透への配慮・流量の確保、河川の水環境対策を行なう。
な失環境れのた回復好	・失われた藻場・干潟、自然海岸等の良好な環境の回復等	7(2)ウ	河川の水環境対策	土木整備部河川課	単独河川維持修繕事業	黄田川水環境改善緊急行動計画の取組みの一環として、瀬戸川の浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し、水環境改善に努める。
		8	人が海とふれあい親しめる場の確保等	農水産振興部水産課、土木整備部河川課、空港港湾部港湾企画整備課	海域環境創造事業 水産基盤整備事業	1(1)工再掲 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。
保の島全境しょの部	・自然環境、景観の保全と地域の活性化等	9	自然公園等の保全・管理	環境部自然環境課		2(1)再掲。

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し) 対策内容	県計画の項目※	具体的な事業等	関係課(室)名	平成21年度の関係課等の事業等の実施・進捗状況	
					実施事業等名称	事業等の内容
下水道等の整備の促進	・下水道、農業(漁業)集落排水処理施設、し尿処理施設の整備 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備 ・し尿処理施設の整備	10(1)	下水道整備事業	都市局都市環境課	公共下水道整備事業、流域下水道整備事業	(1)(1)アの再掲)
			10(2)	浄化槽設置整備事業	環境部循環型社会課	(1)(1)アの再掲)
		10(3)	農業集落排水施設整備事業	農林整備部農業基盤課		(1)(1)アの再掲)
			10(4)	漁業集落排水施設整備事業	農水産振興部水産課	漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図り、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する。
等泥河海の床底除の及去汚び	・河川・海域の底質調査、生活環境に影響を及ぼす底質の除去、底泥の浚渫による海域・河川環境の保全等	11	土木整備部河川課			
視水質定等の監	・河川・海域の水質常時監視、ダイオキシン類による環境汚染の状況把握、工場等の監視体制の強化等(水質情報管理システム、発生源レメータシステムの質的向上)		農水産振興部水産課	漁場環境保全創造事業	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場所の環境改善を図る。	
環境保全に関する開発研究及び技術	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究、広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発、生態系のモニタリング調査の推進等	12	環境部環境保全課	水質常時監視 発生源水質連続測定データの監視	水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、常時監視を行っている。 協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視を行ことにより、水質汚濁防止法・協定の遵守状況を確認している。	
	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究、広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発、生態系のモニタリング調査の推進等		研究開発部研究開発課(総合技術研究所)	総合技術研究所における研究開発	江田島湾におけるかき養殖適正化技術開発(H19-21)	
	・生息系のモニタリング調査の推進		環境部環境保全課	瀬戸内海水環境等調査	瀬戸内海の浅海域における潮間帯生物の状況や生息環境等といった総合的な環境調査を住民等との協働で行い、データを収集し、瀬戸内海の水環境の状況を把握する(平成19~21年度)。調査結果を住民等へフィードバックすることにより瀬戸内海の保全に対する意識の高揚を図る。また、住民等が主体となって簡単かつ効率的に実施できるような生物調査方法を確立し、地域を主体とした生物多様性の保全を図れるよう、普及・啓発を図る。	
環境教育・環境学習の推進	・広島県環境学習推進実施計画に基づく環境教育、環境学習の普及拡大 ・瀬戸内海の環境保全の啓発、瀬戸内海を里海として再生する意識の醸成 ・せとうち海援隊、マイロード、ラブリバー等の環境保全団体への支援等	14	環境保全活動・環境学習機会の充実及び取組の普及拡大	環境部環境政策課	環境保全アドバイザー制度	地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行う。木材の養成・登録・派遣の実施。
			環境学習指導者の養成支援及び環境学習プログラムの作成	環境部環境政策課	環境学習モデルタウン事業	環境学習を積極的に推進する市町を「環境学習モデルタウン」に指定し、モデルタウンで実施する環境学習を支援するとともに、先進的な取組の普及拡大を図る。
			環境学習の推進	教育委員会教育部指導第一課	環境学習の推進	小学校及び中学校における「総合的な学習の時間」などの活用による環境学習の推進
			環境学習の機会の充実	教育委員会教育部生涯学習課(福山少年自然の家)	自然環境教育支援プログラムの開発、提供等	次代を担う子どもたちに、地域環境の大切さ等を学習する「森の環境NEEDSプログラム」を開発・提供とともに、小中学生を対象とした「自然科学教室」等で自然との触れ合いを通して好奇心や感性を育む、参加体験型の環境教育プログラムを実施。
			人材の育成	教育委員会教育部学校経営課・指導第一課	教員研修の推進	児童生徒の発達段階に応じ、地域の特色を活かした学校独自の学習プログラムを創造ができるよう、様々な研修機会をとらえ、教員の環境に関する専門的な知識や技能の向上を図る。
			せとうち海援隊	環境部環境保全課	せとうち海援隊支援事業	海域の自然環境を良好に維持していくため、県内の海浜等で、清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動を支援する。(傷害保険の加入、回収ゴミの処分、活動状況のPR等)
			住民と行政との協働体制による道路の美化活動支援事業	土木整備部道路河川管理課	広島県アダプト制度(マイロード・システム)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、或いは、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(マイロード団体)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。
			住民と行政との協働体制による河川の美化活動支援事業	土木整備部道路河川管理課	広島県アダプト制度(ラブリバー制度)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の一級河川・二級河川における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、或いは、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(ラブリバー団体)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。
実報供情の・報充広提	・ホームページ等による情報提供、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷量の削減の取組み等の広報	15	広報	環境部	広島県環境部HP「エコひろしま」による情報提供	
広域的な連携の強化等	・瀬戸内海環境保全知事・市長会議、社団法人瀬戸内海環境保全協会等との広域的な連携及び情報交換、太田川流域振興協議会、広島湾再生推進会議等と連携した環境保全施策の推進等	16	瀬戸内海広域連携推進事業	環境部環境保全課	瀬戸内海環境保全知事・市長会議等	瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等との連携・情報交換を図っている。
			広島湾再生推進会議等による取組	国土交通省中国地方整備局が中心となって事業を実施(推進会議委員(広島県):政策企画部長、環境部長、農林水産振興部長、都巿局長)	広島湾再生推進会議等	広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が協力して、陸域と海域が連携した総合的な広島湾の再生を行いうための行動計画を策定し、これを推進することを目的とする。
			健やかな流域づくり事業(黒瀬川モデル)	環境部環境保全課	健やかな流域づくり事業(黒瀬川モデル)	森林、農地、市街地、河川、海域などを一体的な水循環系とし、「健全な水環境の維持・回復」をコンセプトとし、住民の参加による総合的・広域的な取組みを誘導・推進することを目的に、先行モデルケースとして「黒瀬川」流域を選定した。住民参加によるワークショップ等を中心に検討を行い、他の流域への拡大を目指す。
			太田川水系河川の美化活動	土木整備部道路河川管理課	クリーン太田川	2(4)再掲

*県計画の項目:「第5目標達成のため講ずる施策」参照

8 せとうち海援隊認定団体

(平成23年3月末現在)

地域名	団体名	活動区域(市町名)
広島	宇宙船地球号の会	包が浦地区海岸(廿日市市)
	阿多田島漁業協同組合	阿多田地区海岸(大竹市)
	THE EARTH	上室浜、腰細浦、革籠崎海岸(廿日市市)
	宮島の磯・生きもの調査団	大元公園前海岸外(廿日市市)
	広島環境サポートネットワーク	元宇品海岸太田川河口(広島市)
	N T T ドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂(坂町)
	フジこどもエコクラブ広島	包ヶ浦海岸(廿日市市)
	特定非営利活動法人佐伯帆走協会	廿日市市ポートパーク周辺(廿日市市ほか)
	広島市立似島小学校	大黄湾(広島市)
	大竹市立阿多田小学校	阿多田島本浦、内浦、外浦(大竹市)
	瀬野川を楽しむ会	瀬野川、海田湾周辺(海田町)
	広島市立似島中学校	長浜、大黄湾(広島市)
呉	海越女性会	海越地区海岸(呉市)
	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜町内海岸(呉市)
	ひろしま自然の会	呉市周辺の海岸(呉市)
	呉市豊町公衆衛生推進協議会	大崎下島の蒲野、白潟(呉市)
	S S F C 海辺の清掃実行委員会	呉市内の海岸(呉市)
	呉市立豊島小学校	大浜、山崎、小浦、内浦(呉市)
	呉市立下蒲刈小学校	梶ヶ浜(呉市)
	Oceans	狩留賀浜(呉市)
	呉市立渡子小学校	渡子の浜(呉市)
	呉市立吉浦中学校	狩留賀浜(呉市)
東広島	(株)あけぼの	倉橋島、蒲刈島(呉市)
	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	長浜海岸、忠海高校前海岸(竹原市)
尾三	くる ² (くるくる)みはら発見隊	鷺浦町広瀬谷海岸(三原市)
	三原市立鷺浦小学校	鷺浦町須ノ上、佐木、向田地域海岸(三原市)
	尾道市立高見小学校	千汐海岸、下江府島海岸(尾道市)
	尾道市立浦崎小学校	海老干潟(尾道市)
	高見釣りクラブ	千汐海岸(尾道市)
福山	環境市民ネット松永	松永湾一帯(福山市)
	盈進中学校環境研究部生物班	仙酔島(福山市)
	福山市立内海小学校	入双の浜、しゃごしの浜、家廻の浜(福山市)
	福山市立走島小学校	走島港(福山市)

資料：環境保全課

9 こどもエコクラブ数、メンバー数

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
メンバ一数	1,711	2,153	2,185	1,772	1,397	1,153	1,457	1,447	1,439	972	941
サポート一数	327	374	529	372	301	226	311	277	246	182	178
クラブ数	104	106	130	107	87	64	85	84	82	55	42

資料：県環境政策課

10 緑の少年団、団員数

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
団員数	2,716	2,780	2,975	2,810	2,733	2,873	2,779	2,525	2,596	2,396	2,497
団 数	45	45	46	41	40	41	39	38	37	36	34

資料：県森林保全課

11 国指定・県指定文化財等件数一覧

平成23年3月31日現在

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財			合計		
	種 別 (種 類)	件 数		種 別 (種 類)	件 数			
国宝	建 造 物	7				7		
	絵 画	2				2		
	工 芸 品	9				9		
	書跡・典籍・古文書	1				1		
小 計		19				19		
重要文化財	建 造 物	56	重要文化財	建 造 物	44	100		
	絵 画	12		絵 画	49	61		
	彫 刻	43		彫 刻	90	133		
	工 芸 品	55		工 芸 品	53	108		
	書跡・典籍・古文書	18		書跡・典籍・古文書	51	69		
	考 古 資 料	4		考 古 資 料	16	20		
	歴 史 資 料	2		歴 史 資 料	3	5		
小 計		190	小 計		306	496		
重 要 無 形 文 化 財		0	無 形 文 化 財		3	3		
重 要 有 形 民 俗 文 化 財		7	有 形 民 俗 文 化 財		5	12		
重 要 無 形 民 俗 文 化 財		4	無 形 民 俗 文 化 財		65	69		
記念物	特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝	1	記念物			1		
	特 別 史 跡	1				1		
	特 別 名 勝	1				1		
	特 別 天 然 記 念 物	1				1		
	史 跡	23		史 跡	125	148		
	名 勝	7		名 勝	6	13		
	天 然 記 念 物	15		天 然 記 念 物	121	136		
				名 勝 天 然 記 念 物	1	1		
小 計		49	小 計		253	302		
重 要 伝 統 的 建 造 物 群		2				2		
合 計		271	合 計		632	903		
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11		
登 錄 文 化 財	登 錄 有 形 文 化 財					104		
	登 錄 記 念 物					1		

資料：文化財課

12 都市公園整備現況

(平成22年3月31日現在)

区分	種別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	2,530	383.99
	近隣公園	104	206.90
	地区公園	26	136.14
	計	2,660	727.03
都市基幹公園	総合公園	28	418.95
	運動公園	20	272.75
	計	48	691.70
特殊公園		29	685.96
広域公園		5	288.95
都市緑地・緑道		145	128.66
国営公園		1	222.10
計		180	1,325.67
合計		2,888	2,744.40

資料:都市環境課

(注)特殊公園には、風致公園、歴史公園、動・植物公園、墓園を含む

13 県・市町の環境保全関係規程等

(1) 県

区分		名称
環境一般	通 則	広島県環境基本条例 広島県生活環境の保全等に関する条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	環境影響評価	広島県環境影響評価に関する条例 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
	地球環境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
	附属機関	広島県環境審議会条例 広島県景観審議会規則
	基 金	広島県環境保全基金条例 広島県みどりと景観の基金条例 広島県産業廃棄物抑制基金条例
	試験・研究	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則
	その 他	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（大竹地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（大竹地域） 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準
	騒音・振動・悪臭	騒音の規制に関する定め 騒音に係る環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 振動の規制に関する定め 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
	水質汚濁	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排出基準を定める条例 化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 汚濁負荷量の測定に係る排水の期間 特定排水水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排水水の量の計測方法 特定排水水の窒素含有量に係る汚染状態及び特定排水水の量の計測方法 特定排水水のりん含有量に係る汚染状態及び特定排水水の量の計測方法 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則 窒素及びその化合物ならびに燐及びその化合物に係る削減指導指針
	公害紛争処理	公害紛争の処理に関する条例 公害紛争の処理に関する条例施行細則 公害苦情相談員の任命等に関する訓令
環境整備	廃棄物・リサイクル	広島県産業廃棄物埋立税条例 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ホリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
	淨 化 槽	浄化槽法施行細則 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
	化 製 場	化製場等に関する法律施行条例 化製場等に関する法律施行細則 動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定
自然保護	自然環境保全	広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則 広島県自然環境保全基本方針 広島県自然海浜保全条例 広島県自然海浜保全条例施行規則
	自然公園	広島県立自然公園条例 広島県立自然公園条例施行規則 自然公園施設の設置及び管理に関する条例 自然公園施設管理規則
	温 泉	広島県温泉法施行細則
	鳥獣保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
	野生生物	広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 広島県野生生物保護基本方針 指定野生生物種及び特定野生生物種の指定
景 観		ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則 広島県景観形成基本方針 広島県公共事業等景観形成指針 広島県大規模行為景観形成基準 宮島・大野景観指定地域景観形成基準 新広島空港周辺景観指定地域景観形成基準 西中国山地国定公園周辺景観指定地域景観形成基準 西瀬戸自動車道景観指定地域景観形成基準 安芸灘架橋景観指定地域景観形成基準
	国土利用	広島県国土利用計画審議会条例 広島県土地開発指導要綱 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱
		広島県環境基本計画（改定計画）

(2) 市町（条例）

市町名	条例の名称
広島市	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 広島市ぼい捨て等の防止に関する条例 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広島市環境影響評価条例 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 広島市景観条例
呉市	呉市環境基本条例 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 呉市ポイ捨て等防止に関する条例 呉市景観条例 呉市伝統的建造物群保存地区保存条例
竹原市	竹原市環境基本条例 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例
三原市	三原市環境基本条例 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三原市生活環境審議会条例 三原市小型浄化槽設置及び管理条例 三原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 三原市大和まちづくり景観条例
尾道市	尾道市環境基本条例 尾道市環境美化に関する条例 尾道市の自然環境を守る条例 尾道市景観条例 尾道市屋外広告物条例
福山市	福山市環境基本条例 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
府中市	府中市環境基本条例 府中市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 府中市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例 府中市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 府中市上下町まちづくり景観条例
三次市	三次市環境基本条例 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三次市かいてき環境保全条例 三次市ポイ捨て等禁止条例 三次市景観条例
庄原市	庄原市環境基本条例 庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 庄原市ポイ捨て等防止に関する条例 庄原市河川美化条例
大竹市	大竹市環境基本条例 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
東広島市	東広島市環境基本条例 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例
廿日市市	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 廿日市市景観づくり条例
安芸高田市	安芸高田市環境美化条例 安芸高田市公害対策審議会条例 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査の縦覧等の手続きに関する条例 安芸高田市環境基本条例
江田島市	江田島市環境美化の推進に関する条例 江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
府中町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
海田町	海田町美しいまちづくり条例
熊野町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
坂町	坂町環境美化の推進に関する条例
安芸太田町	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 安芸太田町ふるさと清流条例 安芸太田町環境保全審議会条例
北広島町	北広島町環境保全に関する条例 北広島町環境美化に関する条例 北広島町生物多様性の保全に関する条例
大崎上島町	大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

世 義 町	世羅町生活環境保全等に関する条例 世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 世羅町浄化槽清掃業に関する条例
神石高原町	神石高原町環境保全に関する条例 神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(3) 市町（計画）

市 町 名	計 画 の 名 称
広 島 市	広島市環境基本計画 広島市地球温暖化対策地域推進計画 広島市役所環境保全実行計画 広島カーボンマイナス 70 —2050 年までの脱温暖化ビジョン— 広島市景観形成基本計画
呉 市	呉市環境基本計画 くれエコアクションプラン 呉市地域新エネルギービジョン 呉市景観計画
竹 原 市	竹原市環境基本計画
三 原 市	三原市環境基本計画 三原市役所地球温暖化対策実行計画
尾 道 市	尾道市環境基本計画 尾道市地球温暖化対策実行計画 尾道市景観計画
福 山 市	福山市環境基本計画 福山市地球温暖化対策実行計画
府 中 市	府中市環境基本計画 府中市地球温暖化対策実行計画
三 次 市	三次市環境基本計画 三次市地球温暖化対策実行計画 三次市地域新エネルギービジョン 三次市地域新エネルギー重点ビジョン 三次市景観計画
庄 原 市	庄原市環境基本計画 庄原市地球温暖化対策実行計画 庄原市地域新エネルギービジョン
大 竹 市	大竹市環境基本計画 大竹市地球温暖化対策実行計画
東 広 島 市	東広島市環境管理計画 東広島市地球温暖化対策実行計画 東広島市地域新エネルギービジョン
廿 日 市 市	廿日市環境基本計画 廿日市市地域省エネルギービジョン 廿日市市地域新エネルギービジョン
安芸高田市	安芸高田市環境基本計画 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 安芸高田市地域省エネルギービジョン
江 田 島 市	江田島市地球温暖化対策実行計画
府 中 町	府中町環境基本計画 府中町地球温暖化対策実行計画 府中町地域省エネルギービジョン 府中町地域新エネルギービジョン
海 田 町	海田町環境基本計画 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
熊 野 町	熊野町地球温暖化対策実行計画 熊野町地域新エネルギービジョン
坂 町	坂町地球温暖化対策実行計画
安芸太田町	安芸太田町地域新エネルギービジョン
北 広 島 町	北広島町地域新エネルギービジョン
大崎上島町	大崎上島町地域新エネルギービジョン
世 義 町	世羅町地球温暖化対策地域推進計画 世羅町地球温暖化対策実行計画
神石高原町	神石高原町地球温暖化対策実行計画 神石高原町地域新エネルギービジョン

第9 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

mg = 1000 分の 1 g = 1000 μg

3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0102(以下P328まで「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P.C.B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表7に掲げる方法

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)の付表をいう。(p146まで同じ)

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利 用 目 的 の 性 応	基 準 値						該当水域
		水 素 オ ン 度 (pH)	生 物 化 学 的 要 求 量 (BOD)	浮 物 質 量 (SS)	遊 量	溶 酸 素 量 (DO)	存 量 大 脳 菌 群 数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下		別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下		
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下		
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—		
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—		
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	告示の付表8に定める方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB酵素管に移植し、35~37度、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるよう、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表8の1(1)による。）	

備考

1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利 適 用 目 的 の 性	基 準 値						該当水域
		水 イ オ 素 濃 (p H)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮 物 質 (S S)	遊 遊 量	溶 酸 素 存 量 (D O)	大 群 大 腸 菌 数	
AA	水道 水産 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	1 1 級 級	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
A	水道 水産 及びB以下の欄に掲 げるも	2, 3 2 級 級	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
B	水産 工業用水 農業用水 及びCの欄に掲 げるも	3 1 級 級	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水 環境保全	2 級	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	告示の付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法		最確数による定量法	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 - 〃3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるものの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水工農業環境3種水全用	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2, 45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下		別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下		
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表8の1(1)による。)		

(ウ) 海域

a

項目 類型	利適 用目 的の性 能	基準値						該当水域
		水イオ 素濃度 (pH)	化 学的酸素 要 求 量 (COD)	溶 酸 素 存 量 (DO)	大 群 存 在 量	大 腸 菌 数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出され ないこと。	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域	
B	水産2級 工業用 水及びCの欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。		
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—		
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定裝 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定 める方法 (ただし, B類型の工 業用水及び 水産2級の うちノリ養 殖の利水点 における測 定方法はアルカリ性 法)	規格32に定 める方 法又は隔 膜電極を 用いる水 質自動監 視測定裝 置により これと同 程度の計 測結果の 得られる 方法	最確数によ る定量法	告示の付表 10に掲げる 方法		

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。
試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD (0.2mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)

f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるものの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種浴及びⅢ以下の欄に掲げるものの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びⅣの欄に掲げるものの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産業用種水全生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下		別に政府又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表8の1(1)による。）		

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあっては日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあっては、日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキシン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 「公共用水域告示付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。

5 騒音に係る環境基準(一般地域の騒音)

(1) 道路に面する地域以外の地域

地域の 類型	基 準 値		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第16条第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A 及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に面する空間の基準値

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路交通法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に規定する自動車専用道路をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（単位W E C P N L）
I	70 以下
II	75 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、 II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、 II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0. 6pg-TEQ／m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ／L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ／g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1, 000pg-TEQ／g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等 (ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値 (TEQ) とする。
- 2 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1 kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1 kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふつ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度が、それぞれ地下水 1Lにつき0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg及び3mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。